

豊見城市
障害者計画及び障害福祉計画

平成 21 年 3 月
豊見城市 障害・長寿課

はじめに

～障害のある市民とともにつくる ひとにやさしい共生のまち豊見城～



障害のある市民が自ら力をつけ、あらゆる機会を通して社会参加を行い、地域のなかであたりまえに暮らせる社会の構築をめざし、「住んでよかった、これからも住み続けたい豊見城市」であるために市民の主体的な福祉活動や関係機関との協働による障害者施策を進めてまいりました。

平成 17 年 10 月には、「障害者自立支援法」が成立し、障害福祉サービスの一元化、就労支援の強化などの制度改革が行われ、サービス体系の抜本的な見直しが行われました。

これに伴い、本市では平成 18 年 3 月に「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体のものとして「豊見城市障害者計画及び障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供目標を掲げ、障害のある市民の自立支援に向けた各種福祉施策を推進してまいりました。

現行の「豊見城市障害者計画及び障害福祉計画（第 1 期）」は、国が示す基本指針において平成 23 年度目標に至る中間段階として位置づけられ、平成 20 年度中に見直しを行い、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とした「第 2 期障害福祉計画」の策定を進めることとされています。

「第 2 期の障害福祉計画」については、第 1 期の障害福祉計画の進捗状況等の整理を行い、障害のある市民が、自立した日常生活、積極的な社会参加を行うことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を計画的かつ円滑に提供していくため、平成 23 年度末までのサービス見込み量と数値目標を設定しました。

今後とも、すべての市民が安心して暮らしていくことができる地域社会の実現をめざし、障害のある市民の人格の尊重を基本に、地域生活や一般就労への移行に対する一層の支援を行い、障害のある市民の日常生活における自立と積極的な社会参加を行うことができるよう、市民や地域をはじめ福祉関係機関並びに団体等との連携による取組を推進してまいります。

最後に、本計画にあたり、ご尽力賜りました豊見城市障害者施策推進協議会の委員をはじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました関係各位の皆様に対し心よりお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

豊見城市長 金城豊明

目 次

序 章 計画策定にあたって

1. 計画策定に向けて…………… 1
2. 計画策定の進め方…………… 4
3. 計画策定の体制…………… 5
4. 計画見直しの基本スタンス…………… 6

第 1 章 障害のある市民を取り巻く状況

1. 障害のある市民の状況…………… 9
2. 障害福祉サービスの状況…………… 12
3. 障害のある児童の状況…………… 17

第 2 章 計画の理念及び基本目標

1. 計画の基本理念…………… 18
2. 計画の基本方針…………… 19
3. 施策の体系…………… 21

第 3 章 障害福祉サービスの見込み量の設定

1. 施設入所者の地域への移行…………… 22
2. 退院可能な精神障害者の地域への移行…………… 23
3. 福祉施設から一般就労への移行…………… 23
4. 自立支援給付の見込み量とその考え方…………… 24
5. 地域生活支援事業…………… 32


第 4 章 障害者施策の推進

1. 自立を支援する基盤整備の推進…………… 35
2. 障害の予防と早期発見…………… 51
3. 障害に対する理解と交流の推進…………… 57
4. 障害のある児童生徒の療育、保育、教育の推進…………… 65
5. ひとにやさしいまちづくりの推進…………… 73
6. 住宅確保対策…………… 79
7. スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援…………… 82
8. 障害のある市民の雇用、就労環境の充実…………… 86

資料編

1. アンケート調査結果の概要…………… 92
2. 豊見城市附属機関の設置に関する条例…………… 115

3. 豊見城市障害者推進協議会規則	118
4. 障害者施策推進協議会名簿	119



序章 計画策定にあたって

1. 計画策定に向けて
2. 計画の進め方
3. 計画策定の体制
4. 計画策定のスタンス

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定に向けて

1) 障害者福祉施策の動向

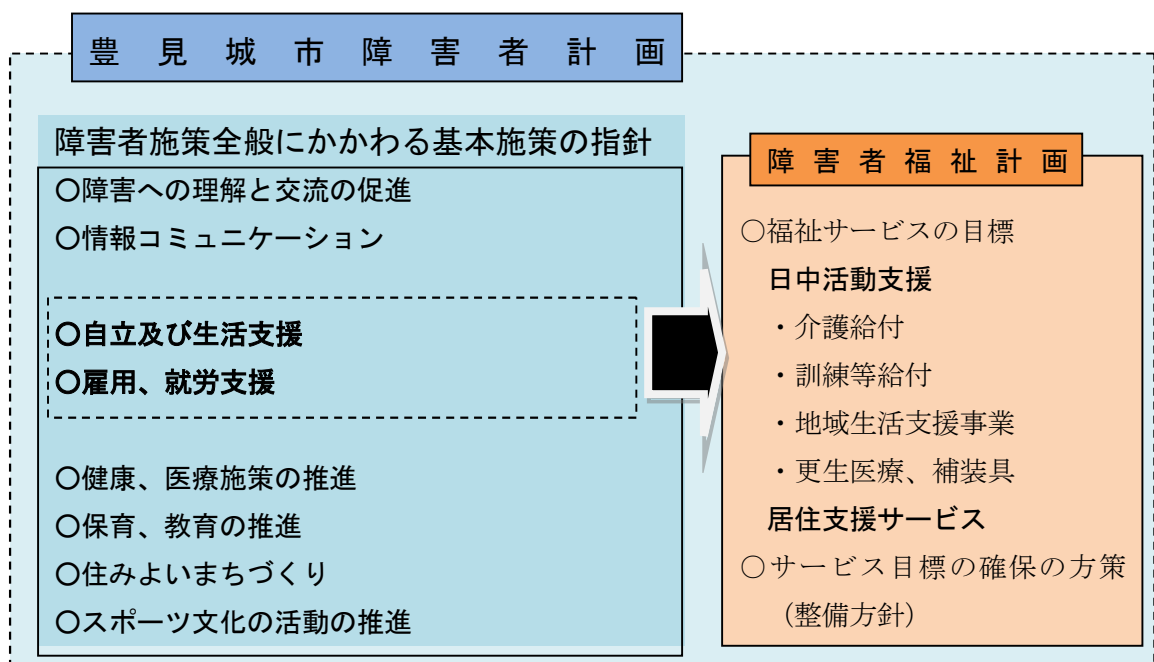
リハビリテーション、ノーマライゼーションの理念や完全参加と平等を基本目標として、増大する障害福祉ニーズに柔軟に対応し、障害のある市民が、その能力と適正に応じ多様な社会参加を通して自立した日常生活を送ることができる地域社会の実現を目標とした施策が実施されてきました。

平成17年10月には「障害者自立支援法」が成立、それに基づき平成18年10月より障害の異なった制度やサービスを共通のサービスとして一元化を図り、新たな事業体系に基づくサービスが順次実施されることとなりました。これを踏まえ本市においては、障害のある市民に対する福祉サービスの円滑な提供を図るため、サービス見込み量の考え方や提供基盤の整備を進めるための取り組み方針等を示した第1期の障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの安定的な提供により、障害のある市民が住み慣れた地域社会のなかで、必要な支援を受けながら安心して暮らしていくことができる支援体制の確立に向けた取り組みを進めています。

2) 豊見城市における障害者計画と障害福祉計画の関係

本市の障害者計画は、障害のある市民を取り巻く環境の変化等を踏まえ、個々の障害の特性やニーズに即し、障害のある市民々が地域で安心して暮らすことを支援する総合的な支援施策を示すものとして位置づけられています。

障害福祉計画は、障害者計画におけるサービス提供や基盤整備等に対する実行計画としての位置づけを有するものとして、国の定める基本指針に即し、障害福祉サービスの見込み量及び生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置づけられています。



①豊見城市障害者計画

障害者基本法第9条3項に定める当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけられます。

②豊見城市障害福祉計画

障害者自立支援法88条に定める計画で、障害者計画の中の障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられ、基本理念、基本目標等は障害者計画の内容を踏襲するものとします。

豊見城市障害者計画及び障害福祉計画の概要

【基本理念】

障害のある市民とともにつくる、ひとにやさしい共生のまち豊見城

- 障害のある市民が、自ら力をつけ地域の中で自立することを支援します。
- 障害のある市民が、あらゆる機会を通して参加することを支援します。
- 障害のある市民を理解し、地域のなかであたりまえに暮らせる地域社会をつくります。

【新たな視点】

- 施設・病院から在宅生活への移行支援
- サービス提供体制の確保
- 就労支援の充実

【障害者計画】

- 障害の予防と早期発見・早期対応
- 障害のある市民に対する理解と交流の推進
- 障害のある児童生徒の療育、保育、教育の充実
- ひとにやさしいまちづくりの推進
- 住宅確保対策
- スポーツ、余暇、文化活動の充実

- 自立を支援する基盤整備の推進
- 障害のある市民の雇用・就労環境の充実

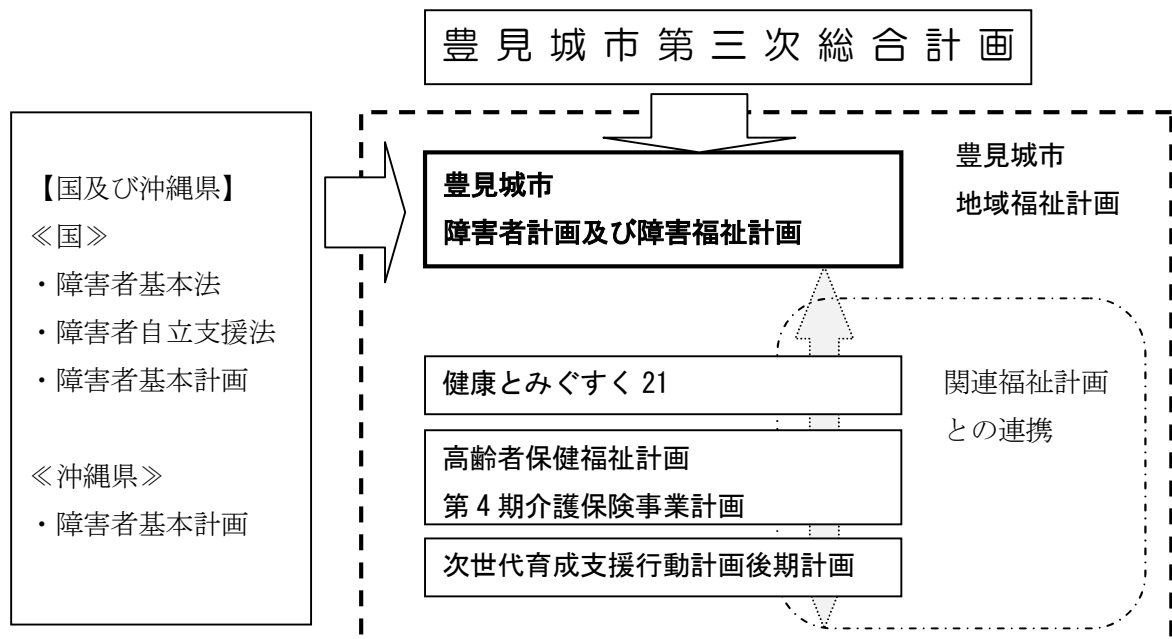
【障害福祉計画】 平成23年度までの目標値の設定

- 数値目標の設定
- 障害福祉サービスの必要量の見込み
- 見込み量確保の方策

3) 計画の位置づけ

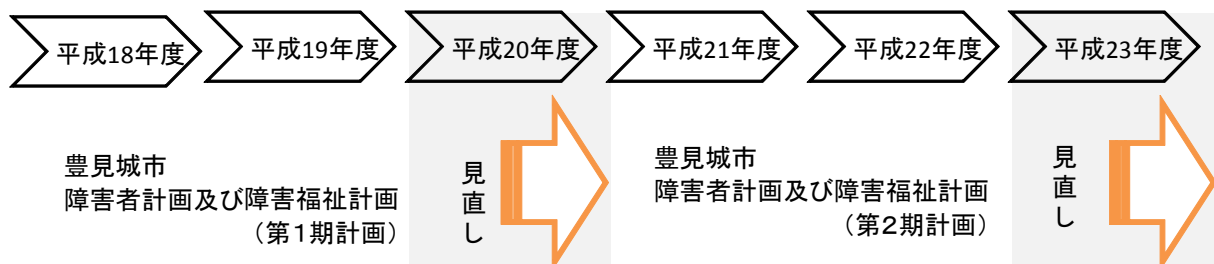
豊見城市障害者計画及び障害福祉計画は、障害のある市民に関連する法制度や国、沖縄県の上位計画並びに豊見城市総合計画を踏まえるとともに、他の関連福祉計画との連携、整合性を保った計画として策定されるものです。

また、障害のある市民に対する保健、福祉施策を推進するための計画として位置づけられ、「障害者計画」が「障害福祉計画」を包含するものとして両計画を一体的に策定します。



4) 計画の期間

障害者計画と障害福祉計画は、整合性をもって策定されるべきものであり、障害福祉計画が、障害福祉サービスの目標値を定める計画という性格を有することから、計画期間は同一として平成21年度から23年度までとします。



2. 計画策定の進め方

国、沖縄県の動向

- ・ 障害者基本法
- ・ 障害者自立支援法
- ・ 障害者基本計画等
- ・ 第2期障害者福祉計画の基本指針

豊見城市障害者計画及び障害福祉計画の評価と課題の検証

■障害のある市民の現状

- ・ 障害種別障害者（児）の推移
- ・ 障害種類別の等級等の推移
(身体障害者、知的障害者、精神障害者)
- ・ 障害者の就労状況
- ・ 障害福祉サービス（生活支援事業等）の状況

第1期障害福祉計画の目標【重点目標】

- ・ 施設入所者の7%の削減
- ・ 退院可能な精神障害者の減少
- ・ 一般就労移行の拡大

第2期 障害福祉計画への課題の検証

障害者を取巻く環境の変化

- ・ 障害者の高齢化
- ・ 障害の重複化、重度化
- ・ 障害種類の多様化
- ・ 精神障害等の増加
- ・ 介護、支援機能の低下
- ・ 福祉ニーズの多様化

障害者ニーズ調査の実施

- ・ 身体障害者
- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者

障害者計画及び第2期障害福祉計画の推進施策の検討

《障害者計画》

- ・ 障害に対する理解と福祉意識の啓発（障害のある市民をともに支える環境整備）
- ・ 障害者の自立支援の仕組みづくり（自立生活を支援する仕組みづくり）
- ・ 障害者の生きがいづくり（自己実現と社会参加の仕組みづくり）
- ・ すべての人にやさしいまちづくり（バリアフリー整備の推進）

《障害福祉計画》

- ・ 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・ 入院中の退院可能な精神障害者の減少
- ・ 福祉施設から一般就労への移行
- ・ 生活支援サービスの見込み量
(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、その他サービス)
- ・ 相談支援体制の充実強化→自立支援協議会等の具体的な機能や体制の在り方の検討

- ・ サービス基盤整備の方向性の検討
- ・ サービス確保に対する方策の検討

計画の推進体制

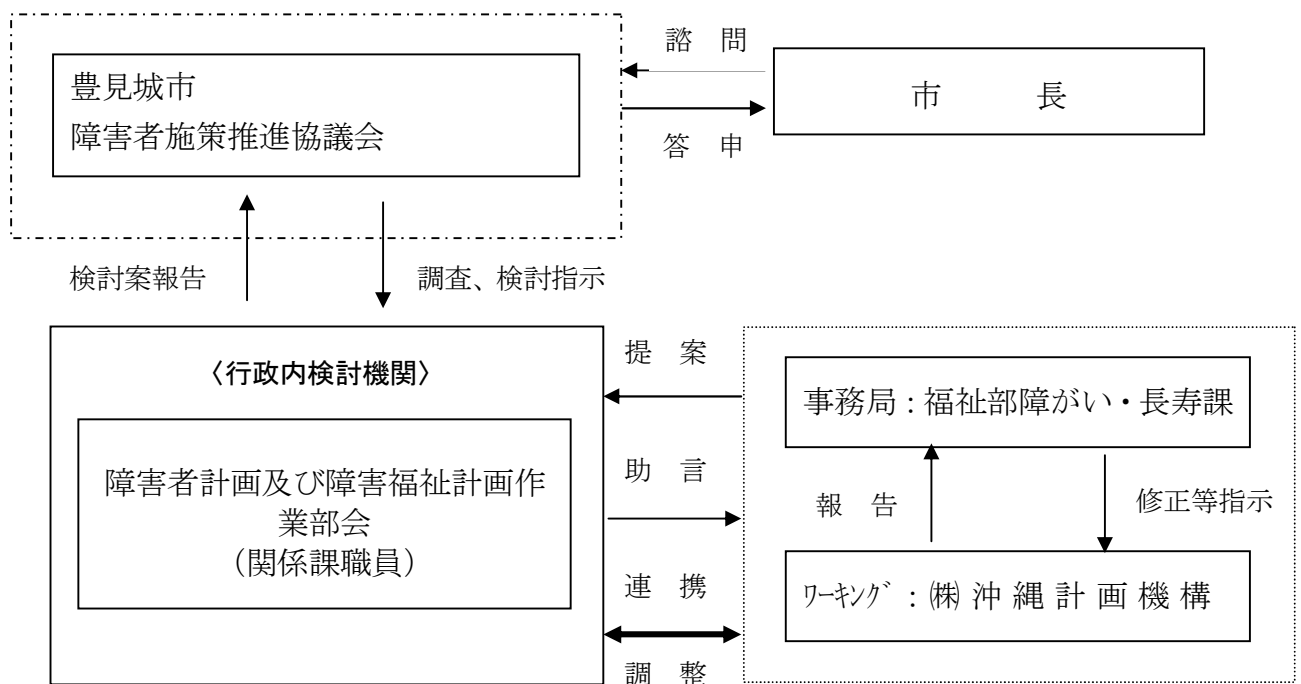
3. 計画の策定体制

(1) 豊見城市障害者施策推進協議会の設置

本計画の策定にあたり学識経験者、保健、医療、福祉の各分野の関係者等で構成される策定委員会を設置し、計画素案の検討・審議を行いました。

(2) 豊見城市障害者計画及び障害福祉計画作業部会の設置

実務者レベルで構成される作業部会を設置し、関係各課の連携、調整を行いつつ検討案の報告を障害者施策推進協議会に報告しました。



(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害のある市民を対象に、日常生活等における課題、問題点等の把握及び障害福祉サービスの利用状況、今後の利用意向の把握及び計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(3) 関係機関等へのヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、福祉サービス提供目標値の設定並びにサービス確保のための方策及び事業所等における活動内容を把握することを目的とし、計画策定の基礎資料とするため関係機関等に対するヒアリング調査を実施しました。

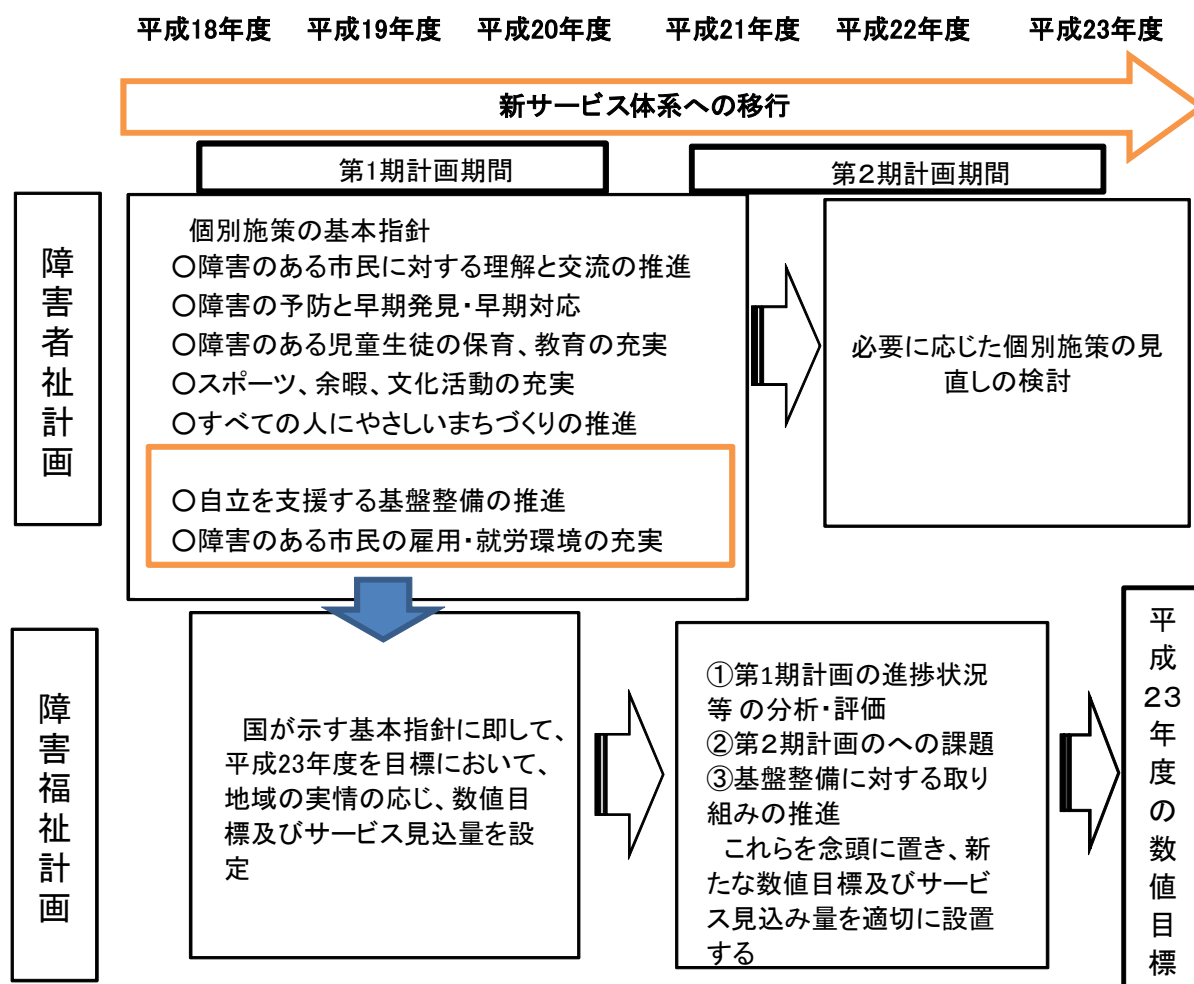
4. 計画見直しの基本スタンス

(1) 計画見直しの基本的方向

本市の「障害者計画及び障害福祉計画」は前項で示した位置づけに基づき、3年間を一期として一体的にとりまとめを行ってきました。

障害福祉計画については、国の「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、第1期の障害福祉計画で示した目標数値は、計画の最終年である平成23年度の目標に至る中間段階として位置づけられています。

そのため、第1期計画の進捗状況を踏まえ、第2期計画の最終年度となる平成23年度までの数値目標を設定することとなるため、新たな目標を設定するとともに、合わせて障害者計画における各分野の個別施策においても必要に応じて見直しを行うものとなります。



(2) 障害福祉計画見直しの留意点

1) 目標値・サービス見込み量に対する基本的な考え方

(第2期障害福祉計画の基本的な考え方の概要：全国障害者福祉計画担当課長会議資料抜粋)

第1期計画における障害福祉サービス基盤整備の基本的な考え方

1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
 - ・精神障害者などに対する訪問系サービスの充実、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障
 - ・小規模作業所利用者の法定サービスへの移行を推進→適切な日中活動サービスを保障
3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
 - ・グループホーム等の充実、自立訓練等の推進により、地域生活への移行を推進
4. 福祉施設から一般就労への移行
 - ・就労移行支援事業の推進により、一般就労への移行、福祉施設における雇用の場の拡大

第1期計画の数値目標設定の本的な考え方

1. 平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす。
 - これに合わせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。
2. 平成24年度末までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能な精神障害者」という。)の解消をめざす。
 - これに合わせて、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標を設定するとともに、医療計画における基準病床の見直しを進める。
3. 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざす。
 - これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援者のうち、3割は雇用型をめざす。

第2期計画における基本的な考え方

- 第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階と位置づける。
- 数値目標の基本的な考え方の変更はない。
- 第1期計画の現状把握、地域の課題等を踏まえ、今後実施すべき事項等の検討が重要
- 目標値を適切に補正(下方、上方)するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むことが必要。
- 退院可能な精神障害者数及びその減少目標は、第1期計画で設定した数値を踏襲
 - 「今後の精神保健医療福祉の在り方等に関する検討会」での議論を踏まえ、改めて目標値の設定方法等について提示。
- 別途、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数を設定し、これに必要な指定障害福祉サービス量の見込みを設定。

2) 第1期計画に対する基本的認識と第2期計画における変更内容 <策定指針抜粋>

第1期計画における課題等

- 必要なサービス量を見込んで、具体的な基盤整備の取組みがあまり進んでおらず、また、その道筋を示せていない。
- 訪問系サービスにおいても依然として基盤整備が進んでいない。
- 精神障害者の地域生活への移行を一層推進する必要がある。
- 精神障害者の地域生活への移行のため、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を障害福祉計画上明確に位置付ける必要がある。
- 地域における相談支援体制の充実・強化が必要
- 地域自立支援協議会の在り方を障害福祉計画上明確に位置付ける必要がある。
- 一般就労への移行を一層促進する必要がある。
- 第1期計画策定後、工賃倍増5か年計画等による取組みが始まっており、当該計画等を障害福祉計画上明確に位置付ける必要がある。
- 障害者に対する虐待防止に関する取組みが一層求められている。
- 第1期計画策定時においては、法施行事務と平行して作業を行わざるを得なかったこと等から、サービス見込量を機械的に算出した自治体も多い。
- 国の指針においも過去の利用者の伸びを中心として算出する内容となっており、機械的な面もあった。

第2期計画における変更点

都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等


障害者の地域生活への移行を一層の促進

相談支援体制の一層の充実

一般就労への移行支援の強化

虐待防止に対する取り組みの強化

サービス見込み量に対する考え方の見直し



第1章 障害のある市民を取り巻く状況

1. 障害のある市民の状況
2. 障害福祉サービスの状況
3. 障害のある児童の状況

第1章 障害のある市民を取り巻く状況

1. 障害のある市民の状況

(1) 障害者数の推移（障害者手帳所持者）

平成19年度における本市の障害者総数は1,878人となっています。そのうち身体障害者が1,393人で最も多く全体の74.2%、次いで知的障害者が245人で13.0%、精神障害者が240人で12.8%となっています。平成13年度と比較すると3障害ともに増加しており、特に精神障害者数は6年間で4倍となっており、3障害に占める割合も上昇しています。また、平成19年度の市人口に占める障害者の割合は3.4%で、平成13年度の2.9%に比べ0.5ポイント増加しています。障害別にみると市人口に対する身体障害者の割合は2.5%、知的障害者は0.5%、精神障害者は0.4%となっており、それぞれ微増で推移しています。

障害者数の推移(障害者手帳所持者)

単位:人、%

	平成13年度 H14.3.31		平成14年度 H15.3.31		平成15年度 H16.3.31		平成16年度 H17.3.31		平成17年度 H18.3.31		平成18年度 H19.3.31		平成19年度 H20.3.31	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
障害者総数	1,455	100.0	1,540	100.0	1,660	100.0	1,706	100.0	1,846	100.0	1,696	100.0	1,878	100.0
身体障害者	1,173	80.6	1,223	79.4	1,267	76.3	1,271	74.5	1,342	72.7	1,235	72.8	1,393	74.2
知的障害者	222	15.3	235	15.3	256	15.4	263	15.4	279	15.1	225	13.3	245	13.0
精神障害者	60	4.1	82	5.3	137	8.3	172	10.1	225	12.2	236	13.9	240	12.8
豊見城市人口	50,652		51,436		51,835		52,546		53,226		54,025		55,038	
人口に占める 障害者総数の割合	2.9%		3.0%		3.2%		3.2%		3.5%		3.1%		3.4%	
身体障害者数の割合	2.3%		2.4%		2.4%		2.4%		2.5%		2.3%		2.5%	
知的障害者数の割合	0.4%		0.5%		0.5%		0.5%		0.5%		0.4%		0.4%	
精神障害者数の割合	0.1%		0.2%		0.3%		0.3%		0.4%		0.4%		0.4%	

資料:障害・長寿課

本市の平成19年度の障害者(18歳以上)は1,878人、障害児(18歳未満)は117人となっています。障害別にみると、身体障害では障害者が1,364人(身体障害者総数の97.9%)、障害児が29人(同2.1%)となっています。知的障害では障害者が159人(知的障害者総数の64.9%)、障害児が86人(同35.1%)となっています。精神障害では20歳以上が238人(精神障害者総数の99.2%)、20歳未満が2人(同0.8%)となっています。経年的な推移をみると、身体障害児の割合が減少しているのに対し、知的障害児は概ね増加傾向で推移しています。

障害別年齢別障害者(児)数の推移

単位:人、%

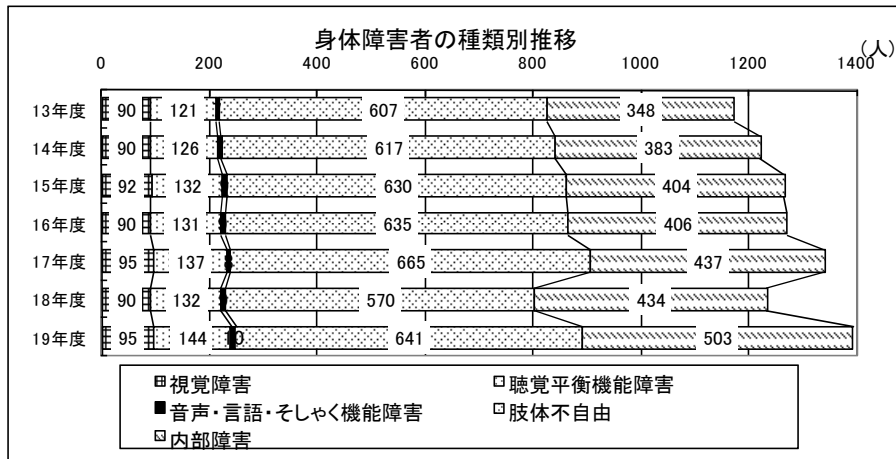
		平成13年度 H14.3.31		平成14年度 H15.3.31		平成15年度 H16.3.31		平成16年度 H17.3.31		平成17年度 H18.3.31		平成18年度 H19.3.31		平成19年度 H20.3.31	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
合計	総数	1,455	100.0	1,540	100.0	1,660	100.0	1,706	100.0	1,846	100.0	1,696	100.0	1,878	100.0
	障害児	97	6.7	104	6.8	113	6.8	111	6.5	119	6.4	106	6.3	117	6.2
	障害者	1,358	93.3	1,436	93.2	1,547	93.2	1,595	93.5	1,727	93.6	1,590	93.8	1,761	93.8
身体障害者	総数	1,173	100.0	1,223	100.0	1,267	100.0	1,271	100.0	1,342	100.0	1,235	100.0	1,393	100.0
	18歳未満	36	3.1	36	2.9	36	2.8	35	2.8	32	2.4	29	2.3	29	2.1
	18歳以上	1,137	96.9	1,187	97.1	1,231	97.2	1,236	97.2	1,310	97.6	1,206	97.7	1,364	97.9
知的障害者	総数	222	100.0	235	100.0	256	100.0	263	100.0	279	100.0	225	100.0	245	100.0
	18歳未満	61	27.5	68	28.9	77	30.1	76	28.9	86	30.8	77	34.2	86	35.1
	18歳以上	161	72.5	167	71.1	179	69.9	187	71.1	193	69.2	148	65.8	159	64.9
精神障害者	総数	60	100.0	82	100.0	137	100.0	172	100.0	225	100.0	236	100.0	240	100.0
	20歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0	2	0.8
	20歳以上	60	100	82	100	137	100	172	100	224	99.6	236	100	238	99.2

※精神障害者は20歳未満を障害児合計へ、20歳以上を障害者合計へ振り分けた

資料:障害・長寿課

(2) 身体障害者の障害種別別推移

平成19年度における身体障害者の障害種別別の状況をみると、「肢体不自由」が641人で最も多く、全体の46.0%を占めています。次いで、「内部障害」が36.1%、「聴覚平衡機能障害」が10.3%、「視覚障害」が6.8%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が0.7%となっています。



身体障害の種別別推移

単位: 人、%

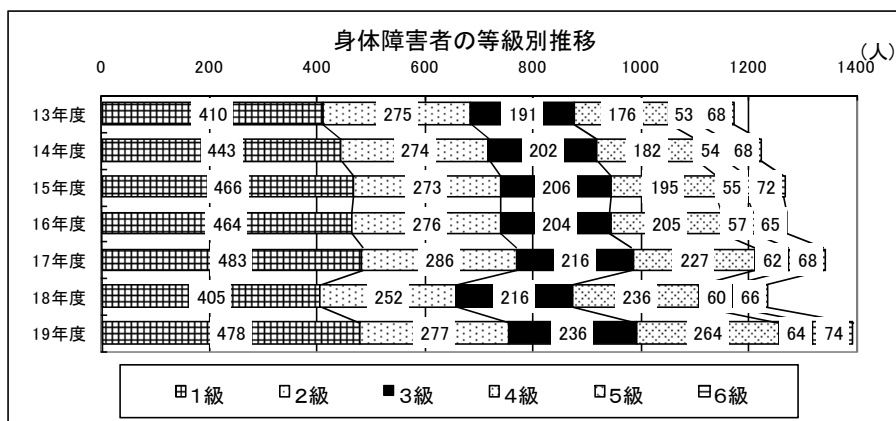
	平成13年度 H14.3.31		平成14年度 H15.3.31		平成15年度 H16.3.31		平成16年度 H17.3.31		平成17年度 H18.3.31		平成18年度 H19.3.31		平成19年度 H20.3.31	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	1,173	100.0	1,223	100.0	1,267	100.0	1,271	100.0	1,342	100.0	1,235	100.0	1,393	100.0
視覚障害	90	7.7	90	7.4	92	7.3	90	7.1	95	7.1	90	7.3	95	6.8
聴覚平衡機能障害	121	10.3	126	10.3	132	10.4	131	10.3	137	10.2	132	10.7	144	10.3
音声・言語・そしゃく機能障害	7	0.6	7	0.6	9	0.7	9	0.7	8	0.6	9	0.7	10	0.7
肢体不自由	607	51.7	617	50.4	630	49.7	635	50.0	665	49.6	570	46.2	641	46.0
内部障害	348	29.7	383	31.3	404	31.9	406	31.9	437	32.6	434	35.1	503	36.1

資料: 障がい・長寿課

(3) 障害等級別の推移

① 身体障害者の等級別の状況

平成19年度における身体障害者の等級別の状況は、最重度である「1級」が478人で最も多く、全体の34.3%を占めています。次いで「2級」が277人で19.9%、「4級」が264人で19.0%、「3級」が236人で16.9%、「6級」が74人で5.3%、「5級」が64人で4.6%となっています。



身体障害者の等級別推移

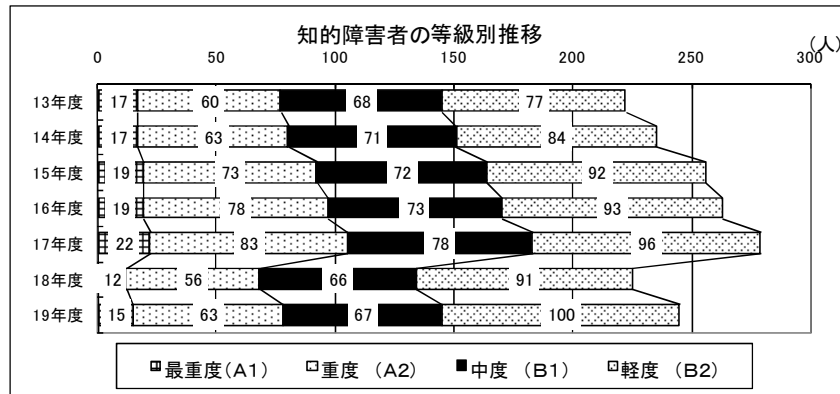
単位：人、%

等級	平成13年度 H14.3.31		平成14年度 H15.3.31		平成15年度 H16.3.31		平成16年度 H17.3.31		平成17年度 H18.3.31		平成18年度 H19.3.31		平成19年度 H20.3.31	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
合計	1,173	100.0	1,223	100.0	1,267	100.0	1,271	100.0	1,342	100.0	1,235	100.0	1,393	100.0
1 級	410	35.0	443	36.2	466	36.8	464	36.5	483	36.0	405	32.8	478	34.3
2 級	275	23.4	274	22.4	273	21.5	276	21.7	286	21.3	252	20.4	277	19.9
3 級	191	16.3	202	16.5	206	16.3	204	16.1	216	16.1	216	17.5	236	16.9
4 級	176	15.0	182	14.9	195	15.4	205	16.1	227	16.9	236	19.1	264	19.0
5 級	53	4.5	54	4.4	55	4.3	57	4.5	62	4.6	60	4.9	64	4.6
6 級	68	5.8	68	5.6	72	5.7	65	5.1	68	5.1	66	5.3	74	5.3

資料：障害・長寿課

②知的障害者の等級別の状況

平成19年度における知的障害者の等級別の状況は、「軽度（B2）」が100人で最も多く、全体に占める割合は40.8%となっています。次いで「中度（B1）」が67人で27.3%、「重度（A2）」が63人で25.7%、「最重度（A1）」が15人で6.1%となっています。平成13年度と比較すると軽度（B2）の占める割合が上昇しています。



知的障害者の等級別推移

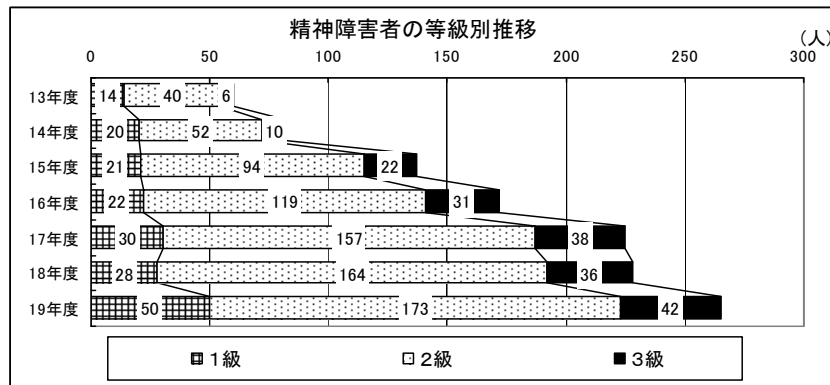
単位：人、%

等級	平成13年度 H14.3.31		平成14年度 H15.3.31		平成15年度 H16.3.31		平成16年度 H17.3.31		平成17年度 H18.3.31		平成18年度 H19.3.31		平成19年度 H20.3.31	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	222	100.0	235	100.0	256	100.0	263	100.0	279	100.0	225	100.0	245	100.0
最重度(A1)	17	7.7	17	7.2	19	7.4	19	7.2	22	7.9	12	5.3	15	6.1
重度(A2)	60	27.0	63	26.8	73	28.5	78	29.7	83	29.7	56	24.9	63	25.7
中度(B1)	68	30.6	71	30.2	72	28.1	73	27.8	78	28.0	66	29.3	67	27.3
軽度(B2)	77	34.7	84	35.7	92	35.9	93	35.4	96	34.4	91	40.4	100	40.8

資料：障害・長寿課

③精神障害者の等級別の状況

平成19年度における精神障害者の等級別の状況は、「2級」が173人で最も多く全体の65.3%となっています。次いで「1級」が50人で18.9%、「3級」が42人で15.8%となっています。平成13年度に比べ、「1級」の人数が約3.6倍、「2級」は約4.3倍、「3級」は約7倍に伸びています。



精神障害者の等級別推移

単位: 人、%

等級	平成13年度 H14.3.31		平成14年度 H15.3.31		平成15年度 H16.3.31		平成16年度 H17.3.31		平成17年度 H18.3.31		平成18年度 H19.3.31		平成19年度 H20.3.31	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	60	100.0	82	100.0	137	100.0	172	100.0	225	100.0	228	100.0	265	100.0
1級	14	23.3	20	24.4	21	15.3	22	12.8	30	13.3	28	12.3	50	18.9
2級	40	66.7	52	63.4	94	68.6	119	69.2	157	69.8	164	71.9	173	65.3
3級	6	10.0	10	12.2	22	16.1	31	18.0	38	16.9	36	15.8	42	15.8

資料: 障害・長寿課

2. 障害福祉サービスの状況

(1) 障害福祉サービス

①障害福祉サービスの利用状況

平成19年度における障害福祉サービス利用状況は、合計延べ利用人数が3,301人、総支給額は339,764,712円となっています。

延べ利用人数では、旧体系サービスが全体の43.80%と最も多く、新体系サービスが31.69%、その他の費用が23.81%となっています。

支給額では、旧体系サービスが全体の73.00%、新体系サービスが21.72%となっており、平成19年度においては利用人数、支給額とも旧体系サービスの割合が高い状況にあります。

サービスの利用状況を半年ごと（6ヶ月分の合計）にみていくと、平成20年度の前半（3月～8月）は、サービス全体の延べ利用人数が2,256人、総支給額が223,552,908円となっています。

これを新体系によるサービスが開始された平成18年度の半年分（延べ利用人数1,254人、支給額151,221,275円）と比較すると、延べ利用人数で1.8倍、支給額で1.48倍に増加しています。

平成20年度の前半（3月～8月）の新体系サービスは、平成18年度と比較して合計利用人数で2.68倍、合計支給額で3.44倍と大きく伸びています。

障がい福祉サービス種類別利用状況 単位:人、円、%

サービス種類	平成19年度(H19.3~H20.2月)			
	延べ 利用人数	構成比	支給額	構成比
新体系サービス 合計	1,046	31.69%	73,789,287	21.72%
訪問系サービス	335	10.15%	19,240,475	5.66%
日中活動系サービス	476	14.42%	38,395,633	11.30%
短期入所	37	1.12%	1,862,895	0.55%
療養介護	22	0.67%	5,266,016	1.55%
居住系サービス	119	3.60%	5,447,831	1.60%
施設入所支援	57	1.73%	3,576,437	1.05%
旧体系サービス 合計	1,446	43.80%	248,025,304	73.00%
旧法施設支援費(入所)	751	22.75%	174,778,667	51.44%
旧法施設支援費(通所)	695	21.05%	73,246,637	21.56%
サービス利用計画作成費	4	0.12%	34,000	0.01%
療養介護医療費	19	0.58%	1,084,045	0.32%
その他の費用	786	23.81%	16,832,076	4.95%
特定障害者特別給付費	786	23.81%	16,832,076	4.95%
高額障害福祉サービス費	0	0.00%	0	0.00%
総計	3,301		339,764,712	

資料:障がい・長寿課

障がい福祉サービス種類別利用状況（半年ごとの推移）

単位：人、円、%

サービス種類	平成18年度 (6ヶ月分)		平成19年度 (3月～8月)		平成19年度 (9月～2月)		平成20年度 (3月～8月)	
	延べ 利用人数	支給額	延べ 利用人数	支給額	延べ 利用人数	支給額	延べ 利用人数	支給額
新体系サービス 合計	360	22,984,201	461	34,070,303	585	39,718,984	966	79,134,354
訪問系サービス	131	7,792,789	164	9,990,345	171	9,250,130	240	13,089,796
日中活動系サービス	149	8,793,107	209	17,256,454	267	21,139,179	492	51,003,571
短期入所	48	2,576,995	23	1,199,076	14	663,819	34	1,917,685
療養介護	11	2,546,002	11	2,637,496	11	2,628,520	15	2,717,872
居住系サービス	18	1,040,243	28	1,343,375	91	4,104,456	93	4,079,194
施設入所支援	4	235,066	26	1,643,557	31	1,932,880	92	6,326,236
旧体系サービス 合計	733	125,649,781	730	124,288,922	716	123,736,382	797	133,826,588
旧法施設支援費（入所）	401	92,129,908	380	86,541,301	371	88,237,366	384	87,959,091
旧法施設支援費（通所）	332	33,519,874	350	37,747,621	345	35,499,016	413	45,867,497
サービス利用計画作成費	0	0	0	0	4	34,000	14	119,000
療養介護医療費	4	624,233	4	279,602	15	804,443	14	864,732
その他の費用	157	2,587,292	394	8,489,121	392	8,342,955	465	9,608,234
特定障害者特別給付費	157	2,587,292	394	8,489,121	392	8,342,955	465	9,608,234
高額障害福祉サービス費	0	0	0	0	0	0	0	0
総 計	1,254	151,845,508	1,589	167,127,948	1,712	172,636,764	2,256	223,552,908

※平成18年度は10月～2月の5ヶ月分の実績をもとに6ヶ月分の数値を算出

資料：障がい・長寿課

②施設サービスの利用状況

平成20年度の施設サービス利用者（通所を含む）は、107人で、そのうち身体障害者施設が20人、知的障害者施設が87人となっています。

平成15年度と比較すると、身体障害者施設サービスの利用者は13人減少するのに対し、知的障害者施設サービスの利用者は授産施設（通所）利用者の増加により、40人増加しています。

平成20年度の施設別利用状況をみると、身体障害者施設では、療護施設が12人、授産施設が5人、授産施設（通所）が3人となっています。知的障害者施設では、授産施設（通所）が52人、更生施設が30人、授産施設が5人となっています。

施設別入所者、通所者の推移

単位：人、%

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体障害者施設	33	100.0	33	100.0	33	100.0	32	100.0	29	100.0	20	100.0
更生施設	3	9.1	2	6.1	3	9.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
療護施設	24	72.7	23	69.7	22	66.7	23	71.9	21	72.4	12	60.0
授産施設	3	9.1	5	15.2	4	12.1	6	18.8	6	20.7	5	25.0
授産施設（通所）	3	9.1	3	9.1	3	9.1	3	9.4	2	6.9	3	15.0
身体障害者福祉工場	—	—	—	—	1	3.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
知的障害者施設	47	100.0	85	100.0	89	100.0	91	100.0	92	100.0	87	100.0
更生施設	29	61.7	29	34.1	31	34.8	31	34.1	31	33.7	30	34.5
更生施設（通所）	—	0.0	—	0.0	—	0.0	2	2.2	1	1.1	0	0.0
授産施設	6	12.8	4	4.7	5	5.6	7	7.7	7	7.6	5	5.7
授産施設（通所）	12	25.5	52	61.2	53	59.6	51	56.0	53	57.6	52	59.8
合 計	80	—	118	—	122	—	123	—	121	—	107	—

資料：障がい・長寿課

(2) 自立支援医療

①精神通院

平成19年度における自立支援医療費（精神通院）利用者数は727人となっています。そのうち、統合失調症が333人で最も多く、全体の45.8%を占めています。

次いで気分（感情）障害が170人で23.4%、てんかんが100人で13.8%、その他の精神障害が51人で7.0%と続いています。

平成15年度からの5年間で統合失調症、気分（感情）障害、脳器質性精神障害は増加傾向で推移しています。

疾病別自立支援医療費（精神通院）利用状況 単位:人、%

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
統合失調症	211	32.7	240	35.4	256	36.2	299	40.3	333	45.8		
心因反応	36	5.6	26	3.8	18	2.5	13	1.8	6	0.8		
気分(感情)障害	133	20.6	146	21.5	158	22.3	169	22.8	170	23.4		
てんかん	102	15.8	110	16.2	110	15.6	105	14.2	100	13.8		
中毒性	アルコール		33	5.1	32	4.7	27	3.8	30	4.0	27	3.7
精神障害	その他		0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1
脳器質性精神障害	21	3.3	25	3.7	27	3.8	29	3.9	38	5.2		
その他精神障害	106	16.4	96	14.2	108	15.3	52	7.0	51	7.0		
精神遅滞	4	0.6	3	0.4	3	0.4	1	0.1	1	0.1		
不明							43	5.8	0	0.0		
合計	646	100.0	678	100.0	707	100.0	742	94.2	727	100.0		

※平成17年度までは通院医療費公費負担制度利用者数

資料:福祉保健所活動概況

②更生医療

平成19年度における公費負担額は合計で53,058,003円、そのうち腎臓機能障害が人数の75.0%、公費負担額の92.5%を占めています。

自立支援医療の給付状況 単位:人、円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		視覚障害	人数					
	公費負担額					0		
聴覚障害	人数					1	1	1
	公費負担額					100,369	100,369	88,669
平衡機能障害	人数							
	公費負担額					0		
音声・言語・そしゃく機能障害	人数							
	公費負担額					0		
肢体不自由	人数	5	7	4	9	8	10	1
	公費負担額	1,125,028	677,084	850,256	990,962	1,161,777	558,350	120,410
心臓機能障害	人数	35	32	36	35	38	41	40
	公費負担額	3,160,805	3,761,218	7,734,191	3,772,498	6,462,080	3,684,254	3,011,087
腎臓機能障害	人数	67	105	122	114	120	131	132
	公費負担額	6,386,585	9,768,039	10,450,580	15,762,924	17,212,638	12,467,109	49,073,917
小腸機能障害	人数							
	公費負担額					0		
免疫機能障害	人数	6	6	1	1	1	1	2
	公費負担額	2,994,018	3,427,624	0	487,376	92,457	329,237	763,278
合計	人数	113	150	163	159	168	184	176
	公費負担額	13,666,436	17,633,965	19,035,027	21,013,760	25,029,321	17,139,708	53,058,003

※平成17年度までは更生医療の給付状況

資料:障がい・長寿課

③進行性筋萎縮症者の療養給付の状況

平成 17 年度の進行性筋萎縮症者の療養給付の状況は、措置人数が 2 人で、給付費は約 844 万円となっています。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
措置人数	2	2	2	2
医療費	16,004,440	16,058,700	17,912,100	18,579,240
日用品費	561,840	561,840	556,800	555,600
期末一時扶助	10,780	10,780	10,160	10,140
指導訓練材料費	20,160	20,160	20,160	20,160
重障指導費	5,920,560	5,920,560	5,907,360	5,493,576
合計	8,512,204	8,640,088	8,786,320	8,438,287

資料:障がい・長寿課

(3) 補装具の交付状況

平成 19 年度における補装具の交付状況は、ストマ装具が 233 件 (障害児 56 件) で最も多く、次いで補聴器が 25 件 (障害児 11 件)、車椅子 16 件 (障害児 3 件) と続いています。

障害者	単位:件、円						障害児	単位:件、円										
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度					
盲人安全杖	1		1	1		2												
義眼			1															
眼鏡		2	4	2		1												
点字器		1																
補聴器	33	128	84	113	20	25	14	31	22	22	4	11						
人口咽頭	1		1			1												
義肢	3	8	4	7	6	6	1											
装具	21	20	12	16	13	15	7	4	4	1		6						
車椅子	17	24	15	24	12	16	3	5	2	1	2	3						
電動車椅子	7	4	4	9	2	4						1						
歩行器			1				1			1	1							
収尿器				2														
歩行補助杖		2		2														
頭部保護帽	1		2			2			2		1	1						
座位保持装置等	3	2	5	1	2	1	3	3	3	2	2	8						
ストマ装具	130	131	86	128	97	233		24	60	62	31	56						

(4) 日常生活用具の給付

平成19年度における日常生活用具の給付件数は20件で、給付額は約1,201,175円となっています。本市においては約20種類の日常生活用具を給付しています。

日常生活用具の給付状況		単位:件、円				
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
盲人用テープレコーダー	件数	1	2	3	1	1
	給付額	12,700	178,150	256,700	80,950	76,500
視覚障害者用ポータブルレコーダー	件数	1			1	
	給付額	13,300			13,300	
盲人用時計	件数	1		3		
	給付額	20,380		57,400		
点字図書	件数	1				1
	給付額	4,890				29,700
聴覚障害者用屋内信号装置	件数			1		
	給付額			18,000		
盲人用体重計	件数			1		
	給付額			9,000		
盲人用体温計	件数		1			
	給付額		48,880			
透析液加温器	件数			1		
	給付額			27,135	31,500	118,575
ネブライザー	件数				1	5
	給付額				31,500	118,575
特殊便器	件数	3				1
	給付額	355,750				99,000
入浴補助用具	件数	1	2	2	3	1
	給付額	26,200	27,025	24,400	194,900	81,000
歩行支援用具	件数	1	1	1		
	給付額	57,600	50,000	56,300		
電気式痰吸引器	件数	10	6	4	1	4
	給付額	511,375	287,740	208,930	56,400	203,040
住宅改修	件数	1	2		1	1
	給付額	200,000	325,430		188,450	180,000
聴覚障害者用通信装置	件数	1	2	1	1	
	給付額	59,787	107,970	61,000	33,300	
聴覚障害者用情報受信装置	件数		1	3		
	給付額		88,900	221,470		
携帯用会話補助装置	件数		1			
	給付額		97,680			
電磁調理器	件数			1		1
	給付額			41,000		17,000
視覚障害者用拡大読書器	件数	3	1	1		
	給付額	570,625	198,000	198,000		
重度障害者用意思伝達装置	件数			1		
	給付額			464,230		
その他	件数		1	1	2	5
	給付額		390,277	78,972	32,350	396,360
合計	件数	24	20	24	11	20
	給付額	1,832,607	1,800,052	1,722,537	631,150	1,201,175


3. 障害のある児童の状況

平成 19 年度における障害児の保育・教育の状況は、保育所（園）で 11 人、小学校で 28 人、中学校で 8 人の障害児が通園・通学しています。

経年的な推移をみると、保育所（園）、小学校、中学校において、平成 16 年度にかけて増加し、その後概ね横ばいの推移となっています。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保育所(園)計	3	4	10	12	8	12	11
公立保育所	0	0	5	3	1	2	3
法人立保育園	3	4	5	9	7	10	8
幼稚園	5	3	7	8			
小学校計	23	21	20	26	28	27	28
上田小学校	3	1	4	3	5	5	7
長嶺小学校	6	4	4	10	8	5	4
座安小学校	1	2	3	3	6	9	8
豊見城小学校	9	9	4	4	5	4	4
伊良波小学校	3	4	4	4	2	2	2
とよみ小学校	1	1	1	2	2	2	3
中学校計	8	11	14	18	12	10	8
豊見城中学校	5	6	9	8	5	4	4
長嶺中学校	0	2	3	6	4	4	3
伊良波中学校	3	3	2	4	3	2	1

資料：学校教育課、児童家庭課



第2章 計画の理念及び基本目標

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本方針
3. 施策の体系

第2章 計画の理念及び基本目標

1. 計画の基本理念

《見直しの基本的な考え方》

計画の基本理念は、障害福祉の根幹をなすものであり、前計画策定から3年目を迎える今日において、その考え方に大きな変化はないものと判断し、前計画を踏襲するものとします。

基本理念

障害のある市民とともにつくる
ひとにやさしい共生のまち豊見城

■エンパワーメントの推進

- ・障害のある市民が、自ら力をつけ地域の中で自立することを支援します。

■機会均等

- ・障害のある市民が、あらゆる機会を通して参加することを支援します。

■ノーマライゼーション社会の実現

- ・障害のある市民を理解し、地域のなかであたりまえに暮らせる地域社会をつくります。

障害のある市民が、地域社会のなかで生活を楽しみ、生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくために、自ら力をつけていくための支援が絶えまなく続いていくことが必要です。

そのために、すべての市民とともにノーマライゼーションの息づく共生社会であるための取り組みを共に続けていくことが重要となります。

さらに、障害のある市民が自己選択と自己決定によって自らの能力を高めていくことを支援する福祉サービスの充実と地域や市民を主体とした支えあいのある地域社会であるために、たゆまぬ努力と惜しみない支援を続けていきます。

2. 計画の基本方針

(1) 自立を支援する基盤整備の推進

障害のある市民が、地域社会のなかで自分らしく自立していくことを支援するための体制づくりとサービス提供基盤の整備を促進します。

また、より身近な地域で安心して暮らしていくことができるよう、質の高い障害福祉サービス提供基盤の整備を促進するとともに、サービスを効率よく利用できるよう情報提供体制の充実に努めます。

(2) 障害の予防と早期発見、早期対応

障害を未然に防いでいくため、関係機関と連携した予防対策と啓発活動を推進します。

また、障害を早期に発見し、障害の程度や状況に応じた迅速な対応が図られるよう総合的な保健、福祉システムの構築を推進します。

(3) 障害に対する理解と交流の推進

障害が、誰にでも起こりうる身近な問題であることの認識と理解を促していくため学校教育、生涯学習など多様な機会を通じた普及・啓発活動を推進します。

また、障害のある市民が、多様な機会を通して交流することができるよう交流機会の創出や場づくりに取り組みます。

(4) 障害のある児童生徒の療育、保育、教育の推進

障害のある児童生徒が、一貫した相談体制を前提として、より身近な地域で療育、保育、教育を受けることができるよう受け入れ体制の充実と施設のバリアフリー化に努めます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害のある市民が暮らしやすいまちは、すべての市民にとっても暮らしやすい安全なまちであることを基本に、公共施設や生活環境並びに移動交通環境においてユニバーサルデザインを取り入れ、安全で利便性の高いひとにやさしいまちづくりを推進します。

(6) 住宅の確保対策

障害のある市民が、障害の程度に応じて暮らしていくことができよう住宅の確保に向けた支援を行います。

(7) スポーツ、レクリエーション、文化活動の推進

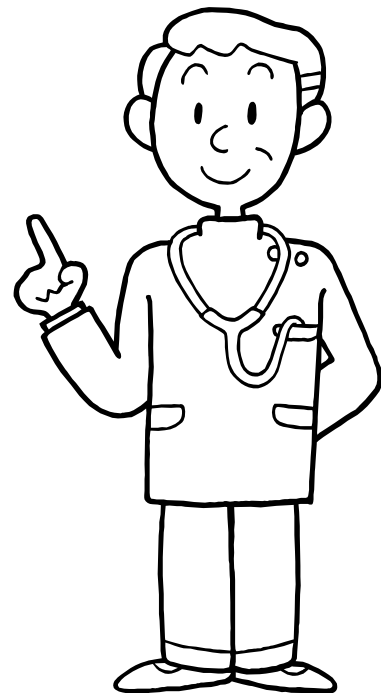
障害のある市民が、スポーツ、レクリエーション活動を通して健康の保持増進を図ることや地域住民と交流し、相互理解を深めながら生きがいを持ち、生活の質を高めることができるよう安全で利便性の高いスポーツ、レクリエーション施設の整備を進めます。

さらに、いつでも、気軽にスポーツ、レクリエーション、文化活動への参加を促していくため多様なプログラムの整備や各種団体、指導者等の育成・確保に努めます。

(8) 障害のある市民の雇用、就労環境の充実

障害のある市民が、自らの能力を發揮し就業することを支援していくため職業訓練、指導から職場定着まで一貫した相談と指導体制の構築に向けた取り組みを推進します。

また障害のある市民の雇用の場の拡大、安全で快適に就業することを容易にする職場環境の整備を促進します。



3. 施策の体系

基本理念

障害のある市民とともにつくる、ひとにやさしい共生のまち豊見城

【基本視点】

【基本方針】

【基本施策】

支援
在宅
施設
生・病
活への
院等
の移
から
行

自立を支援する基盤整備の促進

障害の予防と早期発見・早期対応

障害に対する理解と交流の推進

就
労
支
援
の
充
実

障害のある児童生徒の療育、保育、教育の推進

ひとにやさしいまちづくりの推進

住宅確保対策

の
確
保
の
サ
ー
ビ
ス
提
供
体
制

スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

障害のある市民の雇用、就労環境の充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② サービス提供基盤整備の促進
- ③ 情報提供体制の確立
- ④ 障害のある市民の権利擁護
- ⑤ 経済的支援の充実

- ① 障害の予防対策
- ② 医療受診に対する支援の充実
- ③ 障害の早期発見 早期対応

- ① 広報 啓発活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ 社会参加の拡充と交流の場づくり


- ① 障害のある子どもの育児支援
- ② 障害のある子どもの保育支援
- ③ 障害のある児童生徒の教育支援

- ① 生活環境のバリアフリー化
- ② 移動、交通手段の充実
- ③ 防犯、防災対策の充実

- ① 住宅確保対策の充実

- ① スポーツ、レクリエーション活動の推進
- ② 文化、芸術活動の推進

- ① 就業支援の充実
- ② 雇用の場の拡大



第3章 障害福祉サービスの見込み量の設定

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 退院可能な精神障害者の地域生活への移行
3. 福祉施設から一般就労への移行
4. 自立支援給付サービスの見込み量とその考え方
5. 地域生活支援事業

第3章 障害福祉サービスの見込み量の設定

1. 施設入所者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

国は現在の入所者の10%以上が地域生活へ移行し、平成23年度においては現在の入所者数の7%以上を削減することを目標としています。(残りの3%は新規入所者と考えられます。)

①現入所者数 (A)

平成17年10月現在の施設入所者数で、71名となります。

②目標年度入所者数 (B)

平成23年度末時点での福祉施設に入所している人数となります。

(目標年度入所者数B = 現入所者数(A) - 削減見込み目標値(C))

③削減見込み目標値 (C)

削減見込み目標値は、現入所者数から新規入所者数を除いた人数となっています。

(削減見込み目標値C = 現入所者数(A) - 目標年度入所者数(B))

④新規入所者数 (D)

平成23年度までに、新規で施設に入所する人数です。

⑤退所者数 (E)

平成23年度までに、福祉施設から退所する人数となります。

⑥地域移行目標数 (F)

平成23年度末までに、福祉施設から地域に移行する人数となります。

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	71 人	平成17年10月の値
目標年度入所者数(B)	66 人	平成23年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	5 人 (7.04%)	(A) - (B)の値
新規入所者数(D)	23 人	平成17年10月～平成23年度末見込
退所者数(E)	28	平成17年10月～平成23年度末見込
地域移行目標数(F)	8 人 (29%)	(E)のうち、地域移行目標者

(2) 目標設定の考え方

知的障害者施設及び精神障害者施設の「施設入所支援」から在宅移行を促進する中間施設として位置づけられるグループホーム・ケアホーム等へ移行する施設等が存在すること踏まえるとともに、在宅サービスの充実により地域生活への移行促進を図るものとして目標を設定する。

2. 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消をめざす。

事 項	数 値	備 考
現在数	12 人	平成18年度患者調査の退院可能精神障害者
目標減少数	12 人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

(2) 目標設定の考え方

退院が可能と判断された方々であっても、地域生活へ移行するためには、地域への移行を可能とする受け皿（グループホームなどの中間施設の整備）が重要となります。

病院等に設置又は併設されているグループホーム・ケアホーム等を活用することで地域移行を促進するものとして目標を設定します。

3. 福祉施設から一般就労への移行

(1) 基本的な考え方

平成 23 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の 4 倍以上とすることをめざす。併せて、福祉における就労支援を強化する観点から就労継続支援事業利用者のうち 3 割を雇用型利用者となることをめざす。

事 項	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	9 人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(2) 目標設定の考え方

平成 17 年度において、本市においては実績がありません。しかし、本市に立地する社会福祉法人等において障害のある市民の雇用・受け入れを行っている実績もあることを踏まえ、雇用先の確保に努めるとともに、支援体制の充実を図るものとして目標を設定します。

4. 自立支援給付サービスの見込み量とその考え方

(1) 訪問系サービス

- ①居宅介護、②重度訪問介護、③行動援護、④重度障害者等包括支援

算出根拠							
<p>【国の基本方針】 現在の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者数の見込み数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ1人当たり利用量に乗じた量を勘案して、見込量を定める。</p> <p>【豊見城市の考え方】 3障害別にサービス利用状況を勘案して利用者数を算出しました。 利用者数×(1人当たりの月間利用時間28時間)</p>							
居宅介護【時間分】							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
39	560	51	1,176	67	1,652	93	1,604
重度訪問介護【時間分】							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
1	4	3	285	4	381	5	477
行動援護【時間分】							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
5	17	7	306	9	546	13	846
重度障害者等包括支援【時間分】							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
0	0	1	217	1	217	1	217

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

生活介護【人日分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 現時点の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分3以上（入所の場合は、区分4以上）又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は、区分3以上）に該当する者の見込数を基礎として、現時点の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に、いわゆる小規模作業所の利用者等のうち新たに生活介護事業の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>【豊見城市の考え方】 各年利用者数×月平均利用日数（22日）＝見込み数値</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
34	748	61	1,342	79	1,738	99	2,178

②自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）【人日分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 自立訓練（機能訓練）現時点の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>【豊見城市の考え方】 各年利用者数×月平均利用日数（22日）＝見込み数値</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
2	44	2	44	2	44	2	44

③自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）【人日分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 次のアからウを合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。 ア 施設入所者の地域生活への移行の数値目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のものの中から、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数 イ 地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するもののうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数 ウ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数（精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。）。</p> <p>【豊見城市の考え方】</p> <p>各年利用者数×月平均利用日数（22日）＝見込み数値</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値
1	22	12	264	15	330	26	572

④就労移行支援

就労移行支援【人日分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 次のアからウを合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。 ア 福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標が達成できるよう、現時点の福祉施設の利用者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のものの中から、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数 イ 養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数 ウ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数（精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。）</p> <p>【豊見城市の考え方】</p> <p>各年利用者数×月平均利用日数（22日）＝見込み数値</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値
7	154	10	220	10	220	25	550

⑤就労継続支援（雇用型）

就労継続支援（雇用型）【人日分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援事業以外の介護給付等の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援（雇用型）事業の対象として適切と見込まれる数を勘案して、量の見込みを定める。設定に当たっては、平成23年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。</p> <p>【豊見城市の考え方】 各年利用者数×月平均利用日数（22日）＝見込み数値</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値
4	88	4	88	5	110	6	132

⑥就労継続支援（非雇用型）

就労継続支援（非雇用型）【人日分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 就労継続支援事業の対象者と見込まれる数から就労継続支援（雇用型）事業の見込数を控除した数を勘案して、量の見込みを定める。設定に当たっては、区域内の就労継続支援（非雇用型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p> <p>【豊見城市の考え方】 各年利用者数×月平均利用日数（22日）＝見込み数値</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値	利用者数 （人）	見込数値
12	264	37	814	38	836	39	858

⑦療養介護

療養介護【人分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 現在の重症心身障害児施設（委託病床を含む）、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定める</p> <p>【豊見城市の考え方】 現在のサービス利用を勘案して算出</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
2	2	2	2	17	17	17	17

⑧児童デイサービス

児童デイサービス【人日分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 現在の児童デイサービスの利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児タイムケア事業との役割分担を踏まえた上で、見込み量を定める</p> <p>【豊見城市の考え方】 各年利用者数×月平均利用日数（20日）＝見込み数値</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
24	480	26	572	29	638	34	748

⑨短期入所

短期入所【人日分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 現在の短期入所の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ1人当たり利用量に乗じた量を勘案して、量の見込みを定める</p> <p>【豊見城市の考え方】 現在の利用状況を勘案して算出（月の日数）</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
37	296	37	296	40	320	57	456

⑩共同生活援助

共同生活援助【人分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定める。</p> <p>【豊見城市の考え方】 各年利用者数</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
17	17	18	18	19	19	20	20

(3) 居住系サービス

①共同生活介護

共同生活介護【人分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定める。</p> <p>【豊見城市の考え方】 共同生活援助に合わせて計上することで対応するものとして見込まない。</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
0	0	0	0	0	0	0	0

②施設入所支援

施設入所支援【人分】							
算出根拠							
<p>【国の基本方針】 現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。なお、当該見込数は、平成二十三年度末の段階において、現時点の施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p> <p>【豊見城市の考え方】 施設の新体系への移行を勘案し算出</p>							
20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
15	15	19	19	37	37	66	66

③相談支援

相談支援【人分】

算出根拠

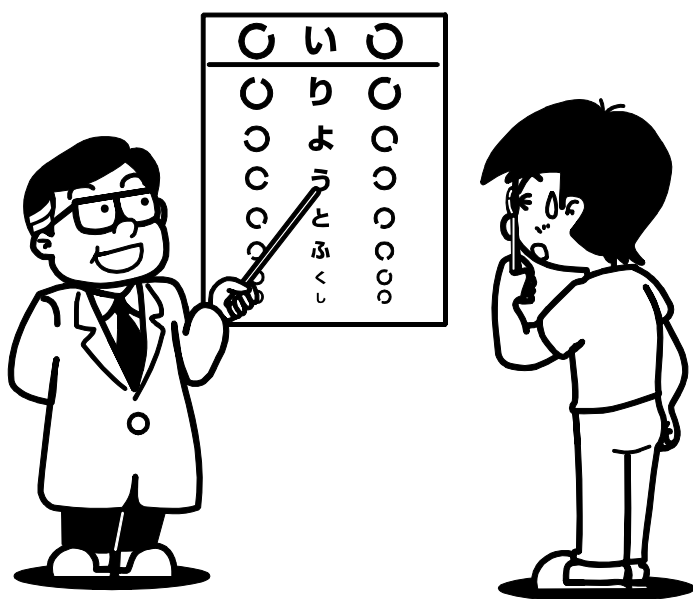
【国の基本方針】

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定める（サービス利用者（重度障害者等包括支援、自立訓練、共同生活援助・共同生活介護、施設入所支援を除く）の10%を見込む）

【豊見城市の考え方】

現在、対象者が存在しないため、見込みません

20年度		21年度		22年度		23年度	
利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値	利用者数 (人)	見込数値
2	2	24	24	30	30	39	39




5. 地域生活支援事業

障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方

事業名	20年度(実績見込)		21年度		22年度		23年度		実施に関する考え方
	実施 箇所数	(実) 利用者数	実施 箇所数	(実) 利用者数	実施 箇所数	(実) 利用者数	実施 箇所数	(実) 利用者数	
(1) 相談支援事業									
① 相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業	3	344	3	344	3	344	3	344	市内社会福祉法人へ委託と市直営と併用
イ 地域自立支援協議会	1		1		1		1		市が運営、既存の推進協議会を利用
ウ 障害児等療育支援事業									
② 市町村相談支援機能強化事業	3	344	3	344	3	344	3	344	市内社会福祉法人へ委託と市直営と併用
③ 住宅入居等支援事業	1	1	1	1	1	1	1	1	相談支援事業所に委託
④ 成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1	1	1	相談支援事業所に委託
(2) コミュニケーション支援事業	1	4	1	11	1	16	1	21	市社会福祉協議会に委託
① 手話通訳者派遣事業	22	3	22	10	34	15	34	20	
② 要約筆記者派遣事業	5	1	5	1	5	1	1	1	
③ 手話通訳者設置事業	0		0		0		0		派遣事業と市職員により対応
(3) 日常生活用具給付等事業		402		430		478		538	補装具と同様、事業者への代理受領
① 介護訓練支援用具		3		3		3		3	
② 自立生活支援用具		9		9		9		9	
③ 在宅療養等支援用具		10		10		10		10	
④ 情報・意志疎通支援用具		10		10		10		10	
⑤ 排泄管理支援用具		368		396		444		504	
⑥ 住宅改修費		2		2		2		2	

事業名	20年度(実績見込)						21年度						22年度						23年度						実施に関する考え方		
	実施(実)		(延)利用者数		実施(実)		(延)利用者数		実施(実)		(延)利用者数		実施(実)		(延)利用者数		実施(実)		(延)利用者数		実施(実)		(延)利用者数				
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数			
(4) 移動支援事業	9	14	1,552	2,328	9	21	2,328	9	21	2,328	9	21	2,328	9	21	2,328	9	21	2,328	9	21	2,328	9	21	2,328	障害福祉サービス同様、事業者への代理受領	
(5) 地域活動支援センター事業	1	20	5,200	11,440	2	44	11,440	2	31	8,060	2	33	8,580														
① 基礎事業のみ																											
② 機能強化事業Ⅰ型	1	20	5,200	5,200	1	20	5,200	1	20	5,200	1	20	5,200	1	20	5,200	1	20	5,200	1	20	5,200	1	20	5,200	社会福祉法人に委託	
③ 機能強化事業Ⅱ型																											
④ 機能強化事業Ⅲ型				6,240	1	24	6,240	1	11	2,860	1	13	3,380	1	13	3,380	1	13	3,380	1	13	3,380	1	13	3,380	NPO法人に委託	
④ 機能強化事業Ⅳ型																											
(6) 日中一時支援事業	8	26	780	1,170	8	30	1,170	8	30	1,170	8	30	1,170	8	30	1,170	8	30	1,170	8	30	1,170	8	30	1,170	障害福祉サービス同様、事業者への代理受領	
(7) 生活サポート事業	1	1	1	5	1	5	5	1	6	6	1	6	6	1	6	6	1	6	6	1	6	6	1	6	6	障害福祉サービス同様、事業者への代理受領	
(8) 社会参加促進事業 d 奉仕員養成研修事業 (a) 手話奉仕員	1	20	1,040	1,040	1	20	1,040	1	20	1,040	1	20	1,040	1	20	1,040	1	20	1,040	1	20	1,040	1	20	1,040	市社会福祉協議会に委託	



第4章 障害者施策の推進

1. 自立を支援する基盤整備の推進
2. 障害の予防と早期発見・早期対応
3. 障害に対する理解と交流の推進
4. 障害のある児童生徒の療育、保育、教育の推進
5. ひとにやさしいまちづくりの推進
6. 住宅確保対策
7. スポーツ、レクリエーション、文化活動の推進
8. 障害のある市民の雇用、就労環境の充実

第4章 障害者施策の推進

1. 自立を支援する基盤整備の推進

(1) 相談支援体制の充実

【現況と課題】

障害のある市民に対する相談支援体制は、市内の社会福祉法人への委託と市の直営による相談支援事業を実施しています。

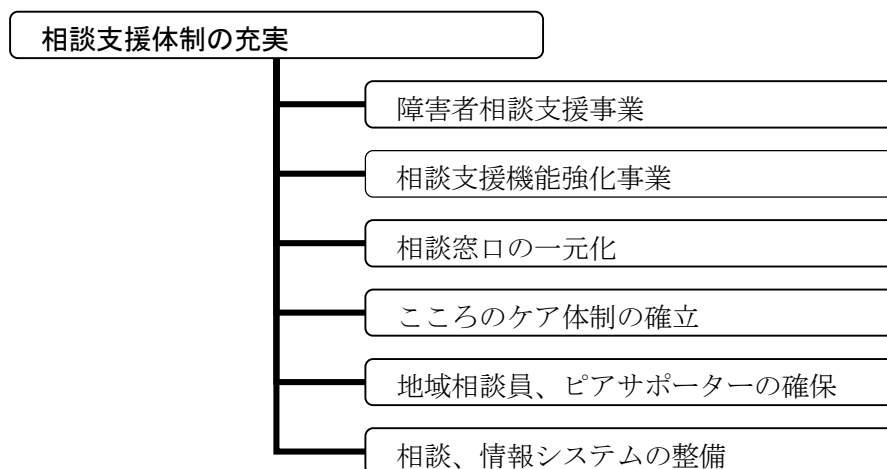
アンケート調査による悩みごとの相談先は、身体障害者及び知的障害者ともに「家族」がそれぞれ76.5%と最も高く、次いで「友人・知人」、「主治医」等と続き、公的あるいは指定の「相談支援事業所」、「ケースワーカー」などへの相談割合は10%前後と低い状況にあります。

障害のある市民の自立生活支援の初期段階として、相談支援体制の構築は極めて重要であることから、相談先の周知とその利用促進並びに専門性の高い相談支援体制づくりが課題となっています。

【施策の方向性】

- 障害のある市民の自立した日常生活を支援していくため、障害のある本人やその支援者である家族等の生活課題、悩み等に適切に対応できる専門性の高い相談体制の構築を図ります。
- さらに、身近な地域で相談を行うことができるよう、地域に密着した相談窓口の設置や相談内容に応じた適切な支援へとつなぐため、関係機関とのネットワークづくりを進めます。
- 障害のある市民が相談相手となり、きめ細かな相談が行えるピアサポーターの養成・確保に努めます。

【具体的な推進施策】



(2) サービス提供基盤の整備促進

【現況と課題】

自立支援法の成立に伴い、障害のある市民の自立生活を支援するため訪問系サービス、日中活動系サービスを一元的に提供できる体制が整いました。

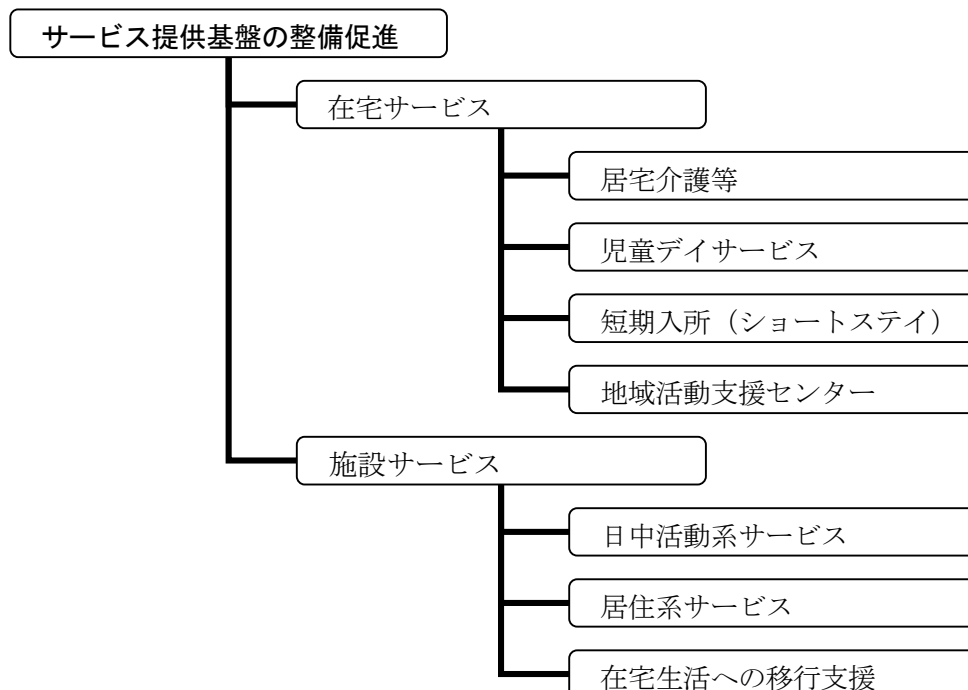
アンケート調査において、障害福祉を充実させるために重要なこととして「保健・医療・福祉サービスの充実」が第2位にあげられています。また、3障害ともに、現在利用している各サービスの利用割合に比べ、今後利用したい各種サービスの利用割合が高くなっており、今後、サービス利用の増加が予測されます。特に、市内に存在しない児童デイサービスや短期入所については、現在の利用割合に比べ今後の利用意向割合が高くなっています。

障害の種類や程度に応じた適切なサービスを受けることができるよう、一人ひとりのニーズにこたえるためのケアマネジメントの充実を図るとともに、身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、サービス提供基盤の整備を促進していくことが課題となっています。

【施策の方向性】

- 障害のある市民が、地域社会のなかで自立した生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスやショートステイなどの居宅サービスの提供体制の充実を図ります。
- 福祉施設等における日中活動系サービス、居住系サービスについては、関係施設等との連携を図りながら多様なサービスが提供できるよう、提供基盤の整備を促進していきます。
- さらに、在宅生活への移行が可能な福祉施設や病院等への入所・入院者に対し、地域移行に対する支援を行います。

【具体的な推進施策】



(3) 情報提供体制の確立

【現況と課題】

障害のある市民が必要な情報を容易に発信し、又はアクセスできる利用しやすい情報提供体制の充実が求められています。

本市においては、コミュニケーション支援として手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の実施、障害福祉ガイドの点字本の発刊などを行いコミュニケーションに障害のある市民への支援を行っています。

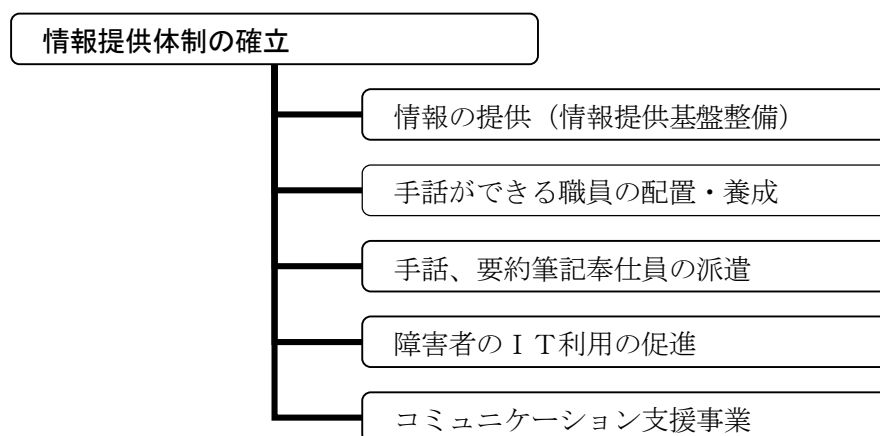
アンケート調査において、より充実した情報を得るために必要なこととして身体障害者では「インターネット、メール」、知的障害者においては「障害者相談員」が第1位としてあげられています。

今後とも、障害のある市民が必要な情報を容易に取得できるよう、市のホームページの整備や多様なコミュニケーション手段を活用した情報提供基盤の整備を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- コミュニケーションに障害のある市民の積極的な社会参加の促進や日常生活に必要な情報の取得を支援していくため、コミュニケーション支援事業の充実に努めます。
- 福祉関係部門や相談窓口等において手話のできる職員を配置するとともに、関係機関や団体等と連携し手話通訳者、要約筆記者等の養成に努めます。
- 障害に応じた福祉サービスの利用や日常生活に必要な情報を容易に取得することができるようインターネット等を活用した情報の発信を行います。

【具体的な推進施策】



(4) 障害のある市民の権利擁護

【現況と課題】

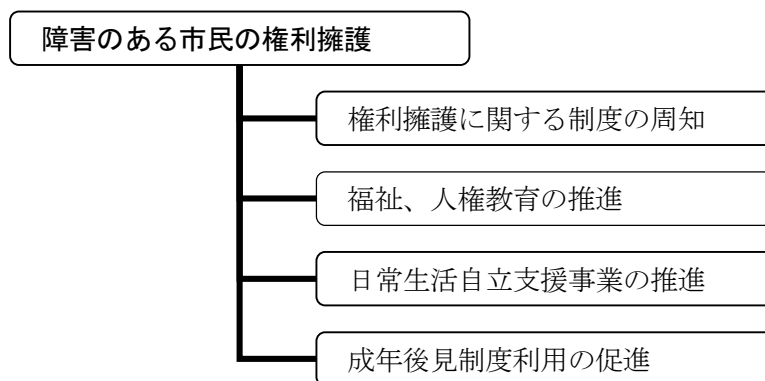
知的障害、精神障害、高次脳機能障害を重複している等で判断力が低下している場合、社会生活を営む中で多くの詐欺事件、虐待行為、あるいは性的被害を受けることも少なくないといわれ、住み慣れた地域で安心して暮らしていくうえで、これらが大きな社会的障壁となっています。

障害のある市民の権利侵害に適切に対応していくため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知並びに利用促進に努めるなど、障害のある市民の権利を擁護するシステムの導入が強く求められています。

【施策の方向性】

- 障害に関わる権利擁護に対する理解を深める教育や啓発活動を推進し、障害にかかわる偏見や差別意識の払拭に取り組んでいきます。
- あわせて、障害のある市民の権利を守る観点から、成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、その利用を促進していきます。

【具体的な推進施策】



(5) 経済的支援の充実

【現況と課題】

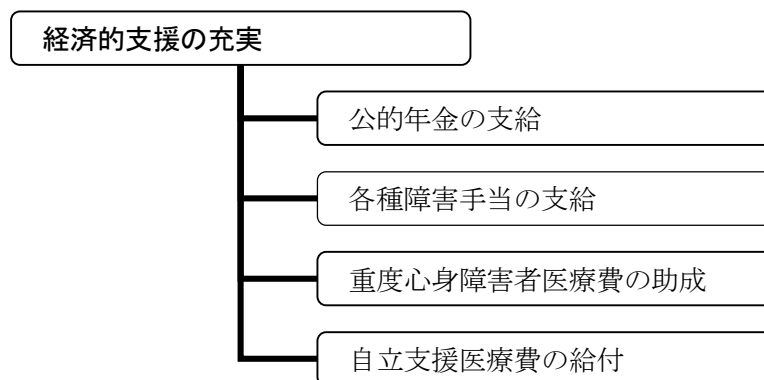
住み慣れた地域のなかで、自立した生活を営む場合において障害のある市民の経済的な自立は大きな目標となっています。

公的年金や各種障害手当等の適正な支給による経済的支援や医療費等の負担軽減を図るなどの支援が必要となります。

【施策の方向性】

○障害のある市民の地域生活を支援していくため、各種手当等の適正な支給や医療費負担の軽減のための助成を行います。

【具体的な推進施策】



(1) 相談支援体制の充実

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	相談支援事業所への委託により、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等必要な援助を行います。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
相談窓口の一元化	障害に関わる相談に対する行政窓口の一元化を図ります。
心のケア体制の確立	障害者（児）やその介護にあたる人の悩み事や困り事に対する訪問や電話等による相談援助を行うとともに、必要に応じ関係機関及び関係部署につなぎ、心のケア体制の確立を図ります。
地域相談員、ピアサポーターの確保	多種多様化する障害者のニーズに対応するため、校区単位で相談員を確保します。今後も現在の相談員3人（知的障害、身体障害）を継続して配置します。また、障害のある市民自身が、障害者の立場に立って相談を受けるピアサポーターを配置します。
相談、情報支援システムの整備	要介護者の在宅支援を推進するため、保健、医療、福祉の連携により、必要な情報の提供を行います。

(2) サービス提供基盤の整備促進

事業名	事業内容
○自立支援給付 ・訪問系サービス	
居宅介護（ホームヘルプ） 身体介護、家事援助、通院介助	障害者に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護及び移動中の介護等を総合的に行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常時介護を要する方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括的支援	常時介護を要する障害者等で、その介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。
児童デイサービス	障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課	実施個所数	3	3	3	---	---	→	—
	利用者数	1,630	1,630	1,630	---	---	→	—
障がい・長寿課	実施個所数	3	3	3	---	---	→	—
	利用者数	344	344	344	---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課、 社会福祉課、社会 福祉協議会、在宅 介護支援センター	地域相談員 配置数	3	3	3	---	---	→	—
	ピアサポ ーター確保数	3	3	3	---	---	→	—
障がい・長寿課、 社会福祉課、社会 福祉協議会、在宅 介護支援センター	継続	→			---	---	→	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課	利用者数 (人)	51	67	93	---	---	→	—
	見込数値 (時間)	1,176	1,652	1,604	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	3	4	5	---	---	→	—
	見込数値 (時間)	285	381	477	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	7	9	13	---	---	→	—
	見込数値 (時間)	306	546	846	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	1	1	1	---	---	→	—
	見込数値 (時間)	217	217	217	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	26	29	34	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	572	638	748	---	---	→	—

(2) サービス提供基盤の整備促進（つづき）

事業名	事業内容
短期入所（ショートステイ）	居宅においてその介護を行う者の疾病又はその他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
・日中活動系サービス	
療養介護	医療を要する障害者で、常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院、その他施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、及び日常生活上の世話をします。
生活介護	常時介護を要する障害者に対し、主に昼間、障害者支援施設、その他施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体的（身体機能向上）リハビリテーション（理学療法、作業療法など）を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会的（生活機能向上）リハビリテーションを行います。
就労移行支援	就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。養護学校卒業者や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労を目指す事業です。
就労継続支援（非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。
・居住系サービス	
施設入所支援	施設に入所している障害者に対し、主に夜間、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	介護を要する障害者に対して、主に夜間、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対して、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行います。

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課	利用者数 (人)	37	40	57	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	296	320	456	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	2	17	17	---	---	→	—
	見込数値	2	17	17	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	61	79	99	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	1,342	1,738	2,178	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	2	2	2	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	44	44	44	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	12	15	26	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	264	330	572	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	10	10	25	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	220	220	550	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	4	5	6	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	88	110	132	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	37	38	39	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	814	836	858	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	19	37	66	---	---	→	—
	見込数値	19	37	66	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	18	19	20	---	---	→	—
	見込数値	18	19	20	---	---	→	—

(2) サービス提供基盤の整備促進 (つづき)

○地域生活支援事業	
地域活動支援センター事業	障害者を通わせ、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。また、同センター機能強化事業において専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るために普及啓発事業を実施するとともに相談事業を併せて行います。
障害者相談支援事業 (再掲)	相談支援事業所への委託により、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等必要な援助を行います。
相談支援機能強化事業 (再掲)	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	障害のある人で、一般の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者に対し、入居に必要な調整等に係わる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な人のために、手話通訳等を派遣する事業。
日常生活用具給付等事業	在宅障害児及び知的障害者に対し、浴槽、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付、貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
	①介護訓練支援用具
	②自立生活支援用具
	③在宅療養等支援用具
	④情報・意志疎通支援用具
	⑤排泄管理支援用具
⑥住宅改修費	
移動支援事業	障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援します。
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業で、従来の日帰りショートステイもこれに該当します。
生活サポート事業	介護給付(生活介護、療養介護)支給決定者以外の者で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行います。

障がい・長寿課	実施見込箇所数	2	2	2	---	---	→	—
	利用者数(人)	44	31	33	---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	3	3	3	---	---	→	—
	利用者数	1,630	1,630	1,630	---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	3	3	3	---	---	→	—
	利用者数(人)	344	344	344	---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	1	1	1	---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	1	1	1	---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	1	1	1	---	---	→	—
	利用者数(人)	11	16	21	---	---	→	—
障がい・長寿課	給付見込件数	430	478	538	---			—
		3	3	3				
		9	9	9				
		10	10	10				
		10	10	10				
		396	444	504				
		2	2	2				
障がい・長寿課	実施箇所数	9	9	9	---	---	→	—
	利用者数(人)	21	21	21	---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	8	8	8	---	---	→	—
	利用者数(人)	30	30	30	---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	1	1	1	---	---	→	—
	利用者数(人)	5	6	6	---	---	→	—

(2) サービス提供基盤の整備促進(つづき)

事業名	事業内容
社会参加促進事業 奉仕員養成研修事業 手話奉仕員	障害のため、意思疎通を図ることが困難な人の多様な機会を通じた、社会参加を促進していくため、手話奉仕員の養成を行います。
○その他	
地域リハビリテーション事業	リハビリテーションに関する各機関・施設との有機的な連携により、障害者に対する一貫した福祉の増進を図ります。
補装具の給付、修理	障害者の身体機能を補うことにより、日常生活を容易にするため補装具の給付、修理を行います。
施設機能強化の推進	施設が持つ専門的な知識、技術及び機能を積極的に活用し在宅障害者の福祉の向上に努めます。

(3) 情報提供体制の確立

事業名	事業内容
情報の提供 (情報提供基盤整備)	障害福祉に関する各種情報をできる限り必要としている人に提供し、システムの構築を図ります。また、ケースワーカー等が訪問し、生活状況を把握し、関係機関・部署と連携しながら必要な情報の提供を行います。
手話ができる職員の配置、養成	福祉関係部門や総合窓口への手話ができる職員の配置並びに職員の養成に努めます。
障害者のIT利用促進	障害のある市民が、ITの利用により多様な情報の入手や活用ができるよう、障害の特性に配慮した講習会の開催に努めます。

(4) 障害のある市民の権利擁護

事業名	事業内容
権利擁護に関する制度の周知・啓発	障害者の権利擁護に関する理解や制度の周知・啓発を行います。
福祉、人権教育の推進	すべての小中学校の学校教育において、障害のある市民に関する理解を深める教育を推進します。
日常生活自立支援事業の推進	障害のある市民の尊厳と利用者自身の意思決定を尊重し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理に関する援助サービスを行います。
成年後見制度利用支援事業 (再掲)	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

障がい・長寿課	実施箇所数	1	1	1	---	---	→	—
	利用者数 (人)	20	20	20	---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課 社会福祉課	継続	→			---	---	→	—
人事課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—

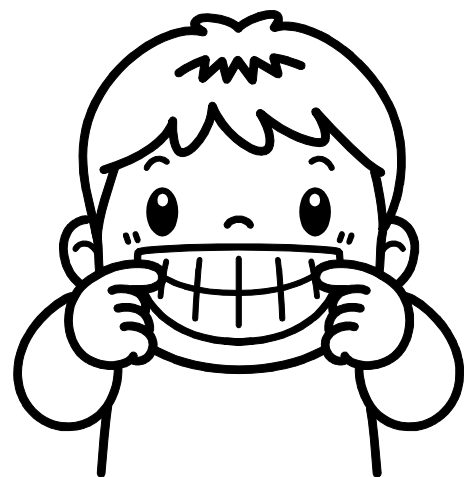
主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課 社会福祉協議会	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	1	1	1	---	---	→	—

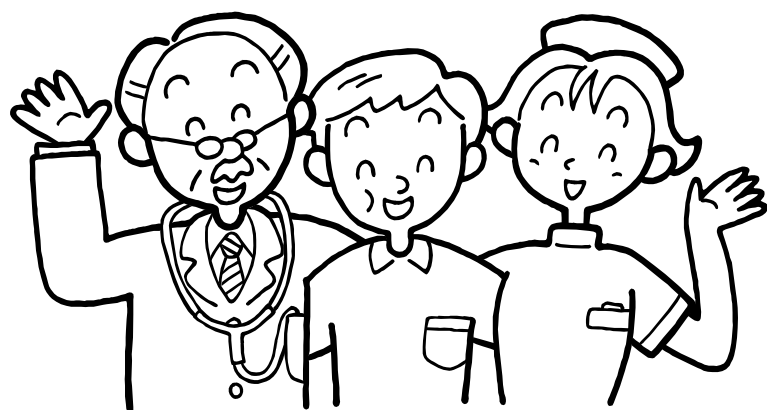
(5) 経済的支援の充実

事業名	事業内容
公的年金の支給	経済的自立を支援する公的年金の支給。
特別障害者手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害者に対して手当を支給します。
障害児福祉手当の支給	在宅か入院中で、心身に重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳未満の方に手当を支給します。
重度心身障害医療費助成	医療保険（健康保険）を使って医療を受けた時に、保険適用された自己負担金を助成します。 ・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2 ・家族の所得が一定限度以内の方
自立支援医療費の給付	身体障害者手帳をお持ちの方が、障害を取り除いたり、軽減するための治療費や手術を受けるときの医療費の一部を給付します。



主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
国保年金課	継続	→			- - - - - →			—
障がい・長寿課	継続	→			- - - - - →			—
障がい・長寿課	継続	→			- - - - - →			—
障がい・長寿課	継続	→			- - - - - →			—
障がい・長寿課	継続	→			- - - - - →			—





2. 障害の予防と早期発見・早期対応

(1) 障害の予防対策

【現況と課題】

アンケート調査による障害の原因疾患をみると「その他の疾患」(35.3%)、「脳血管疾患」(25.5%)が上位にあげられています。発症要因を年齢別にみると、0歳児では「出生時の損傷」の割合が高くなっています。10～20代においては「交通事故」を要因とする場合もあります。

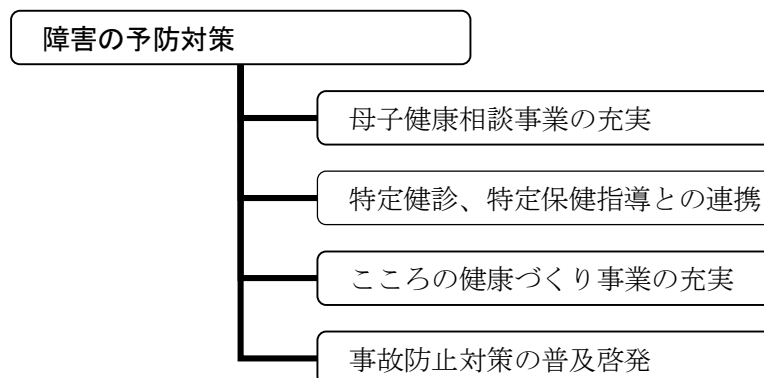
しかし、30代以上では、「出生時の損傷」、「交通事故」、「労働災害」とする要因は皆無となる一方、疾病を要因とした障害の発生割合がその多くを占め、生活習慣病など後天的要因から障害者となる割合が高い状況にあります。

また、近年、社会的なストレスを要因として壮年期における統合失調症、気分障害を発症する割合が増加傾向にあり、大きな社会問題として顕在化しつつあります。

【施策の方向性】

- 特定健診、特定保健指導との連携による生活習慣病対策をはじめ、こころとからだの健康づくり事業等に取り組んでいきます。
- また、交通事故、産業事故防止に向けた啓発活動や乳幼児の誤飲など、障害の発症要因としてあげられる事故防止等の強化を図るなど‘防げたはずの障害’に対する防止対策を推進していきます。

【具体的な推進施策】



(2) 医療受診に対する支援の充実

【現況と課題】

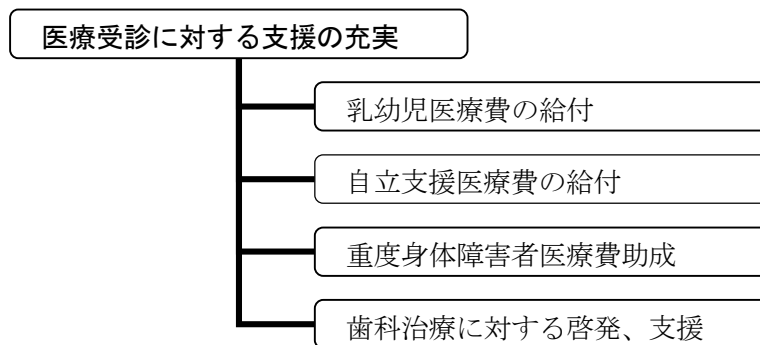
障害の軽減や障害の重度化・重複化の防止を図る観点から、障害の程度や状況に応じた適切な医療受診が重要とされています。

本市においても、自立支援医療費の利用者や給付費は増加傾向で推移しており、適切な医療受診に対する支援体制の充実が課題となっています。

【施策の方向性】

○障害に係わる適切な医療受診を行うことができるよう、自立支援医療の周知と適正な支給に努めます。

【具体的な推進施策】



(3) 障害の早期発見・早期対応

【現況と課題】

障害の主な要因は2.(1)で示したように、疾病等が障害の主な要因となっており、疾病の予防、早期発見、早期治療が重要な課題となっています。

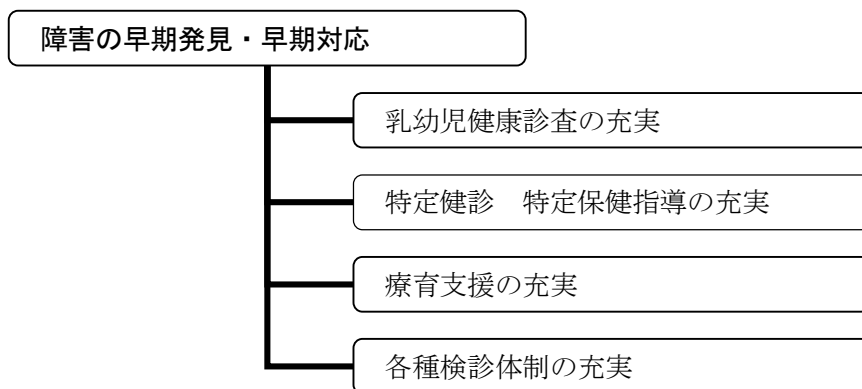
本市においては、乳幼児健診をはじめ各種がん検診や特定健診、特定保健指導等、要経過観察児、ハイリスク児の継続支援を行うとともに、乳幼児健診の発達スクリーニングの見直しを実施するなど、障害の早期発見・早期対応並びに生活習慣病の予防対策等の充実に努めています。

今後とも、各種健診等の充実を図り、障害を早期発見し適切な支援や医療へつなぐ体制の充実強化が必要となります。

【施策の方向性】

- 乳幼児期からの壮年期及び高齢期に至る各種健康診査体制の充実に努めるとともに、未受診者に対する受診勧奨による受診率の向上を図り、障害の早期発見に努めていきます。
- また、医療機関や行政関係機関との連携を図りつつ、早期発見・早期受診へつなぐ仕組みづくりに取り組みます。
- また、発達の遅れのある幼児、児童への訓練や指導の機会の創設などにより、療育支援へつなげていきます。
- 精神障害関連については、医療機関、南部福祉保健所との連携を図りつつ、早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めます。

【具体的な推進施策】



(1) 障害の予防対策

事業名	事業内容
母子保健相談事業	育児等に関する正しい知識の普及啓発を図るため、各種講座を開設します。
特定健診、特定保健指導の充実	メタボリック症候群等に重点を置いた特定健診、特定保健指導などの実施により、障害の発症要因の一つである生活習慣病などの予防対策、早期発見に努めます。
こころの健康づくり事業の充実	ストレス等により精神的な障害を引き起こすことを未然に防いでいくため、こころの健康相談を実施します。また、精神疾患に対する認識不足や相談先がわからないなどにより、医療受診や対応に遅れが出ないように支援してまいります。
事故防止対策の普及啓発	交通事故、労働災害、乳幼児等の誤飲など、障害の発症要因になりうる事故を防ぐため、関係各課と連携をとりながら普及啓発を図ります。

(2) 医療受診に対する支援の充実

事業名	事業内容
乳幼児医療費の給付	通院は3歳児まで、入院は就学前の6歳まで乳幼児の疾病に関わる医療費の給付を行います。
自立支援医療の給付	生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療を給付します。これまでの更生医療・育成医療・精神通院公費の3つが自立支援医療として給付されます。
重度心身障害医療費助成(再掲)	医療保険(健康保険)を使って医療を受けた時に、保険適用された自己負担金を助成します。 ・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2 ・家族の所得が一定限度以内の方
歯科治療に対する啓発、支援	障害のある市民の歯科診療に対する支援を行うとともに、口腔ケアに対する検診や相談支援を行います。

(3) 障害の早期発見、早期対応

事業名	事業内容
乳幼児健康診査	新生児から幼児期まで、各発達段階における継続的な健康診査を行い、疾病予防、障害の早期発見に努めます。
特定健診、特定保健指導の充実 [再掲]	メタボリック症候群等に重点を置いた特定健診、特定保健指導などの実施により、障害の発症要因の一つである生活習慣病などの予防対策、早期発見に努めます。
療育支援の充実	就学前の障害のある子どもやその家族を含め、保育を中心としながら必要に応じた療育支援がきめ細かに行われるよう支援します。
各種検診体制の充実	障害者を対象とした各種検診の充実を図り、二次障害の予防に努めます。

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
健康推進課	継続	→			---	---	→	—
健康推進課	継続	→			---	---	→	—
健康推進課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童家庭課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
健康推進課	継続	→			---	---	→	—
健康推進課	継続	→			---	---	→	—
健康推進課 児童家庭課	継続	→			---	---	→	—
健康推進課	継続	→			---	---	→	—



3. 障害に対する理解と交流の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

【現況と課題】

本市では、相談支援事業所との連携により個別障害に対する正しい理解と知識を深めることを目的として、学校教育関係機関や保護者、支援関係者を対象に発達障害等にかかわる講習会を開催しています。

アンケート調査において、地域や市民の障害に対する理解度をみると「理解されてきた」、「少し理解されてきた」を含めた割合は、身体障害者で39.3%、知的障害者で43.7%となっており、障害のある市民側から見た障害に対する理解度は、まだ低い状況にあるとされています。

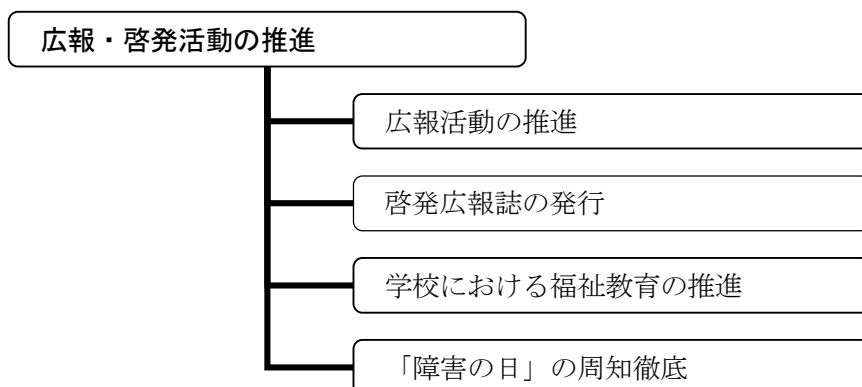
このことは、障害が正しく理解されないがゆえに、障害のある市民に対する偏見や差別意識がいまだに残っている可能性を示唆しており、それらを取り除くための普及・啓発活動や福祉教育の充実が大きな課題となっています。

【施策の方向性】

○すべての市民が障害に対する理解と認識を深められるよう、学校教育、生涯学習等を通じた広報・啓発活動を積極的に推進します。

○障害に係わる内容を掲載したリーフレットやビデオの活用、広報誌、市ホームページへの掲載による福祉情報の提供を行うなど、意識のバリアフリー化に取り組みます。

【具体的な推進施策】



(2) 福祉教育の推進

【現況と課題】

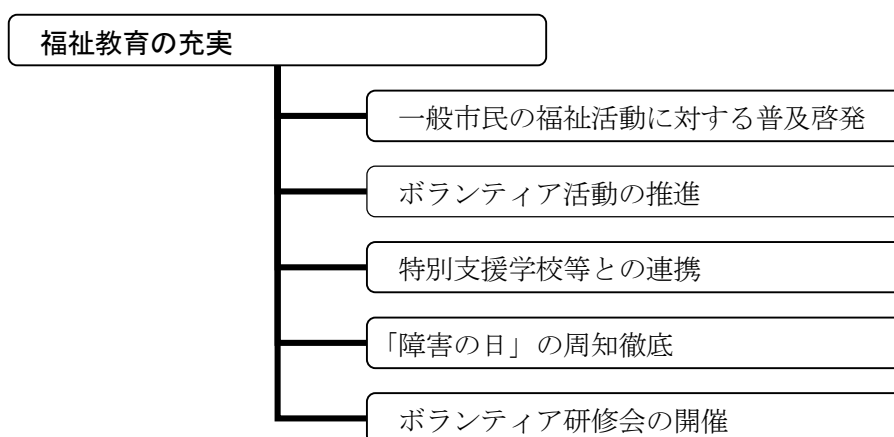
本市では、幼いころからいろいろな体験を通して「思いやりのところ」育むことや障害のある児童生徒との交流、市内の小中学校をボランティア協力校に委嘱し、ボランティア体験、研修会等を通じた障害に対する認識と理解を深めるための福祉教育に取り組んでいます。

障害の多様化に伴い、今後ますます個別障害に対する正しい認識と理解が求められ、これらに対応した福祉教育のあり方も必要とされています。

【施策の方向性】

- 障害に対する正しい理解を促進していくため保育、教育現場においてボランティア活動等を通じた相互扶助による「やさしいところ」を育む福祉教育を児童生徒の年齢に応じて実施します。
- 特別支援学校等の交流による福祉教育を実施し、早い段階から障害のある市民に対する理解を深めていくこと支援します。
- 各種団体や関係機関との連携による福祉講座の開催や障害のある市民を講師に招いた講演会の開催など、広く障害に対する理解を促し、共生社会に対する認識を深めていきます。
- 手話通訳、要約筆記の技術的な講習会を定期的で開催し、障害のある市民を支援するボランティア育成に努めます。また、その団体等への活動に対する支援を行います。

【具体的な推進施策】



(3) 社会参加の拡充と交流の場づくり

【現況と課題】

本市においては、バリアフリーのまちづくり、コミュニケーション支援事業による手話通訳者、要約筆記者の派遣事業や移動支援などを図り、障害のある市民の社会参加を促進してきました。また、市内の社会福祉法人において、高齢者、障害者、子どもとの共生サービスや地域活動支援センターによる交流の場づくり等を実施しています。

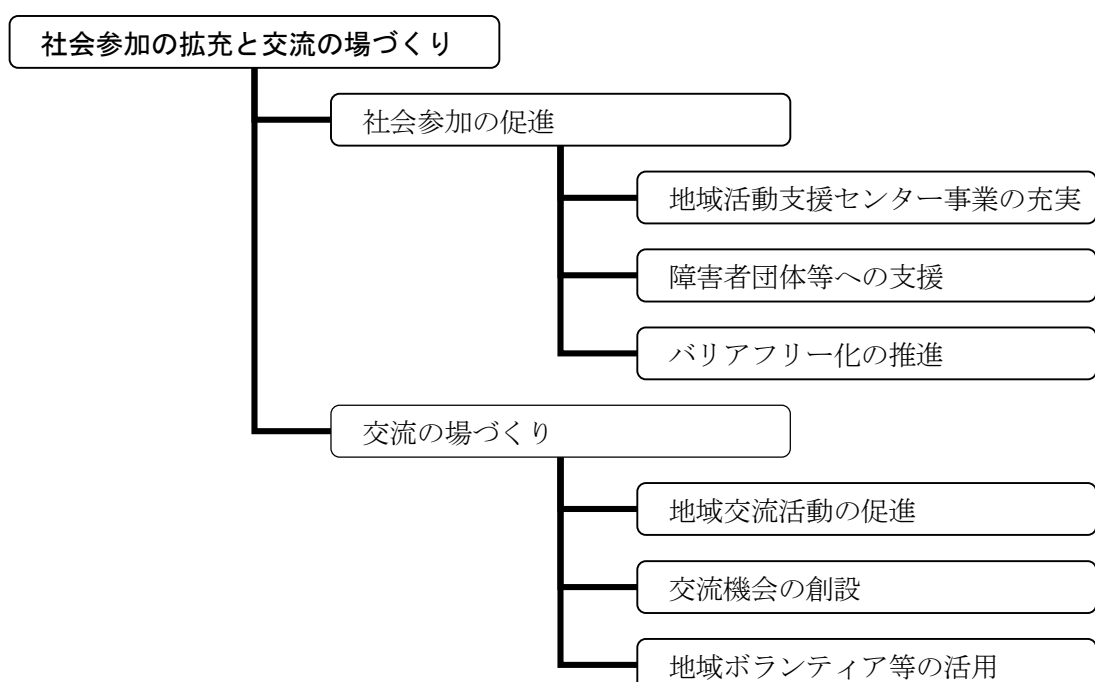
アンケート調査による社会活動に参加するための条件として「障害に配慮した施設や設備であること」(37.3%)、「活動についての情報が提供されていること」、「気軽に参加できる雰囲気であること」(35.3%)などが上位にあげられています。

今後とも、障害のある市民に対する社会参加を促すための施策の充実を図るとともに、障害のある市民との交流機会の充実に向けた取り組みの一層の充実が課題となっています。

【施策の方向性】

- 障害のある市民が、身近な地域での交流活動が行えるよう地域活動支援センター事業の充実を図るとともに、交流拠点となる公共施設等のバリアフリー化を推進していきます。
- 各種イベントや行事会場等において車いす利用が容易となるよう障害に配慮したトイレ並びに駐車場の整備や手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うなど障害のある市民が参加しやすい環境の整備や場づくりを推進します。
- 障害のある市民とそうでない市民の交流活動を通して、お互いを理解することができる場の整備や機会の拡充を図ります。

【具体的な推進施策】



(1) 広報・啓発活動の推進

事業名	事業内容
広報活動の推進	市民だより、福祉関係発行誌などを活用して障害者に対する理解、促進、啓発を行います。また、障害者が読みやすい紙面の構成に努めます。
福祉だより等の啓発広報誌の発行	障害者及び市民を対象とした情報提供、啓発広報を目的とした広報誌を発行します。
学校における福祉教育の充実	全ての小中学校の学校教育において、障害者に関する理解を深める教育を推進します。
「障害者の日」の周知徹底	障害者の日について関係機関との連携により、その周知徹底を図ります。

(2) 福祉教育等の推進

事業名	事業内容
一般市民の福祉教育活動に対する普及啓発	市民が、地域福祉の担い手として、主体的な福祉活動に参加することができるよう普及啓発活動を推進していきます。
ボランティア活動の推進	ボランティアに対する意識の高揚を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。
特別支援学校との連携	障害のある児童生徒との交流をとおして、早い段階から障害のある人に対する理解を深めていくことができるよう特別支援学校と連携した交流活動を推進します。
「障害者の日」の周知徹底	障害者の日について関係機関との連携により、その周知徹底を図ります。
ボランティア研修会の開催	ボランティアの養成・確保を図るため、各種研修会の開催を行います。

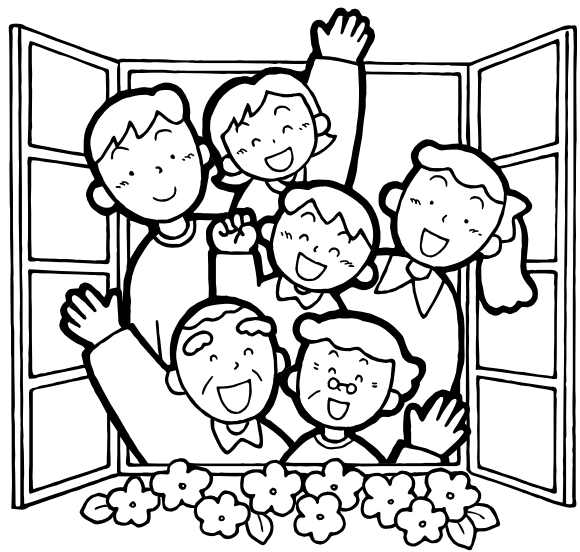
主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課 総務課	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—
障がい・長寿課	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—
学校教育課	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—
障がい・長寿課	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課 社会福祉協議会	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—
生涯学習振興課	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—
障がい・長寿課 社会福祉協議会 学校教育課	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—
障がい・長寿課	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—
生涯学習振興課、障 がい・長寿課、児童 家庭課、社会福祉 課、健康推進課	継続	→			- - -	- - -	- - - →	—

(3) 社会参加の拡充と交流の場づくり

事業名	事業内容
・社会参加の促進	
地域活動支援センター事業の充実 (再掲)	障害者を通わせ、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。また、同センター機能強化事業において専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るために普及啓発事業を実施するとともに相談事業を併せて行います。
障害者団体等への支援	各種障害者団体に対する支援を行います。
障害者にやさしいまちづくりの推進	全ての市民が安全でかつ快適に生活できる環境の基盤を確立するため、生活関連施設の整備について「沖縄県福祉のまちづくり条例」の整備基準に沿うよう、周知徹底を図ります。
・交流の場づくり	
地域交流活動の促進	地域住民と障害者が相互理解を深めるため、各種行事を通し、交流活動を促進します。
交流機会の創出	障害のある市民が、多様な機会を通して交流することができるよう交流機会の創出に努めます。
地域ボランティアの活用	市や地域活動支援センターにおいて、地域ボランティアの啓発を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課	実施見込箇所数	2	2	2	---	---	→	—
	利用者数(人)	44	31	33	---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
生涯学習振興課、障がい・長寿課、児童家庭課、社会福祉課、健康推進課	継続	→			---	---	→	—



4. 障害のある児童生徒の療育、保育、教育の推進

(1) 障害のある子どもの育児支援

【現況と課題】

本市においては、平成20年度から健診事後教室「カンガルー教室」を実施、教室から発達専門医や親子通園につなげています。

また、わくわく児童館において母子通園事業「ふたば園」が利用され、平成22年度より新たに真嘉部コミュニティーセンターにおいて母子通園事業の開始が予定されています。

さらに、保健師や教育関係機関並びに福祉関係機関等との連携により乳幼児期から就学に至るまで、一貫した相談体制に基づく支援システムの取り組みが検討されています。

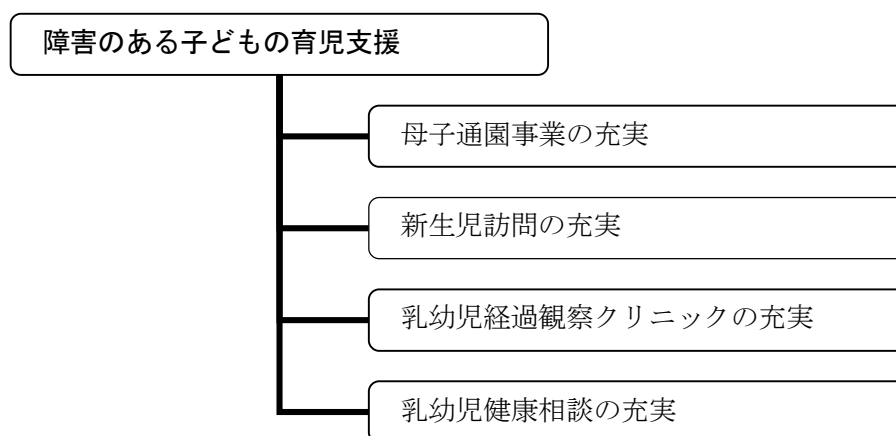
障害のある子どもと親が障害について理解し、受け止め、発達に対する支援を受けながら住み慣れた地域でごく普通の生活を送ることができるよう支援していくことが求められます。

【施策の方向性】

○母子保健事業における新生児訪問、乳幼児健康相談、経過観察クリニック等の育児支援事業を通して、障害のある子どもとの親子関係の形成とその能力の向上並びに日常生活の自立を支援します。

○医療機関や関係機関との連携により、面接、相談を経た早期支援へとつなげる体制づくりを進めます。

【具体的な推進施策】



(2) 障害のある子どもの保育支援

【現況と課題】

本市においては、市内の保育所において受け入れており、平成19年度において公立保育所で3人、法人立保育園で8人の合計11人が通園しています。

平成21年度より、各小学校区を単位として指定園制を導入し障害のある児童の保育所への受け入れを行っています。

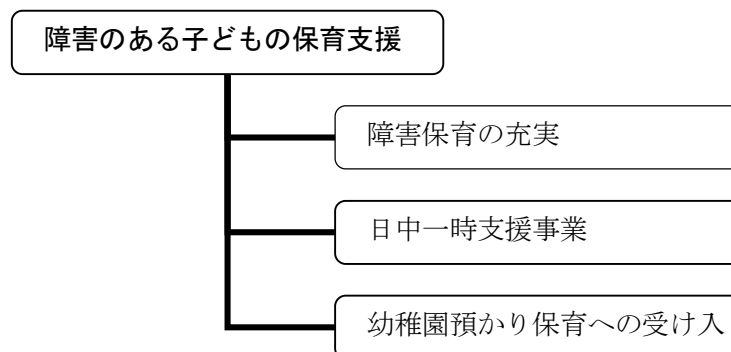
今後とも、保育所等への巡回指導の充実を図るなど、障害のある児童の保育の質の向上を図ります。

【施策の方向性】

○市立、認可保育所において、今後とも教育内容の充実や施設の受け入れ体制の整備に取り組んでいきます。

○幼、小中学校並びに関係機関との連携による保育支援の充実に努めます。

【具体的な推進施策】



(3) 障害のある児童生徒の教育支援

【現況と課題】

障害のある児童生徒の教育は、特殊学級を軸とし行われてきました。近年、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などの障害が多様化し、学校での学習や生活に困難をきたす児童生徒の増加など、これまでの枠組みでは、その対応が困難であるとして平成19年度に特別支援教育が導入されています。

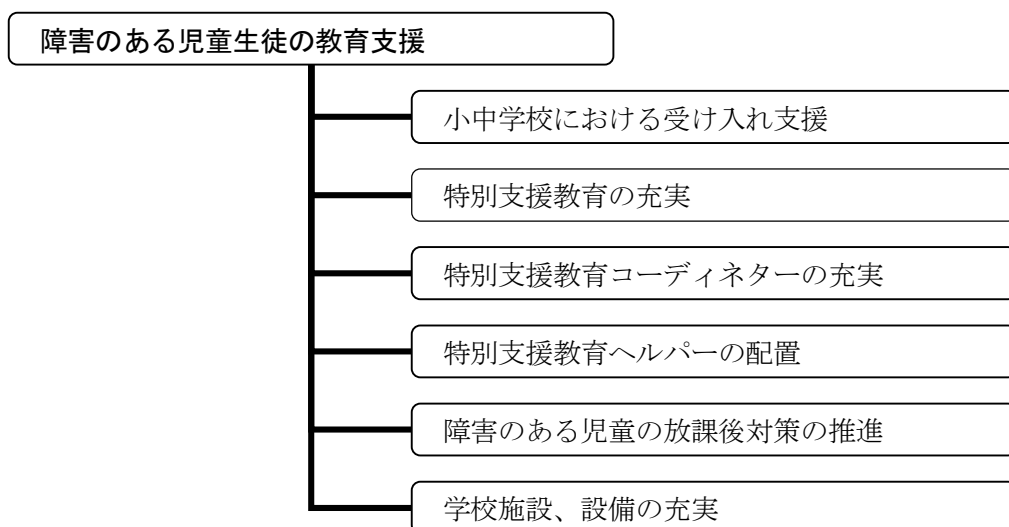
本市においては、身体及び知的に障害があり、特別に配慮が必要な児童生徒の就学に対し、就学指導委員会により、一貫した相談体制のもと就学に対する支援を行っています。

障害のある児童生徒が、できる限り身近な地域で教育を受けることができるよう市内小中学校における受け入れ支援の充実を図るとともに、障害の特性に応じた専門的な教育、指導体制の一層の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 一貫した相談体制のもと、平等な教育を受けることができる学習環境を整えます。
- 障害のある児童生徒が個々のニーズに対応した教育を受けることを支援していくため、特別支援コーディネーターや特別支援教育ヘルパーの充実に努めます。
- 障害のある児童生徒が、安全で安心した学校生活を送れるよう学校施設のバリアフリー化を推進します。
- 障害のある児童の放課後対策として、学童クラブでの受け入れ体制にかかわる整備の促進、児童館等の活用に対する取り組みを推進します。

【具体的な推進施策】



(1) 障害のある子どもの育児支援

事業名	事業内容
親子通園事業	心身に発達遅れのある幼児（障害のある幼児を含む）及びその保護者に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施し、基本的な生活習慣の自立を図るとともに、必要な相談・助言・指導を行います。
新生児訪問の充実	妊産婦、乳幼児の健康と、望ましい母子関係の中で適切な育児が行えるよう、心理的な不安、育児困難、育児負担を軽減する援助を早期に導入するなどの支援を行います。
乳幼児経過観察クリニックの充実	発達の遅れや、発育不良への適切な対処法、保護者への心理カウンセリングを実施します。
乳幼児健康相談の充実	乳幼児の成長、発達、病気、育児不安等、育児に関する相談を、医師・保健師・栄養士により個別に行います。

(2) 障害のある子どもの保育支援

事業名	事業内容
障害児保育の充実	公立、法人保育園すべてにおいて障害児保育を実施しており、障害児保育事業に対する助成事業の充実を図ります。
日中一時支援事業（再掲）	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業で、従来の日帰りショートステイもこれに該当します。
幼稚園の預かり保育	幼稚園における放課後の預かり保育においてもヘルパーを配置し、障害児の保育を行います。

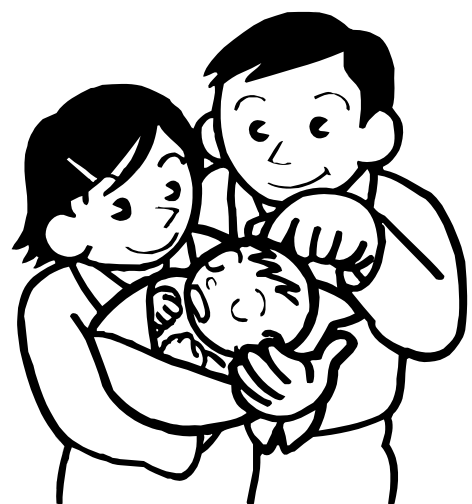
主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童家庭課	実施箇所	1	2	2	---	---	→	—
健康推進課	継続	→			---	---	→	—
健康推進課	継続	→			---	---	→	—
健康推進課	継続	→			---	---	→	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童家庭課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	8	8	8	---	---	→	—
	利用者数 (人)	30	30	30	---	---	→	—
学校教育課	継続	→			---	---	→	—

(3) 障害のある児童生徒の教育支援

事業名	事業内容
小中学校における受け入れ支援	障害のある児童生徒に対し、保護者の意向を含め一人ひとりのニーズに即した受け入れ体制の充実に努めます。
特別支援教育の充実	特別支援教育において、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)も対象に含んだ障害児一人一人にあった支援に取り組みます。また、これまで各小学校、中学校における取り組みの強化を図ります。
特別支援教育コーディネーターの充実	発達障害等に対する理解を深め、より良い学習支援を行うため、その中核的役割をになう特別支援コーディネーターの充実に努めます。
特別支援教育ヘルパーの配置	市立の幼稚園、放課後の預かり保育、小学校、中学校においてヘルパーを配置し、障害児が地域で学ぶことが出来る環境の整備を行うなど、今後とも障害児が健常児と共に学べる体制づくりに努め、障害児教育の充実に努めます。
障害のある児童の放課後対策の推進	有識者、医師、教師等で構成される適正就学指導委員会において、児童一人ひとりに対し詳細な調査のもと協議を行うなど、児童にとって望ましい就学に対する指導を行います。
学校施設、設備の充実	障害のある児童が地域の小中学校で不便なく学習できる環境を整えるため、改築事業と併せて福祉のまちづくり条例に基づき整備を行います。(手すり、洋式便所、スロープ設置等)

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
学校教育課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
学校教育課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
学校教育課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
学校教育課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
学校教育課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
教育総務課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—



5. ひとにやさしまちづくりの推進

(1) 生活環境のバリアフリー化

【現況と課題】

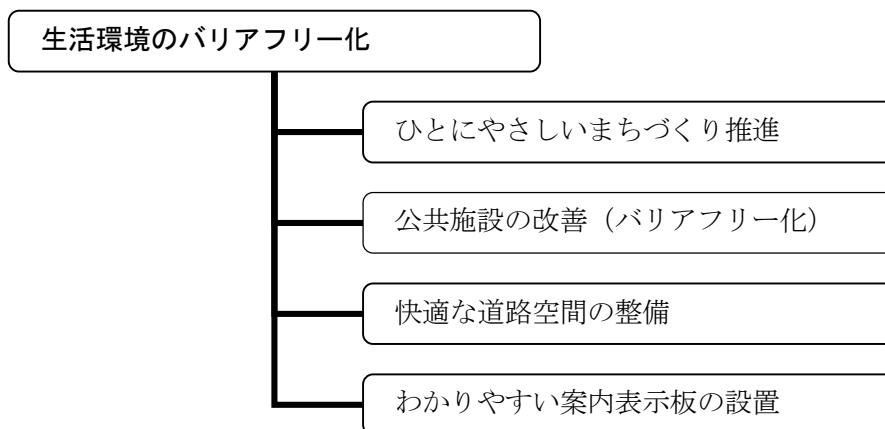
アンケート調査から、身体障害者が外出しない理由をみると「トイレが心配」、(19.0%)、「道路や建物、階段などが危険・不便なため」(14.3%)となっており、安全で快適な移動や施設の利用に対する不安があげられています。

障害のある市民が、できる限り住み慣れた地域の中で安心して活動の場を広げ多様な社会参加を行うことができるよう、不特定多数の市民が利用する公共施設や交通環境等について、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを活用し、障害のある市民や高齢者に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインを活用した人にやさしいまちづくりを推進します。
- 障害のある市民が安全で快適に利用できる、すべての人にわかりやすい案内表示板の設置や道路空間の整備を推進します。

【具体的な推進施策】



(2) 移動・交通手段の充実

【現況と課題】

アンケート調査から、身体障害者が外出しない理由をみると「乗り物の利用が困難なため」(19.0%)で第3位にあげられています。

一方、外出する際の移動・交通手段は「家族が運転する車」(65.5%)、が最も多く、「タクシー」、「路線バス」などの利用は10%前後と公共交通手段の利用が低い状況にあります。

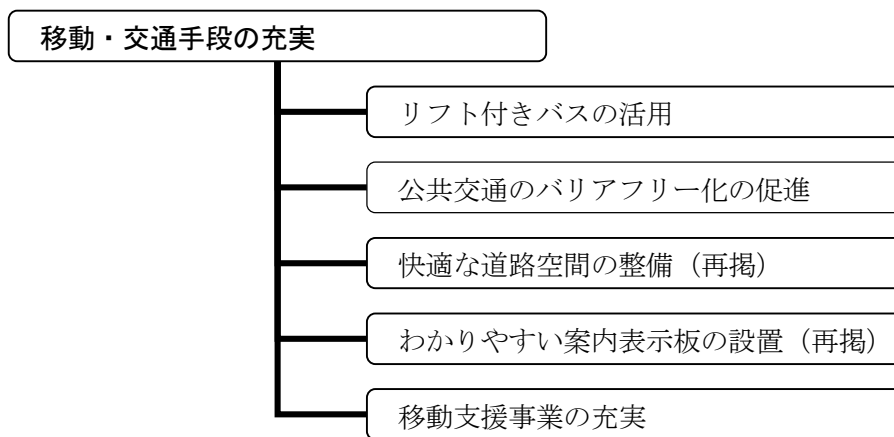
また、移動サービスの必要性については、身体障害者で51.0%、知的障害者で52.1%、精神障害者で41.5%とその利用意向が高い状況にあります。

今後とも、障害のある市民の日常生活の利便性や多様な機会を通じた社会参加を促進していくため、移動支援の充実が必要となります。

【施策の方向性】

- 市内巡回バスを含め、利用者の利便性の向上に取り組みます。
- 障害のある市民の移動が円滑に行えるようリフト付きバス、福祉タクシーの普及など多様な移動・交通手段の整備を促進します。
- 移動支援事業の充実に努めます。

【具体的な推進施策】



(3) 防犯・防災対策の充実

【現況と課題】

アンケート調査から、災害時に一人で避難できるかについての質問で「できない」とする回答が身体障害者で62.7%、知的障害者で66.7%、精神障害者で19.5%となっており、災害時において支援を必要とする障害のある市民の割合が高くなっています。

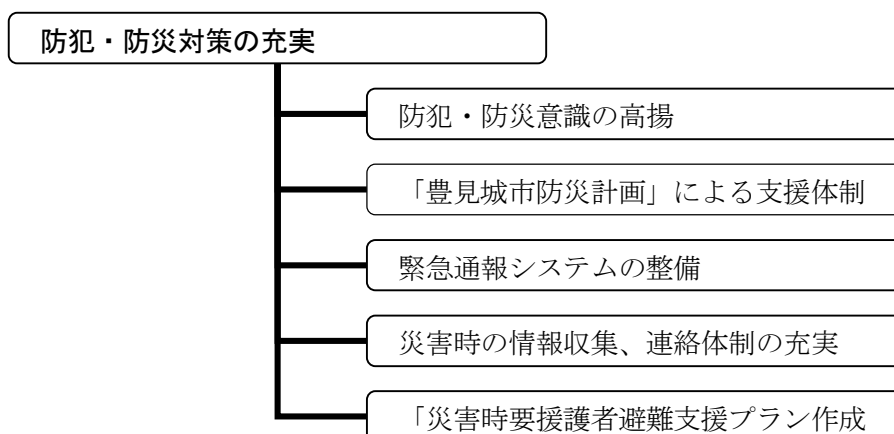
また、災害時に近所に助けてくれる人がいるかの質問に対し「いない」とする回答は身体障害者で59.8%、知的障害者で52.1%、精神障害者で41.5%となっています。

障害のある市民が、地域のなかで安心して暮らしていくことができるよう、災害時における迅速な情報発信や適切な避難誘導體制の確立並びに、地域住民を主体とした自主防災組織の育成等による安全対策の整備が課題となっています。

【施策の方向性】

- 障害のある市民が事件、事故に遭遇する危険性を回避していくため、地域における防犯活動、緊急通報システムの整備に取り組みます。
- 台風等の自然災害時に迅速に避難誘導を行うことができるよう、「豊見城防災計画」と連携した支援体制づくりに取り組みます。
- 障害のある市民の個人情報等に留意しつつ、地域警察、消防署と連携し緊急時救援対象者マップの作製、避難誘導マニュアルの整備を検討します。
- また、民生委員児童委員が実施する「災害時一人も見逃さない運動」と連携し、地域住民を主体とした支援体制づくりを促進します。

【具体的な推進施策】



(1) 生活環境のバリアフリー化

事業名	事業内容
障害者にやさしいまちづくりの推進（再掲）	全ての市民が安全でかつ快適に生活できる環境の基盤を確立するため、生活関連施設の整備について「沖縄県福祉のまちづくり条例」の整備基準に沿うよう、周知徹底を図ります。
公共建築物の改善	障害者にやさしいまちづくりの指針に基づき整備・改善に努めます。
歩道の段差解消	安全な通行を確保、障害者の安全な歩行と目的地までの誘導が図られるよう、誘導ブロック等の設置を促進するなど、快適な道路空間の整備を推進します。
わかりやすい案内表示板の設置	障害のある市民に配慮したわかりやすい、案内表示の設置を推進します。

(2) 移動、交通手段の充実

事業名	事業内容
リフト付きバスの活用	市が所有するリフト付きバスの多様な活用を促進します。
公共交通のバリアフリー化の促進	ノンステップバス、リフト付き車両（福祉タクシー）の導入を促進していきます。
わかりやすい案内表示板の設置	障害のある市民に配慮したわかりやすい、案内表示の設置を推進します。
移動支援事業の充実（再掲）	障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援します。

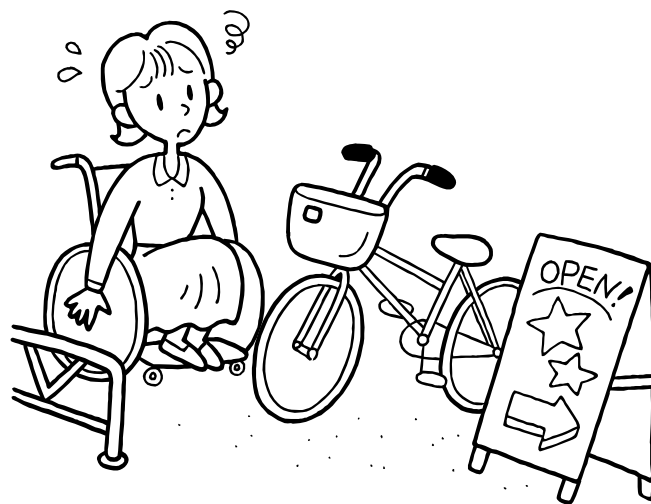
(3) 防犯、防災対策の充実

事業名	事業内容
防犯、防災対策の充実	障害者の生活の安全性を確保するための防犯体制及び通報システムの確立を図ります。
「豊見城防災計画」による支援体制	「豊見城防災計画」による災害時における避難経路及び体制の確立を図ります。
緊急通報システムの整備	障害のある市民が救急時等に利用できるよう、必要に応じて福祉電話の設置を促進します。
災害時における情報収集、連絡体制の充実	災害時における情報網、連絡網の確立を図ります。
災害時要支援者の避難支援プランの作成	障害者や高齢者等、災害時要援護者に対しては、災害時における避難誘導において特に配慮が必要なため、関係課と連携し「災害時要援護者の避難支援プラン」の作成に努めます。

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
都市計画課	継続	→			---	---	→	—
都市計画課	継続	→			---	---	→	—
道路課	継続	→			---	---	→	—
都市計画課	継続	→			---	---	→	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
都市計画課	継続	→			---	---	→	
障がい・長寿課	実施個所数	9	9	9	---	---	→	—
	利用者数 (人)	21	21	21	---	---	→	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総務課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課 総務課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
総務課	継続	→			---	---	→	—
総務課	継続	→			---	---	→	—



6. 住宅確保対策

(1) 住宅確保対策の充実

【現況と課題】

障害自立支援法では、知的や精神に障害のある市民についてケアホームやグループホームが生活の場として規定されました。アンケート調査による今後の生活意向をみると、「家族と一緒に暮らした」が最も多くなる一方、「家族とは別に暮らしたい」、「グループホームなどで暮らしたい」とする意向も10%~20%程度の割合で見られます。

障害のある市民のなかには、自立した生活を希望する方々も存在していることを踏まえ、必要なニーズに対応したグループホーム等の整備並びに民間住宅等への入居支援により多様な住まいの確保を図る必要があります。

【施策の方向性】

○障害のある市民が、地域のなかで自立した生活を営むことができるよう、障害に配慮した住宅の整備と確保並びに入居支援等を推進していきます。

ア) 公営住宅の整備

○公営住宅の整備については、障害のある市民や高齢者に配慮したバリアフリー住宅の整備を推進します。

○障害のある市民の優先入居等について、応募の状況に応じて対応していきます。

イ) 民間賃貸住宅

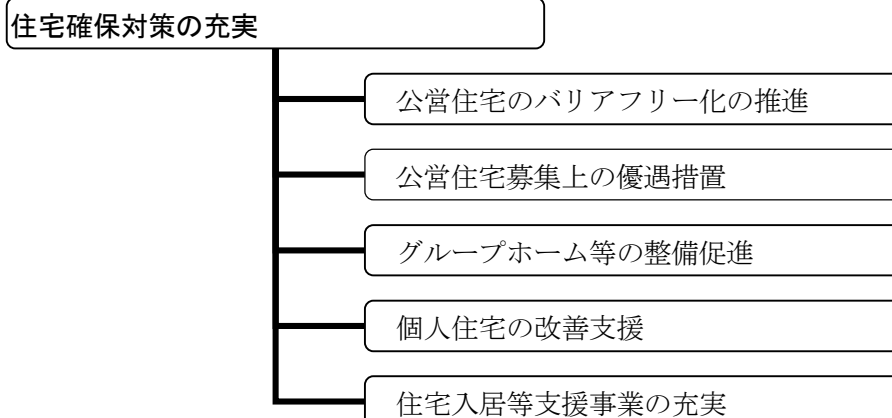
○民間賃貸住宅への入居が容易となる等住宅入居等支援事業による支援を行います。

○民間住宅におけるバリアフリー住宅の普及啓発活動を推進します。

ウ) グループホーム等

○障害のある市民の在宅生活への移行を促進していくため、グループホームの整備を促進します。

【具体的な推進施策】

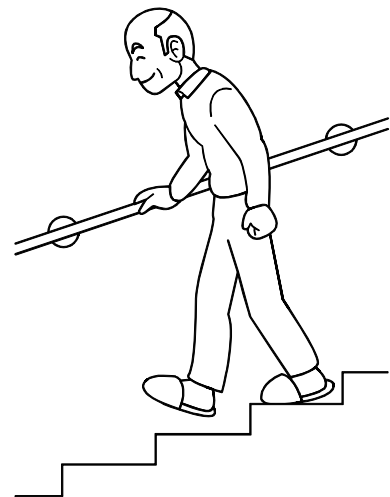


(1) 住宅確保対策の充実

事業名	事業内容
公営住宅のバリアフリー化の推進	障害者が安全で快適な生活が送れるよう、公営住宅において、障害に配慮した居住環境の整備を推進します。
公営住宅募集上の優遇措置	公営住宅への優先入居等の優遇措置の情報提供、支援を要請します。
グループホームの整備促進	障害者の地域生活を支援するため、地域における居住の場として、食事や身の回りの世話など援助を受けながら、障害者同士が共同生活を行うグループホーム等の整備を促進します。
個人住宅の改善支援	障害者が在宅で自立した生活を営めるよう、住宅の改善整備について支援を行います。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	障害のある人で、一般の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者に対し、入居に必要な調整等に係わる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。



主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市営住宅課	継続	→			---	---	→	—
市営住宅課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	実施所数	1	1	1	---	---	→	—



7. スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援

(1) スポーツ、レクリエーション活動の推進

【現況と課題】

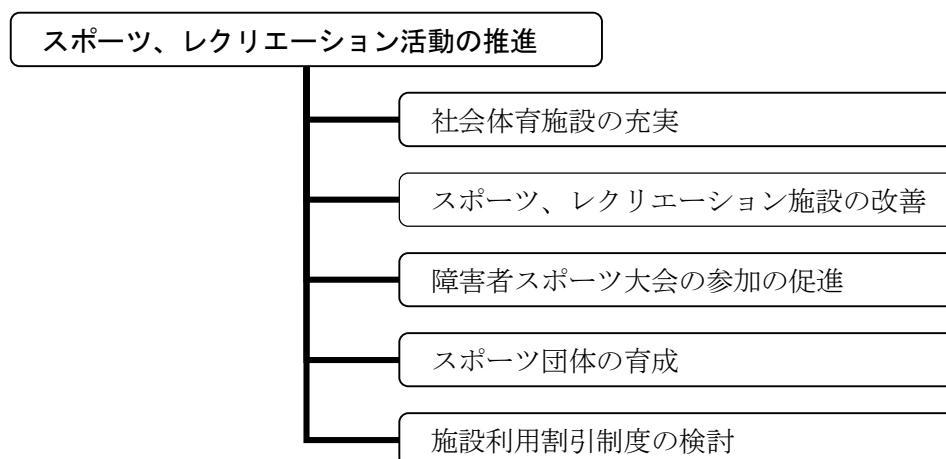
障害のある市民が、スポーツ、レクリエーションに親しむことは、社会参加の手段であるとともに、健康や体力の保持増進と心身のリフレッシュを行うために有効な活動とされています。

今後とも、障害のある市民が、いつでも気軽にスポーツ、レクリエーション活動を通して多様な社会参加を行うことができるよう、公共施設や体育施設のバリアフリー化、プログラム内容の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 障害の程度や年齢、個々の体力等に応じてスポーツ、レクリエーション活動への参加を促進していくため、スポーツ施設等のバリアフリー整備を推進します。
- 市内の社会、体育施設等については障害のある市民の多様な活動の拠点としての利用を促進する観点から、施設利用料金の割引制度を検討します。
- スポーツ、レクリエーションを通じた健康の保持増進を図るとともに、多様な市民との交流や相互理解を深めていくための機会の拡充、プログラム内容の充実に努めます。

【具体的な推進施策】



(2) 文化、芸術活動の推進

【現況と課題】

障害のある市民が、文化、芸術活動を通して自己実現を果たし豊かに暮らしていくことを支援する必要があります。

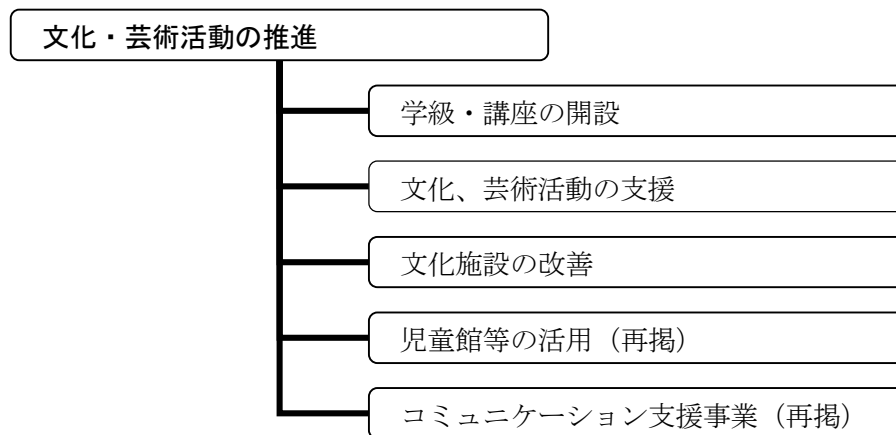
地域活動支援センター（さくら）において、創作的な活動を通じた作品の展示などが行われています。

文化、芸術活動が、障害のある市民の社会参加、障害へ理解の促進並びに障害のある市民の自立生活に大きく寄与することを踏まえ、すべての市民が等しく文化、芸術活動を行うことができる環境づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 障害のある市民が、美術、音楽鑑賞、講演会など多様な文化、芸術活動へ参加できるように多様なコミュニケーション支援を実施します。
- 生きがいを高める創造的な文化的活動が行える場の整備や発表機会の提供を行うとともに、利用しやすい施設整備を推進します。

【具体的な推進施策】



(1) スポーツ、レクリエーション活動の推進

事業名	事業内容
社会教育施設の充実	社会教育施設における障壁の解消等、障害者に配慮した施設の充実に図ります。
スポーツ、レクリエーション施設の改善	障害者に配慮したスポーツ、レクリエーション施設の改善、整備を促進します。
障害者スポーツ大会参加の促進	障害者が心身ともに健康で明るく交流ができるよう障害者スポーツ大会参加の積極的な取り組みを行います。
スポーツ団体の育成	スポーツ種目ごとまたはこれを統合したスポーツ団体の育成を図ります。
施設利用割引制度の検討	障害のある市民が利用するスポーツ、レクリエーション施設等の利用料の割引制度を検討していきます。

(2) 文化・芸術活動の推進

事業名	事業内容
学級・講座の開設	障害者が気軽に参加できる講座・学級などの調査・研究を行い、新学級・講座の開設に努めます。
文化、芸術活動の支援	文化、芸術活動に対する積極的な支援を行います。
文化施設の改善	障害者に配慮した文化施設の改善整備を促進します。
コミュニケーション支援事業 (再掲)	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な人のために、手話通訳等を派遣する事業。

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生涯学習振興課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
生涯学習振興課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
障がい・長寿課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
生涯学習振興課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
生涯学習振興課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生涯学習振興課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
生涯学習振興課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
生涯学習振興課	継続	→			- - - -	- - - -	- - - - →	—
障がい・長寿課	実施個所数	1	1	1	- - - -	- - - -	- - - - →	—
	利用者数 (人)	11	16	21	- - - -	- - - -	- - - - →	—

8. 障害のある市民の雇用、就労環境の充実

(1) 就業支援の充実

【現況と課題】

アンケート調査によれば、3障害ともに、就労訓練等から得られる収入は「1万円未満」が最も多くなっています。

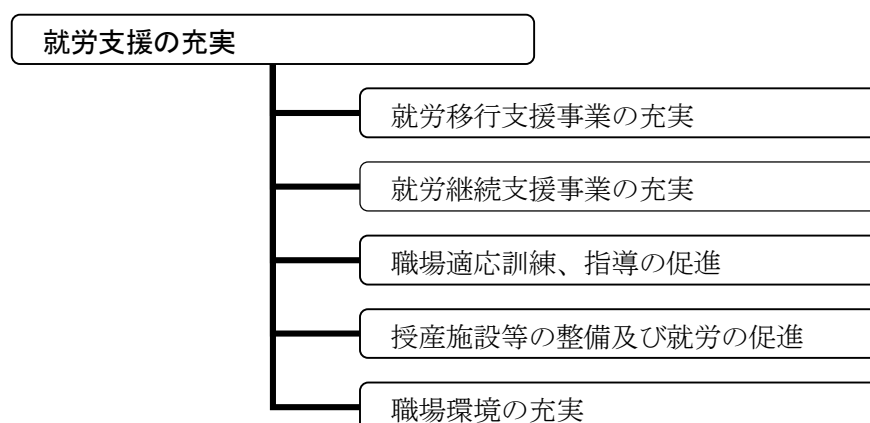
一方、一般就労への希望については身体障害者で66.7%、知的障害者で76.0%、精神障害者では100%となっています。

障害のある市民が、その能力を活かし、無理なく仕事に就き、働くことができるよう就労支援事業の充実が課題となっています。

【施策の方向性】

- 障害のある市民が、就労を通じた社会活動や経済活動に積極的に参加することができるよう、関係機関との連携により就業訓練から就職定着までの就労移行の充実に努めます。
- 障害のある市民の就労を促進する観点から、事業主に対し障害者雇用に対する理解と協力を求めつつ就業環境の改善、整備を促進します。
- また、事業主等に対し、障害者雇用に対する支援制度や助成制度の周知を図ります。

【具体的な推進施策】



(2) 雇用の場の拡大

【現況と課題】

障害のある市民に対する就労支援として、短期間の試行雇用（トライアル雇用）、障害者雇用納付金に基づく助成金、職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金等が支給され、障害のある市民が多様な就業につくことを支援する制度が創設されています。

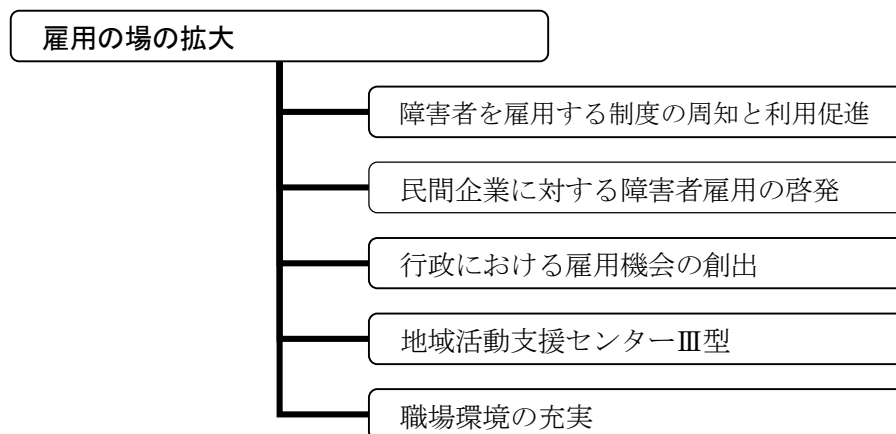
アンケート調査から、障害のある市民が一般就労を行うための条件整備としては、3障害ともに「健康状態に合わせた働き方ができること」（身体 43.1%、知的 27.1%、精神 43.1%）、「事業主や職場の人が障害者雇用について十分理解していること」（身体 43.1%、知的 70.8%、精神 34.1%）、「職場の施設や設備が、障害のある市民にも利用できるように配慮されていること」（身体 21.6%、知的 31.3%）などが上位にあげられています。

今後とも、障害の程度や状況に応じて、働くことができるよう就労の場及び活動の場の整備を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- 障害のある市民の雇用機会の拡大を図るため、各種制度の周知や利用の促進を進めます。
- 行政における障害者雇用の創出について検討するとともに、法定雇用率の遵守についての普及啓発活動を推進します。
- 作業訓練や福祉的就労などを通して、障害の程度や能力に応じ働くことができるよう地域活動支援センターⅢ型を立ち上げます。

【具体的な推進施策】



(1) 就業支援の充実

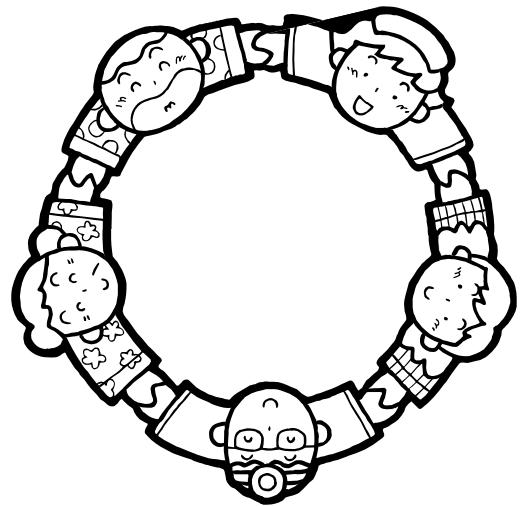
事業名	事業内容
就労移行支援	就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。特別支援学校卒業者や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労を目指す事業です。
就労継続支援（非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。
職場適応訓練、指導の促進	事業所において業務に関わる作業について訓練を行い、作業の環境に適応することを容易にすることを目的として行います。
授産施設等の整備及び就労促進	身体障害者の社会的自立の促進を図るため、対象者のニーズに応じた施設の整備を図ります。
職場環境の充実促進	障害の特性に応じた就労が行えるよう、職場環境の充実を促進していきます。

(2) 雇用の場の拡大

事業名	事業内容
障害者雇用に対する制度の周知と利用促進	障害者の雇用機会を高めるとともに、障害者雇用に取り組む企業の拡大を促進できるような民間企業に対する制度の周知とその活用を促進していきます。
民間企業への啓発活動の促進	パンフレット等の配布やポスターの掲示を行い、障害者の就業に関する協力と理解を求め、障害者の雇用拡大を促進します。
行政における雇用機会の創出	地方公共団体が障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進する立場にあることを認識し、自らも率先して法定雇用率を上回る障害者の雇用に努めます。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	障害者を通わせ、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。また、同センター機能強化事業において専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るために普及啓発事業を実施するとともに相談事業を併せて行います。

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課	利用者数 (人)	10	10	25	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	220	220	550	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	4	5	6	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	88	110	132	---	---	→	—
障がい・長寿課	利用者数 (人)	37	38	39	---	---	→	—
	見込数値 (日数)	814	836	858	---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—

主管課	種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
障がい・長寿課	継続	→			---	---	→	—
商工観光課	継続	→			---	---	→	—
人事課	継続	→			---	---	→	—
障がい・長寿課	実施箇所数	1	1	1	---	---	→	—
	利用者数 (人)	24	11	13	---	---	→	—





資 料 編

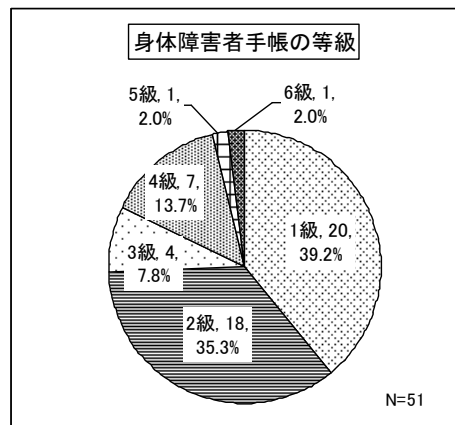
1. アンケート調査結果の概要
2. 豊見城市付属機関の設置に関する条例
3. 豊見城市障害者推進協議会規則
4. 障害者施策推進協議会名簿

1. アンケート調査の概要

(1) 身体障害者編

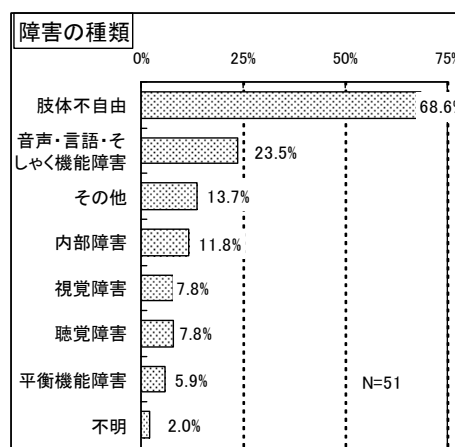
■身体障害者手帳の等級

身体障害者手帳の等級をみると、「1級」が39.2%で最も多く、次いで「2級」の35.3%となっており、「1級」と「2級」で回答者全体の約4分の3を占めています。以下、「4級」が13.7%、「3級」が7.8%、「5級」と「6級」が2.0%となっています。



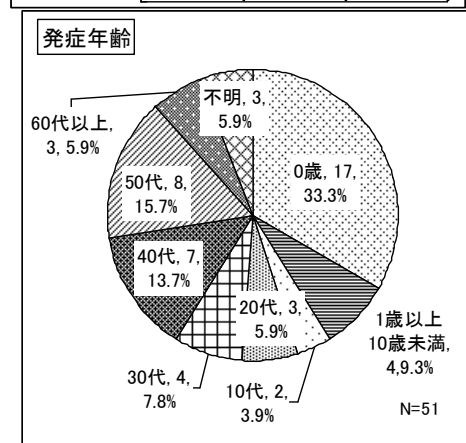
■障害の種類

障害の種類をみると「肢体不自由」が68.6%で第1位となっています。第2位は「音声・言語・そしゃく機能障害」で23.5%、第3位は「その他」で13.7%、第4位は「内部障害」で11.8%、第5位は「視覚障害」及び「聴覚障害」で7.8%と続いています。



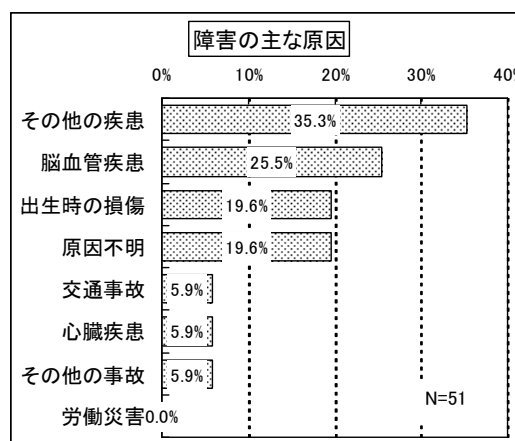
■障害の発症時期

障害が発症した年齢をみると、「0歳」が33.3%で最も多くなっています。次いで「50代」が15.7%、「40代」が13.7%、「1歳以上10歳未満」が9.3%と続いています。



■障害の原因

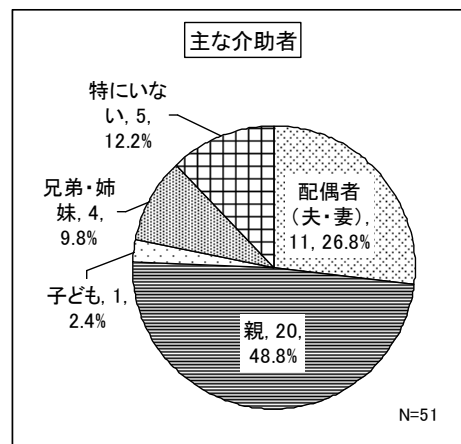
障害発症の主な原因をみると「その他の疾患」が35.3%で第1位となっています。第2位は「脳血管疾患」で25.5%、第3位は「出生時の損傷」及び「原因不明」でともに19.6%、第5位は「交通事故」「心臓疾患」「その他の事故」で5.9%と続いています。



■主な介護者について

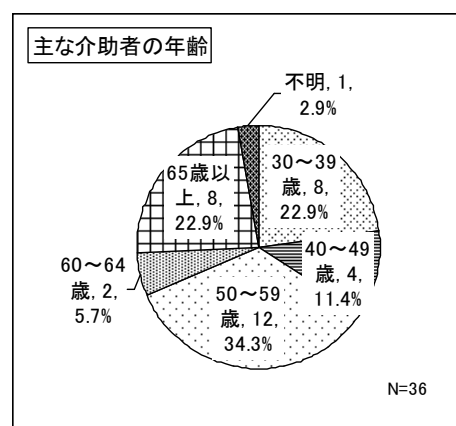
主な介護者は、「親」が 48.8%で最も多くなっています。次いで「配偶者」の 26.8%、「特にないない」の 12.2%、「兄弟・姉妹」の 9.8%、「子ども」の 2.4%となっています。

「親」及び「配偶者」が全体の 75.6%を占め、家族介護が中心であることが予測されます。



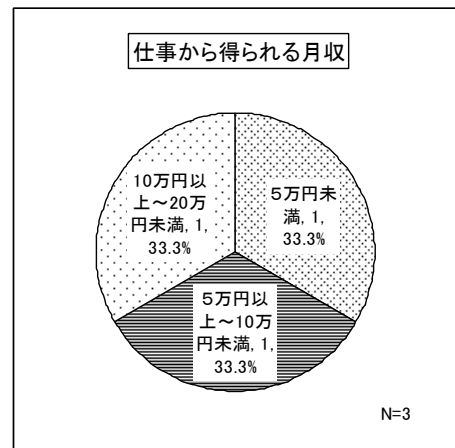
■主な介護者の年齢

主な介護者の年齢をみると、「50～59 歳」が 34.3%で最も多くなっています。次いで「30～39 歳」、「65 歳以上」がともに 22.9%、「40～49 歳」が 11.4%、「60～64 歳」が 5.7%となっています。



■仕事から得られる 1 ヶ月の平均収入

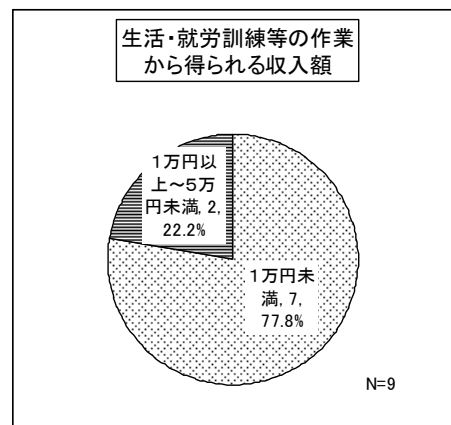
仕事から得られる 1 ヶ月の平均月収は「5 万円未満」、「5 万円以上～10 万円未満」、「10 万円以上～20 万円未満」がそれぞれ 33.3%、3分の 1 ずつとなっています。



■生活・就労訓練（授産施設・小規模作業所）から得られる 1 ヶ月の平均月収

生活・就労訓練（授産施設・小規模作業所）から得られる 1 ヶ月の平均月収は、「1 万円未満」が 77.8 と最も多く、「1 万円以上～5 万円未満」が 22.2%となっています。

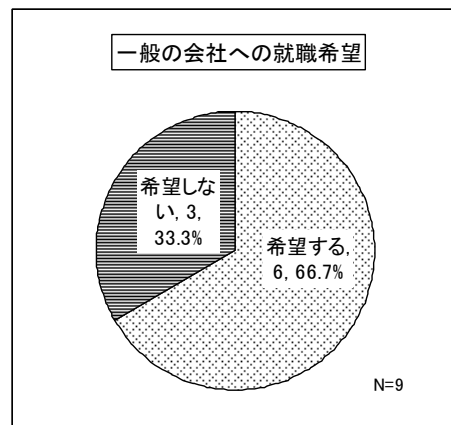
平成 17 年度の調査結果では、すべての回答が「1 万円未満」となっていたため、「1 万円以上～5 万円未満」の収入を得ていることが今回のアンケートで把握されました。



■一般会社への就職希望の有無

一般会社への就職希望の有無をみると、「希望する」が66.7%、「希望しない」が33.3%となっています。

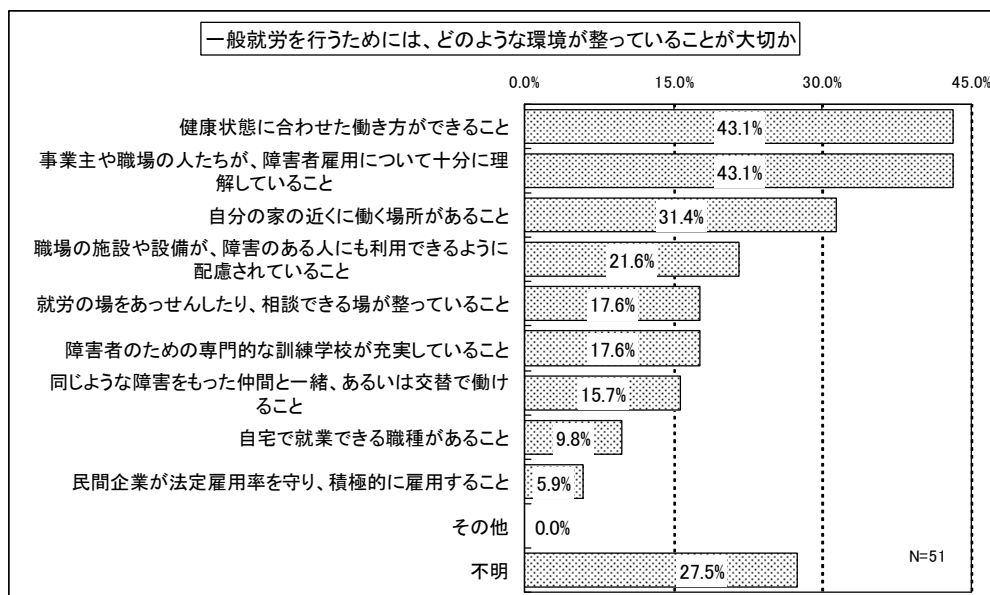
平成17年度の調査結果では、すべての回答が「希望しない」となっていたため、「希望する」との意向があることが把握されました。



■障害のある方が一般就労を行うためにはどのような環境が整っていることが大切か。

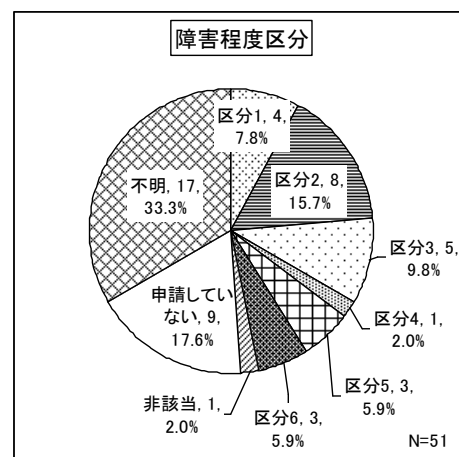
障害のある方が、一般就労を行うためにはどのような環境が整っていることが大切かについては、「健康状態に合わせた働き方ができること」「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること」がともに43.1%で第1位となっています。

第3位は「自分の家の近くに働く場所があること」で31.4%、第4位は「職場の施設や設備が、障害のある人にも利用できるように配慮されていること」で21.6%、第5位は「就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること」で17.6%、第6位は「障害者のための専門的な訓練学校が充実していること」で17.6%、第7位は「同じような障害をもった仲間と一緒に、あるいは交替で働けること」で15.7%、第8位は「自宅で就業できる職種があること」で9.8%、第9位は「民間企業が法定雇用率を守り、積極的に雇用すること」で5.9%となっています。



■障害程度区分

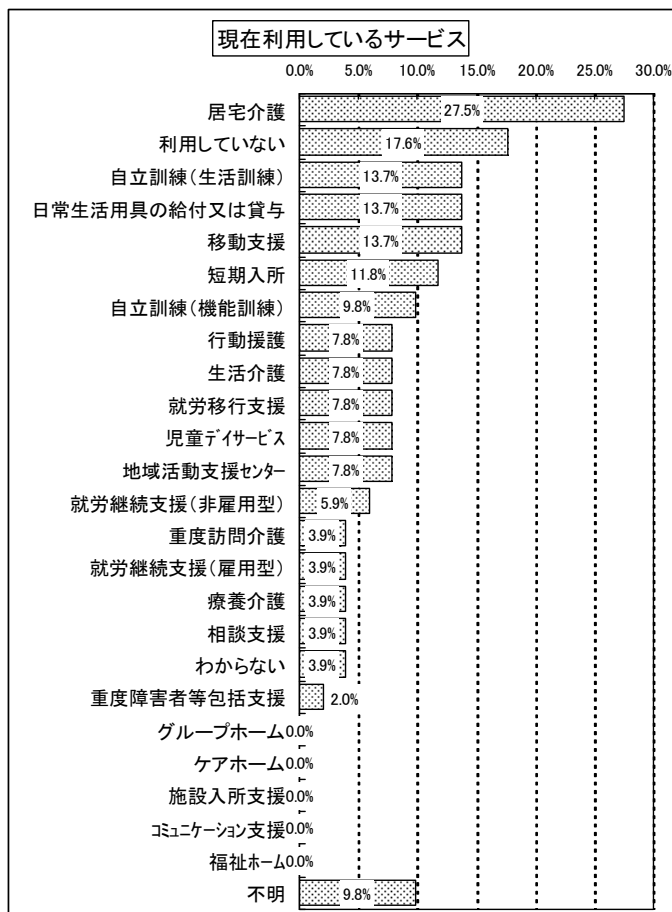
回答者の障害程度区分は、「申請していない」が17.6%で最も多くなっています。次いで「区分2」で15.7%、「区分3」で9.8%、「区分1」で7.8%と続いています。



■現在利用している障害福祉サービス

現在利用している障害福祉サービスの第1位は「居宅介護」で27.5%となっています。

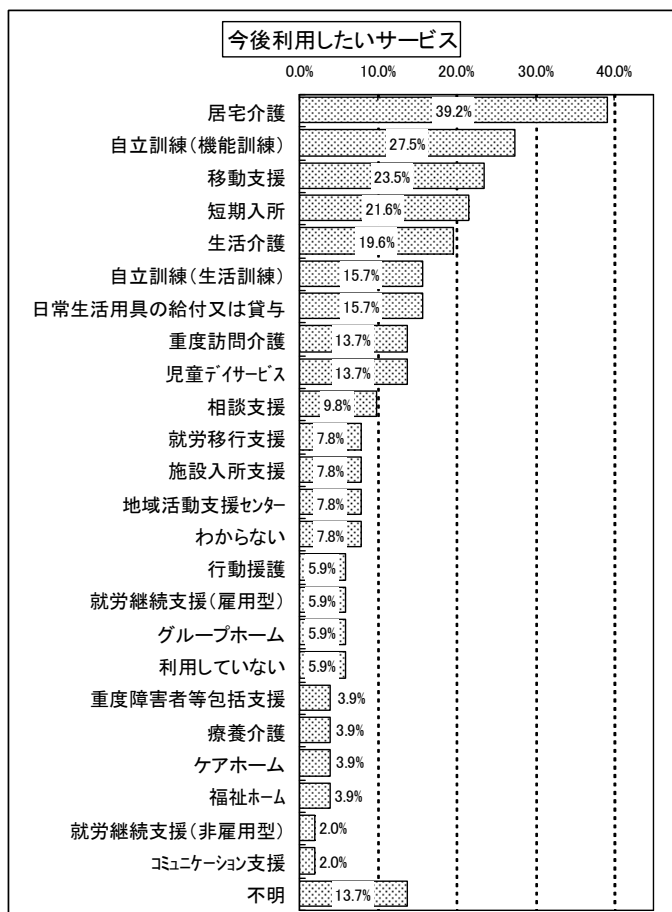
第2位は「利用していない」で17.6%、第3位は「自立訓練（生活訓練）」、「日常生活用具の給付又は貸与」、「移動支援」でそれぞれ13.7%となっています。



■今後の障害福祉サービス利用意向

今後利用したい障害福祉サービスの第1位は「居宅介護」で39.2%となっています。

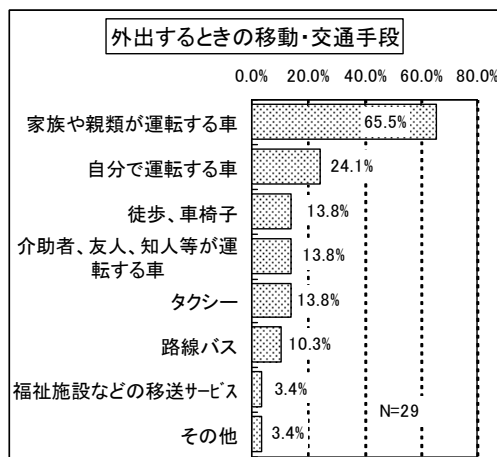
第2位は「自立訓練（機能訓練）」で27.5%、第3位は「移動支援」で23.5%、第4位は「短期入所」で21.6%、第5位は「生活介護」で19.6%となっています。



■外出する時の移動・交通手段

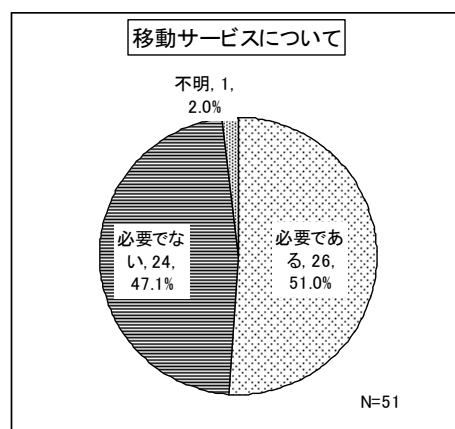
外出するときの移動・交通手段については「家族や親類が運転する車」が65.5%で第1位となっています。

第2位は「自分で運転する車」で24.1%、第3位は「徒歩、車椅子」、「介助者、友人、知人等が運転する車」、「タクシー」で13.8%等と続いています。



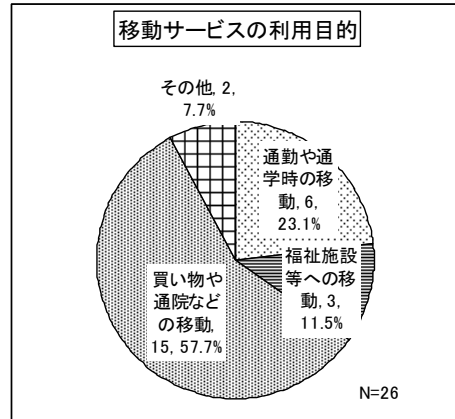
■移動サービスについて

日常生活を送るうえでの移動サービスについて、「必要である」が51.0%、「必要でない」が47.1%となっており、必要との意見が若干上回っています。



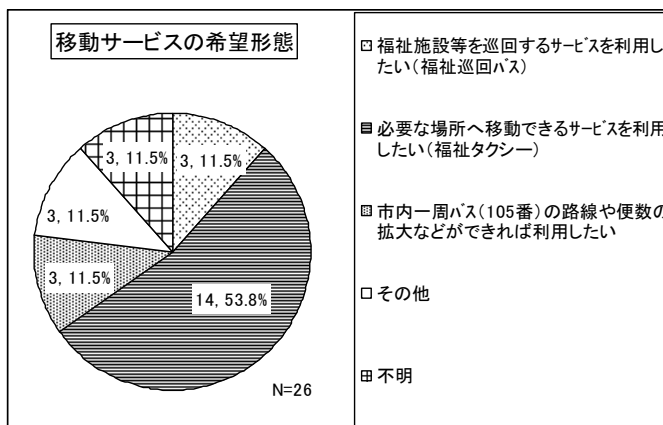
■どの様なときに移動サービスを利用したいか

移動サービスが必要と回答した方について、サービスを利用したいときは「買い物や通院などの移動」が最も多く57.7%となっています。次いで「通勤や通学時の移動」が23.1%、「福祉施設等への移動」が11.5%、「その他」が7.7%となっています。



■移動サービスの形態

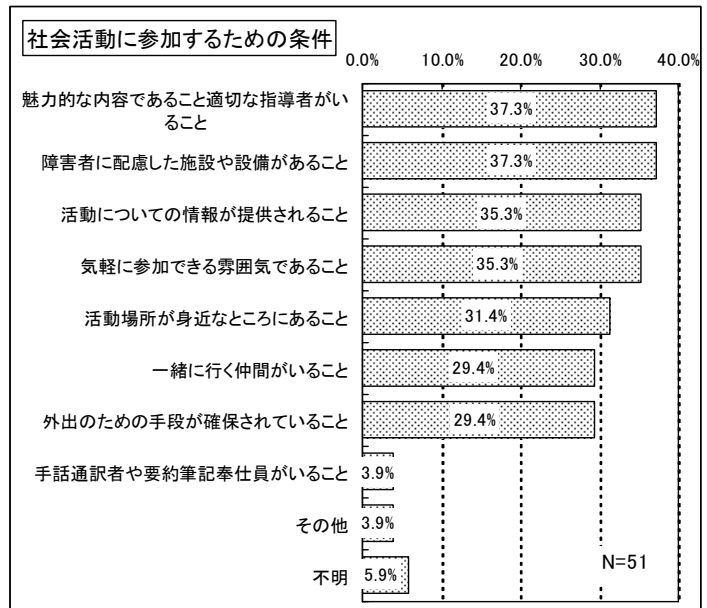
回答者の望む移動サービスは、「必要な場所へ移動できるサービスを利用したい（福祉タクシー）」が最も多く53.8%となっています。次いで「福祉施設等を巡回するサービスを利用したい（福祉巡回バス）」、「市内一周バス（105番）の路線や便数の拡大などができれば利用したい」、「その他」がそれぞれ11.5%となっています。



■社会活動に参加するための条件

社会活動に参加するための条件については「魅力的な内容であること適切な指導者がいること」、「障害者に配慮した施設や設備があること」がともに37.3%で第1位となっています。

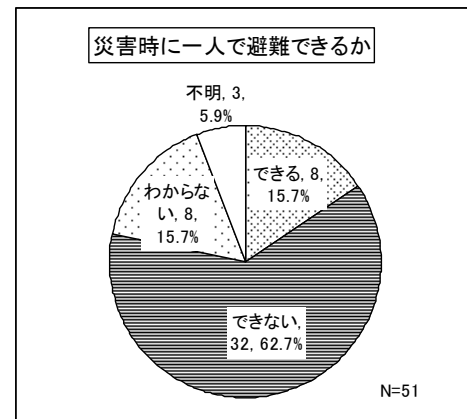
第2位は「活動についての情報が提供されていること」、「気軽に参加できる雰囲気であること」で35.3%、第5位は「活動場所が身近なところにあること」で31.4%となっています。



■災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が62.7%、「できる」が15.7%、「わからない」が15.7%となっており、回答者の6割以上が避難時に何らかの支援を必要としています。

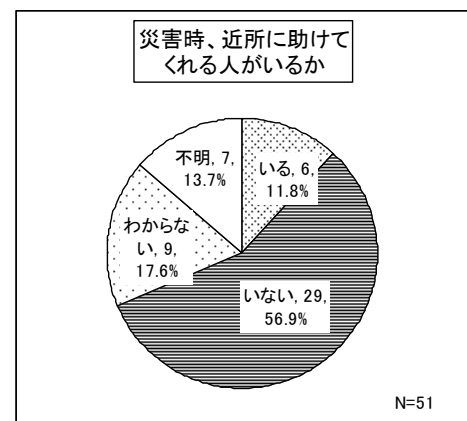
平成17年度の調査結果では、「できる」が41.9%、「できない」が48.8%となっており、支援を必要とする割合が増加しています。



■近所に助けしてくれる人はいるか

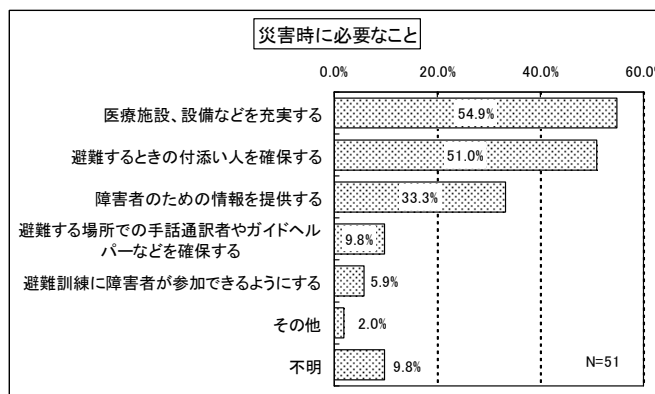
家族が不在やひとり暮らしの場合、近所に助けしてくれる人がいるかについては、「いない」が56.9%、「わからない」が17.6%、「いる」が11.8%となっています。

平成17年度の調査結果では、「いる」が34.9%、「いない」が39.5%となっており、近所に助けしてくれる人がいない割合が増加しています。



■災害時に必要なこと

災害時に、どのようなことが必要だと思うかについては、「医療施設、設備などを充実する」が54.9%で第1位となっています。第2位は「避難するときの付添い人を確保する」で51.0%、第3位は「障害者のための情報を提供する」で33.3%、第4位は「避難する場所での手話通訳者やガイドヘルパーなどを確保する」で9.8%、第5位は「避難訓練に障害者が参加できるようにする」で5.9%となっています。

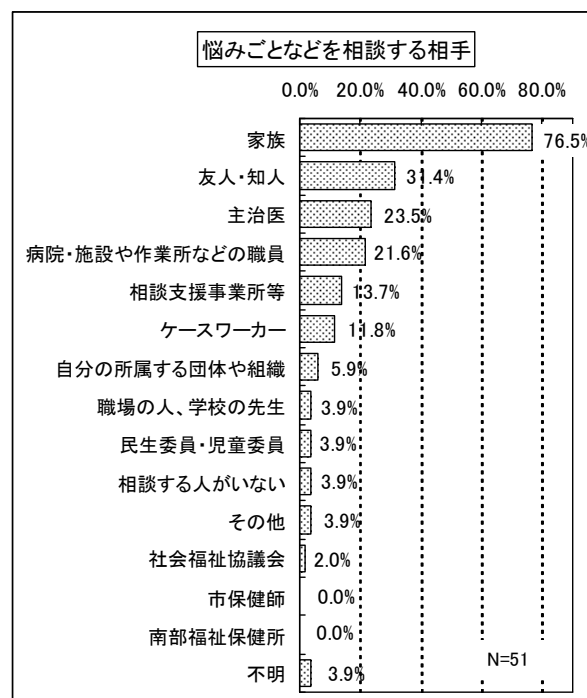


■悩みごとなどを相談する相手

悩みごとを相談する相手について、第1位は「家族」で76.5%となっています。

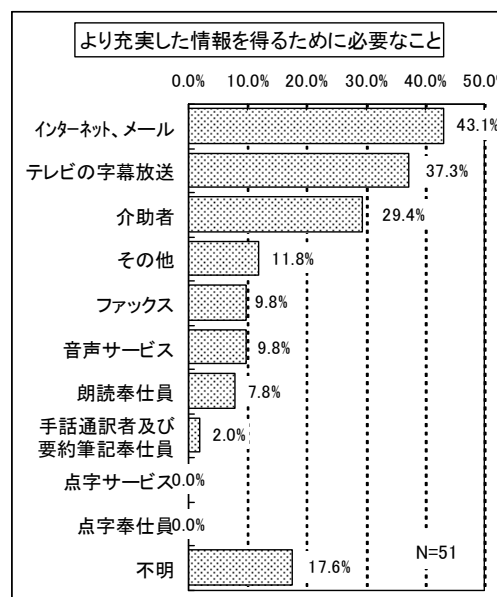
第2位は「友人・知人」で31.4%、第3位は「主治医」で23.5%、第4位は「病院・施設や作業所などの職員」で21.6%、第5位は「相談支援事業所等」で13.7%と続いています。

平成17年度の調査結果と比較しても上位4位まで項目に変化ありませんが、前回の第5位が「職場の人、学校の先生」であったのに対し、今回は「相談支援事業所等」となっており、相談については、ある程度サービスの周知が進んできたことが伺えます。



■より充実した情報を得るために必要なこと

充実した情報を得るために必要なことは、「インターネット、メール」が43.1%で第1位となっています。第2位は「テレビの字幕放送」で37.3%、第3位は「介助者」で29.4%、第4位は「その他」で11.8%、第5位は「ファックス」、「音声サービス」で9.8%となっています。

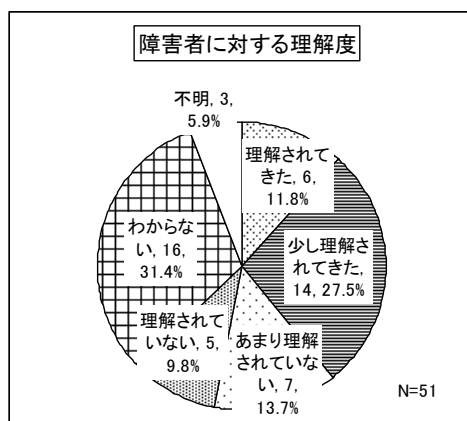


■障害に対する理解度

地域や住民の障害に対する理解が深まってきたかについては「わからない」が31.4%で最も多くなっています。次いで「少し理解されてきた」の27.5%、「あまり理解されていない」の13.7%、「理解されてきた」の11.8%、「理解されていない」の9.8%となっています。

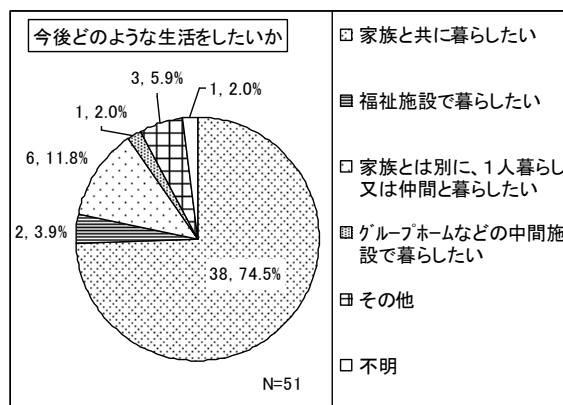
理解されてきたとする割合は39.3%であるのに対し、理解されていないとする割合は23.5%となっています。

平成17年度の調査において、理解されてきたとする割合が44.2%、理解されていないとする割合は20.9%となっており、障害に対する理解が深まっているとは言い難い状況と考えられます。



■今後どのような生活をしたいか

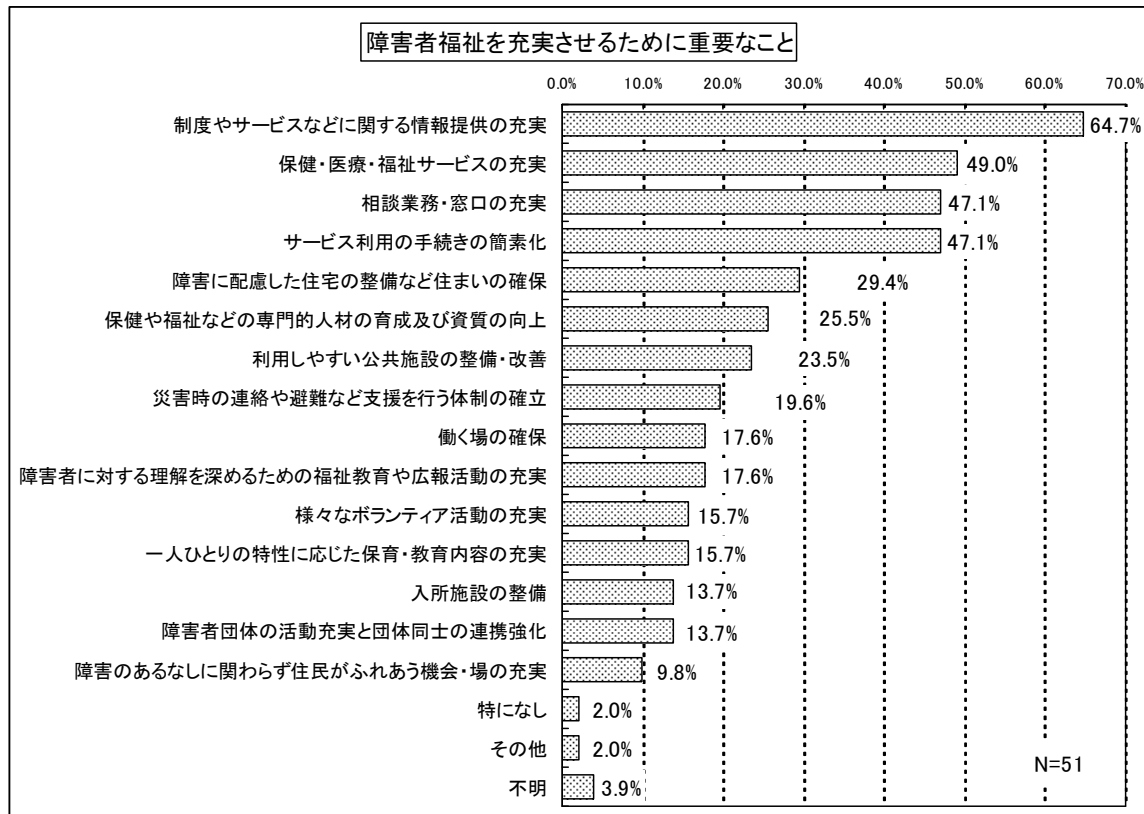
今後どのような生活をしたかについては「家族と共に暮らしたい」が74.5%で最も多くなっています。次いで「家族とは別に1人暮らし又は仲間と暮らしたい」が11.8%、「その他」が5.9%、「福祉施設で暮らしたい」が3.9%、「グループホームなどの中間施設で暮らしたい」が2.0%となっています。



■障害者福祉を充実させるために重要なこと

障害者福祉を充実させるために重要なこととして、「制度やサービスなどに関する情報提供の充実」が64.7%で第1位となっています。第2位は「保健・医療・福祉サービスの充実」で49.0%、第3位は「相談業務・窓口の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」で47.1%、第5位は「障害に配慮した住宅の整備など住まいの確保」で29.4%と続いています。

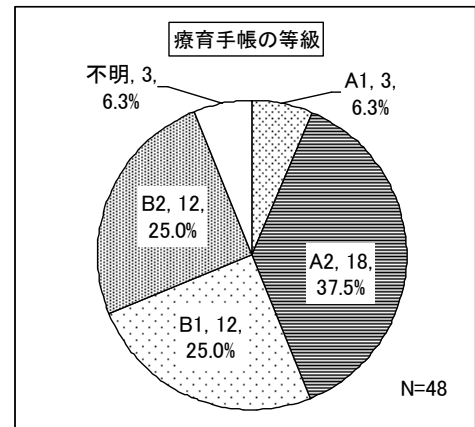
平成17年度の調査結果と比較しても、上位4位に入る項目に変動はなく、今後も重要性は高いと考えられます。



(2) 知的障害者編

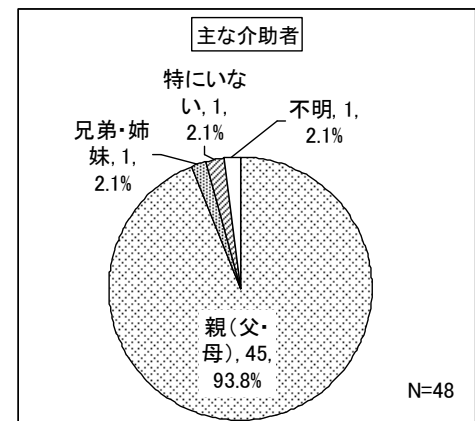
■療育手帳の等級

療育手帳の等級は「A2」が37.5%で最も多くなっています。次いで「B1」、「B2」がともに25.0%、「A1」が6.3%となっています。



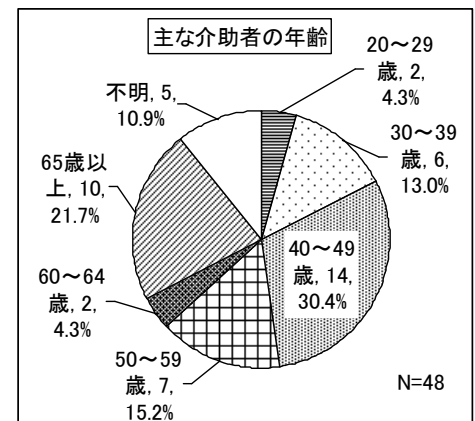
■主な介助者

主な介助者は、対象者の年齢構成と関連して「親(父・母)」が93.8%で最も多くなっています。次いで「兄弟・姉妹」、「特にない」がともに2.1%となっています。



■主な介助者の年齢

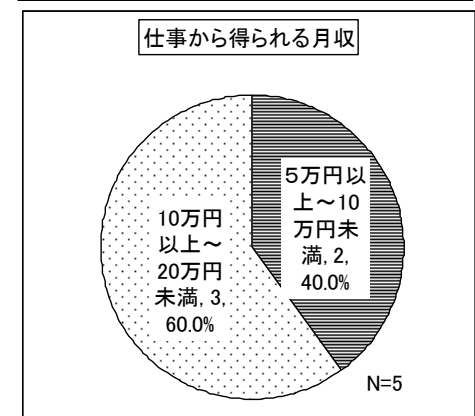
主な介助者の年齢は「40～49歳」が30.4%で最も多くなっています。次いで「65歳以上」の21.7%、「50～59歳」の15.2%、「30～39歳」で13.0%となっています。



■仕事から得られる月収

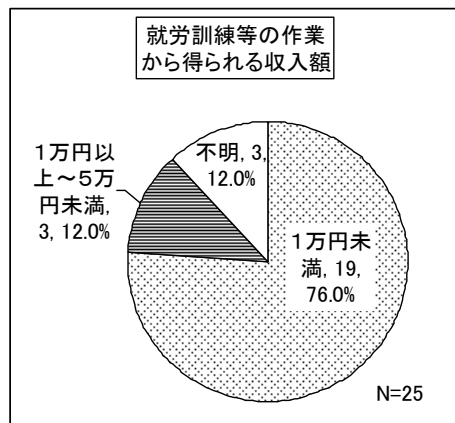
現在の仕事から得られる月収は「10万円以上～20万円未満」が60.0%、「5万円以上～10万円未満」が40.0%となっています。

平成17年度調査においては、「10万円以上～20万円未満」が75.0%、「20万円以上」が25.0%となっており、今回の調査では、月収が「20万円以上」との回答はありませんでした。



■就労訓練の作業から得られる収入額

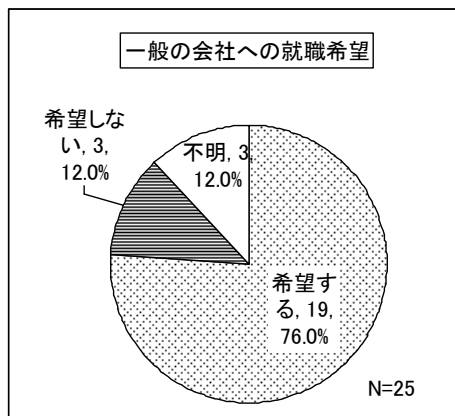
生活・就労訓練等の作業から得られる収入は「1万円未満」が76.0%で最も多くなっています。次いで「1万円以上～3万円未満」が12.0%となっています。



■今後、一般会社への就職希望の有無

就労訓練を受けている方で、今後一般会社への就職希望の有無をみると「希望する」が76.0%、「希望しない」が12.0%となっています。

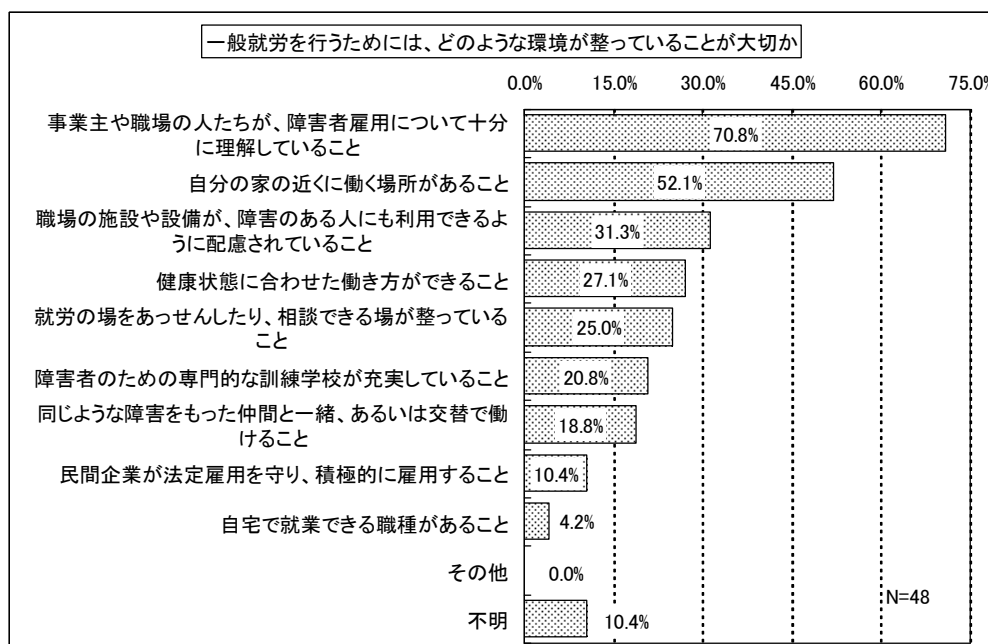
平成17年度調査においては、「希望しない」が72.7%、「希望する」が9.1%で「希望しない」との回答が大きく上回っていましたが、今回は「希望する」との回答が4分の3を占めています。一般の会社への就職に対する意識は変化していると考えられます。



■障害のある方が一般就労を行うためにはどのような環境が整っていることが大切か

障害のある方が、一般就労を行うためにはどのような環境が整っていることが大切かについては、「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分に理解していること」が70.8%で第1位となっています。

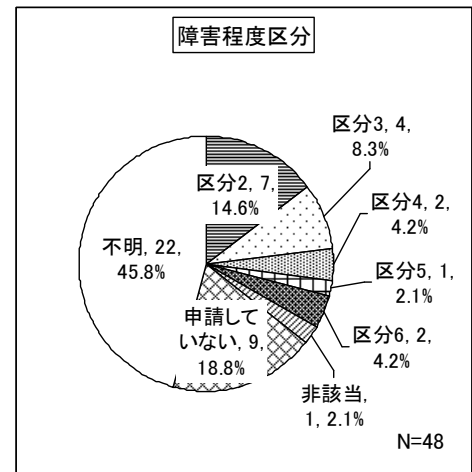
第2位は「自分の家の近くに働く場所があること」で52.1%、第3位は「職場の施設や設備が、障害のある人にも利用できることに配慮されていること」で31.3%、第4位は「健康状態に合わせた働き方ができること」で27.1%、



第5位は「就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること」で25.0%となっています。

■障害程度区分

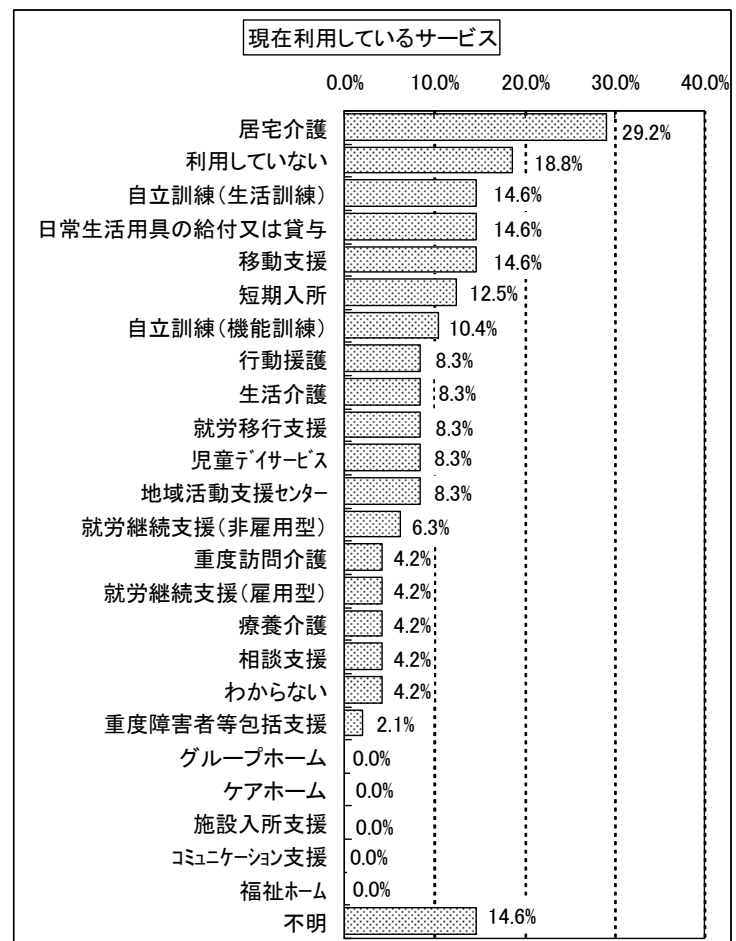
回答者の障害程度区分は、「申請していない」が18.8%で最も多くなっています。次いで「区分2」で14.6%、「区分3」で8.3%、「区分4」及び「区分6」でともに4.2%と続いています。



■現在利用している障害福祉サービス

現在利用している障害福祉サービスの第1位は「居宅介護」で29.2%となっています。

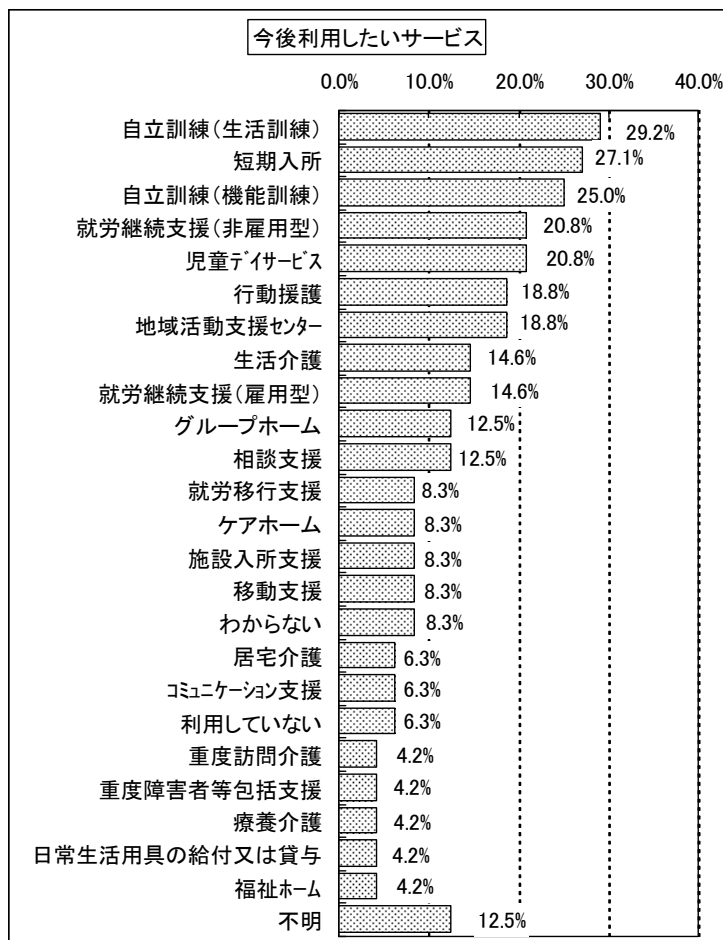
第2位は「利用していない」で18.8%、第3位は「自立訓練（生活訓練）」、「日常生活用具の給付又は貸与」、「移動支援」でそれぞれ14.6%となっています。



■今後の障害福祉サービス利用意向

今後利用したい障害福祉サービスの第1位は「自立訓練（生活訓練）」で29.2%となっています。

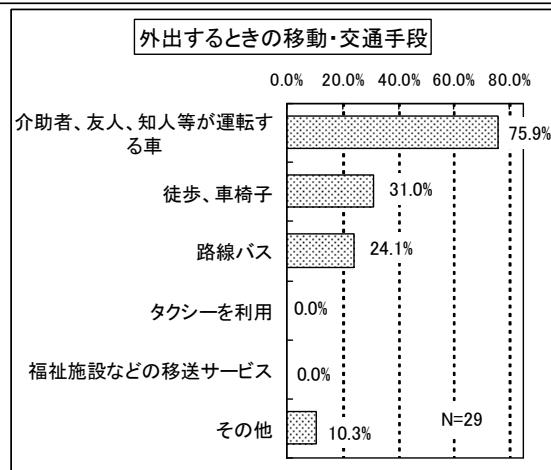
第2位は「短期入所」で27.1%、第3位は「自立訓練（機能訓練）」で25.0%、第4位は「就労継続支援（非雇用型）」、「児童デイサービス」でともに20.8%となっています。



■外出する際の移動・交通手段

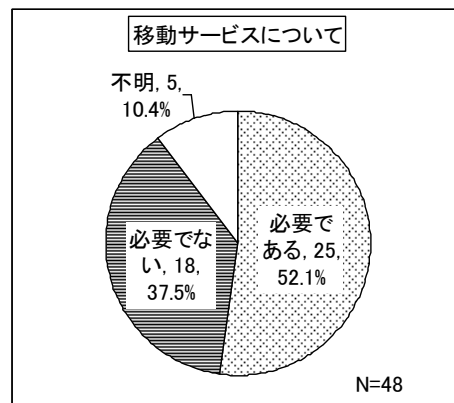
外出する際の移動・交通手段の第1位は「介助者、友人、知人等が運転する車」で75.9%となっています。

第2位は「徒歩、車椅子」で31.0%、第3位は「路線バス」で24.1%と続いています。



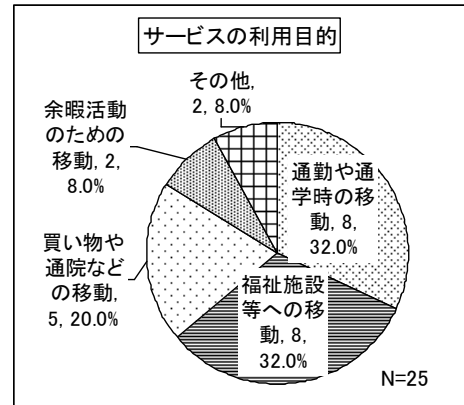
■移動サービスについて

日常生活を送るうえでの移動サービスについて、「必要である」が52.1%、「必要でない」が37.5%となっており、必要との意見が上回っています。



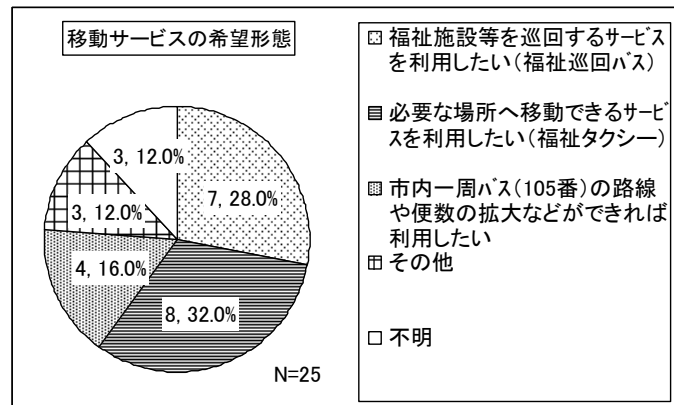
■どの様なときに移動サービスを利用したいか

移動サービスが必要と回答した方について、サービスを利用したいときは「通勤や通学時の移動」、「福祉施設等への移動」が最も多くともに32.0%となっています。次いで「買い物や通院などの移動」20.0%、「余暇活動のための移動」が8.0%、「その他」が8.0%となっています。



■移動サービスの形態

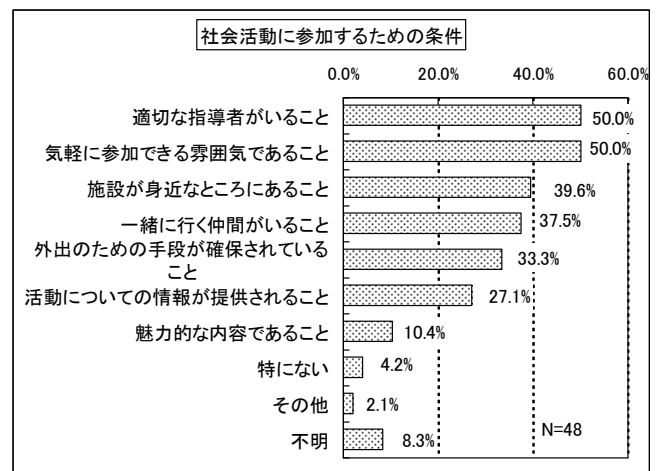
回答者の望む移動サービスは、「必要な場所へ移動できるサービスを利用したい（福祉タクシー）」が最も多く32.0%となっています。次いで「福祉施設等を巡回するサービスを利用したい（福祉巡回バス）」が28.0%、「市内一周バス（105番）の路線や便数の拡大などができれば利用したい」が16.0%となっています。



■社会活動に参加するための条件

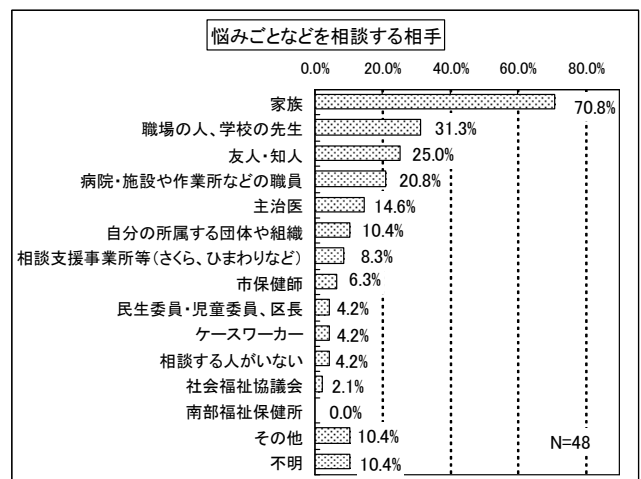
社会活動に参加するための条件としては「適切な指導者がいること」、「気軽に参加できる雰囲気があること」がともに50.0%で第1位となっています。

第3位は「施設が身近なところにあること」で39.6%、第4位は「一緒に行く仲間がいること」で37.5%、第5位は「外出のための手段が確保されていること」で33.3%となっています。



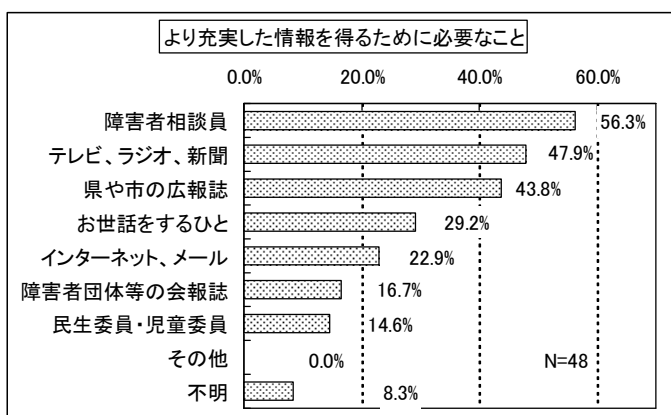
■悩みごとを相談する相手

悩みごとを相談する相手は「家族」が70.8%と他の項目に比べ高く第1位となっています。第2位は「職場の人、学校の先生」で31.3%、第3位は「友人・知人」で25.0%、第4位は「病院・施設や作業所などの職員」で20.8%、第5位は「主治医」で14.6%となっています。



■充実した情報を得るために必要なこと

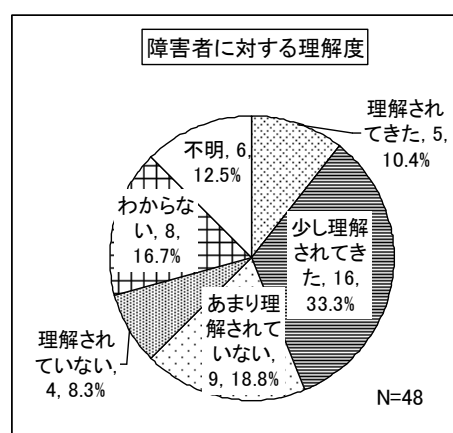
充実した情報を得るために必要なことは「障害者相談員」が62.3%で第1位となっています。第2位は「テレビ、ラジオ、新聞」で47.9%、第3位は「県や市の広報誌」で43.8%、第4位は「お世話するひと」で29.2%、第5位は「インターネット、メール」で22.9%となっています。



■地域や住民の障害者に対する理解度

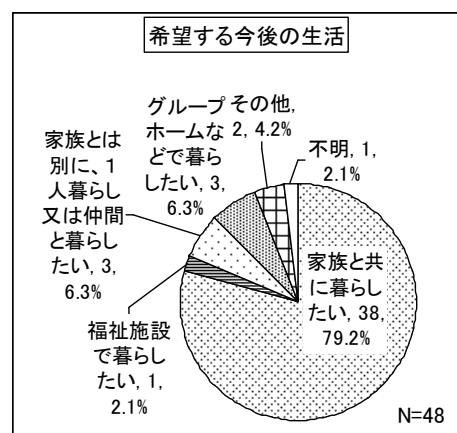
障害者に対する理解の深まりについては「少し理解されてきた」が33.3%、「あまり理解されていない」が18.8%、「わからない」が16.7%、「理解されてきた」が10.4%、「理解されていない」で8.3%となっています。「理解されてきた」、「少し理解されてきた」をあわせ障害者に対する理解度が高まっているとする回答は全体の43.7%となっています。

平成17年度調査において、理解度が高まっているとの回答は50.9%となっており、割合は7.2ポイント減少しています。



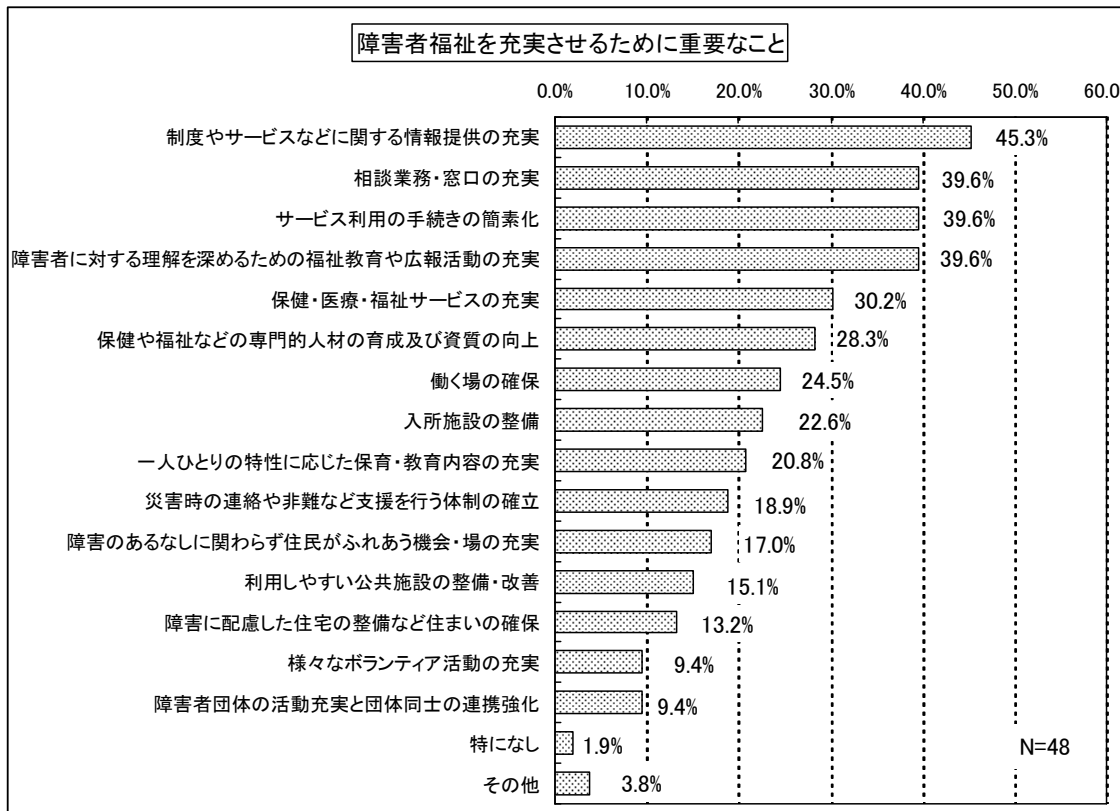
■今後、どのような生活をしたいか

希望する今後の生活については「家族と共に暮らしたい」が79.2%で最も多くなっています。次いで「家族とは別に、1人暮らし又は仲間と暮らしたい」が6.3%、「その他」が4.2%、「福祉施設で暮らしたい」が2.1%となっています。



■障害福祉を充実させるためには

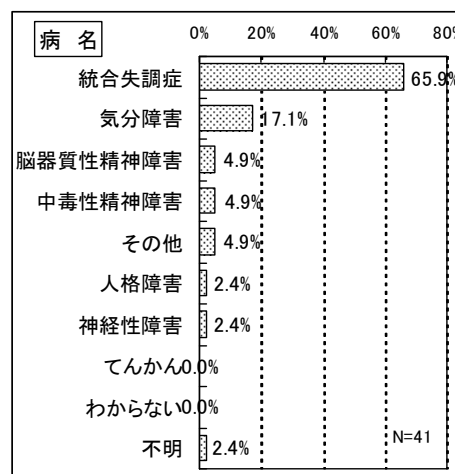
障害福祉を充実させるために重要なことの第1位は「制度やサービスに関する情報提供の充実」で45.3%となっています。第2位は「相談業務・窓口の充実」、「サービス利用手続きの簡素化」、「障害者に対する理解を深めるための教育や広報活動の充実」で39.6%、第5位は「保健・医療・福祉サービスの充実」で30.2%となっています。



(3) 精神障害者編

■病名

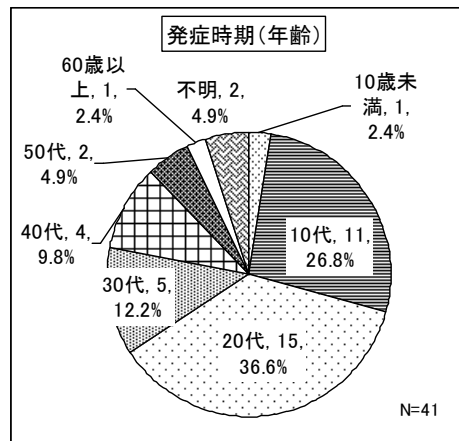
病名は「統合失調症」が65.9%で第1位となっています。第2位は「気分障害」で17.1%、第3位は「脳器質性精神障害」、「中毒性精神障害」、「その他」でそれぞれ4.9%となっています。



■障害の発症年齢

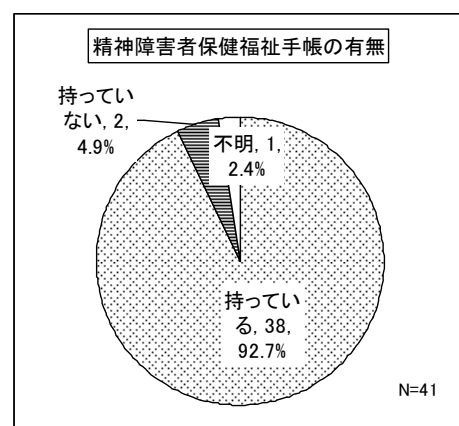
障害の発症時期は、「20代」が36.6%で最も多く、次いで「10代」が26.8%、「30代」が12.2%、「40代」が9.8%、「50代」が4.9%、「60歳以上」が2.4%となっています。

「30代」までの若い年代での発症が全体の75.6%を占めています。



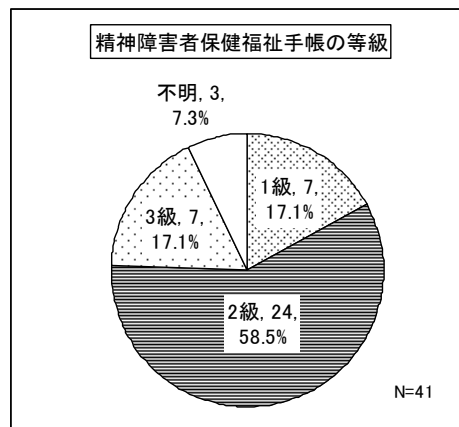
■精神障害者保健福祉手帳の所持の有無

精神障害者保健福祉手帳所持については「持っている」が92.7%、「持っていない」が4.9%となっています。



■手帳の等級

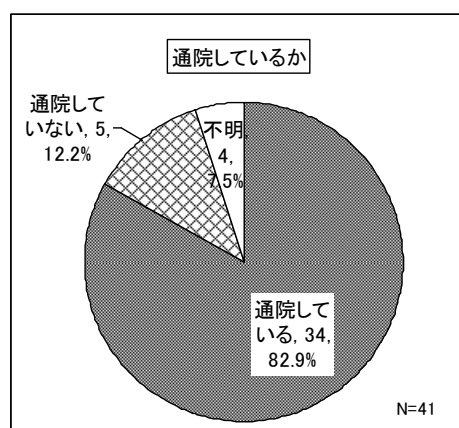
手帳所持者の等級は「2級」が58.5%で最も多く、次いで「1級」、「3級」がともに17.1%となっています。



■精神科・神経科・診療内科への通院状況

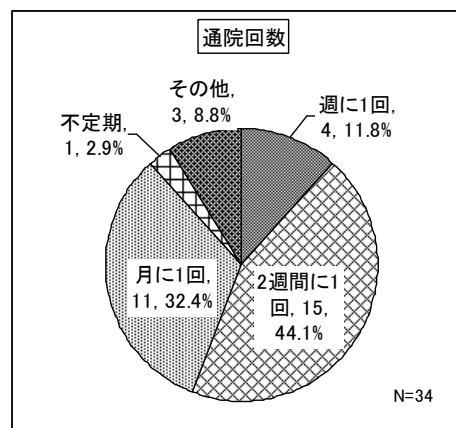
通院の状況を見ると「通院している」が82.9%、「通院していない」が12.2%となっています。

平成17年度調査においては、「通院していない」が3.8%となっており、「通院していない」割合が8.4ポイント増加しています。



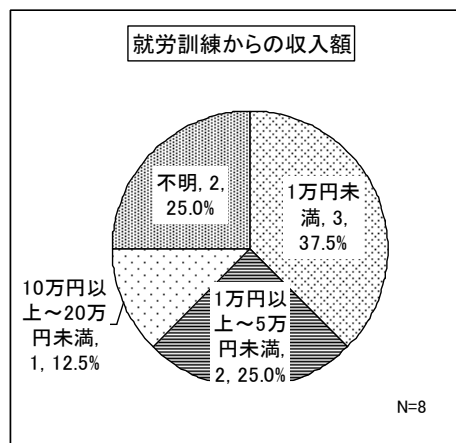
■通院している方の通院回数

通院回数は「2週間に1回」が44.1%で最も多くなっています。次いで「月に1回」が32.4%、「週に1回」が11.8%、「不定期」が2.9%となっています。



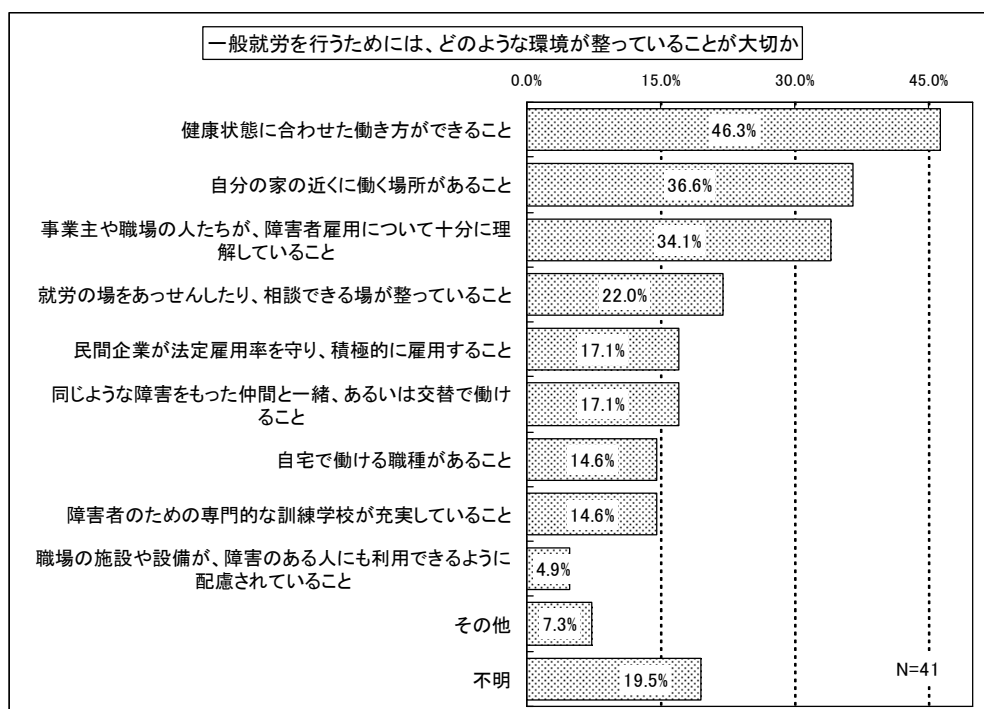
■生活・就労訓練等の作業から得られる収入額

就労訓練等の作業から得られる1ヶ月あたりの平均収入は「1万円未満」が37.5%、「1万円以上～5万円未満」が25.0%、「10万円以上～20万円未満」が12.5%となっています。



■一般就労を行うためには、どのような環境が整っていることが大切か

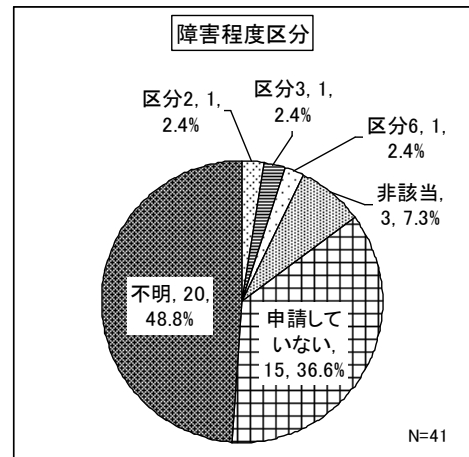
障害のある方が一般就労を行うために大切なことについて、第1位は「健康状態に合わせた働き方ができること」で46.3%となっています。第2位は「自分の家の近くに働く場所があること」で36.6%、第3位は「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分に理解していること」で34.1%、第4位は「就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること」で22.0%となっています。



をあっせんしたり、相談できる場が整っていること」で22.0%、第5位は「民間企業が法定雇用を守り、積極的に雇用すること」「同じような障害をもった仲間と一緒に、あるいは交替で働けること」でともに17.1%と続いています。

■障害程度区分

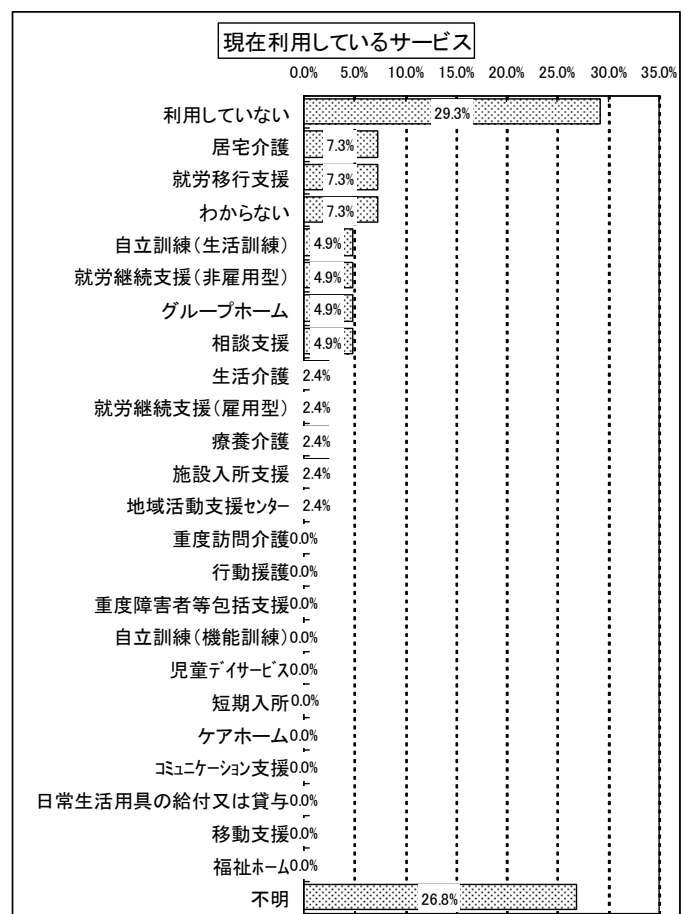
回答者の障害程度区分は、「申請していない」が36.6%で最も多くなっています。次いで「非該当」が7.3%、「区分2」、「区分3」、「区分6」が2.4%となっています。



■現在利用している障害福祉サービス

現在利用している障害福祉サービスの第1位は「利用していない」で29.3%となっています。

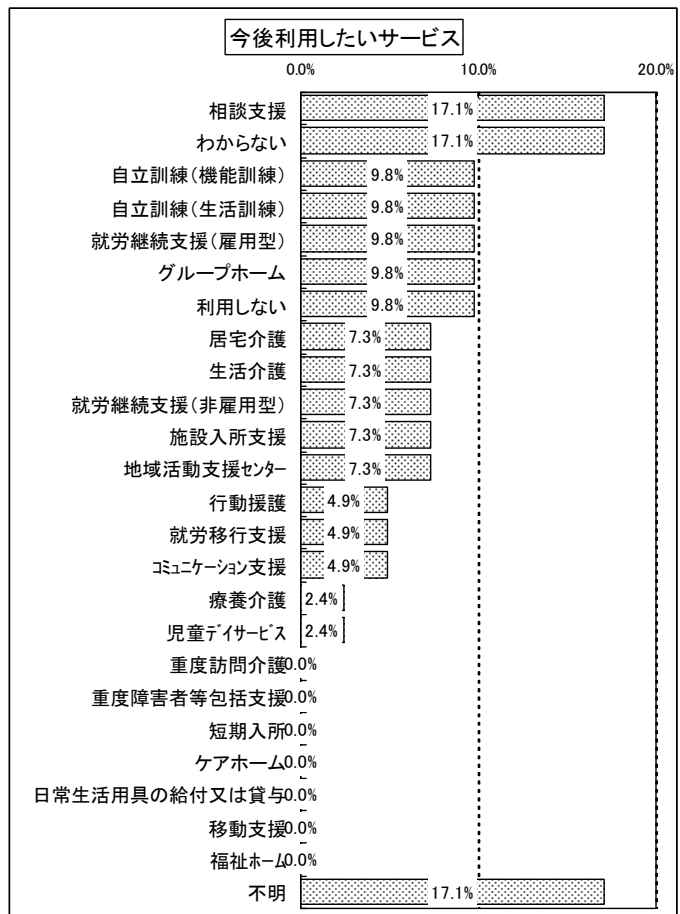
第2位はで「居宅介護」、「就労移行支援」、「わからない」でそれぞれ7.3%、第5位は「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援（非雇用型）」、「グループホーム」「相談支援」でそれぞれ4.9%となっています。



■今後の障害福祉サービス利用意向

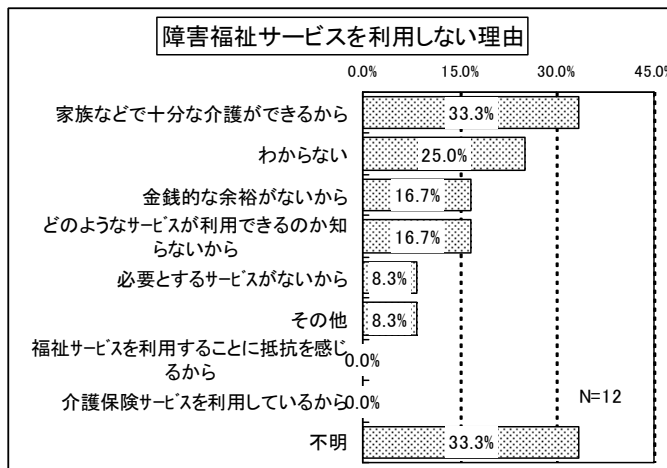
今後利用したい障害福祉サービスの第1位は「相談支援」、「わからない」で17.1%となっています。

第2位は「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援（雇用型）」、「グループホーム」「利用しない」で9.8%となっています。



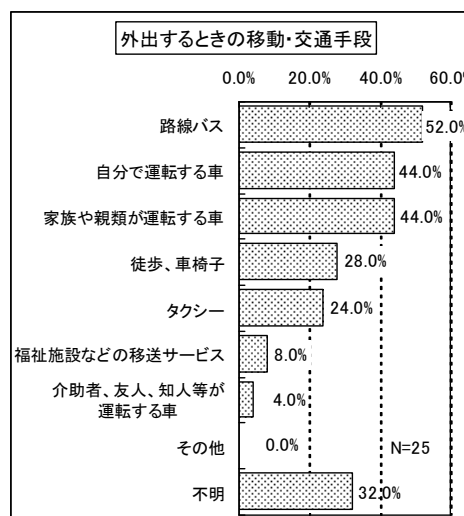
■サービスを利用していない理由

障害福祉サービスを利用していない理由の第1位は「家族などで十分な介護ができるから」で33.3%、第2位は「わからない」で25.0%、第3位は「金銭的に余裕がないから」、「どのようなサービスが利用できるのかわからないから」で16.7%、「必要とするサービスがないから」8.3%、「その他」8.3%、「必要とするサービスがないから」、「その他」で8.3%となっています。



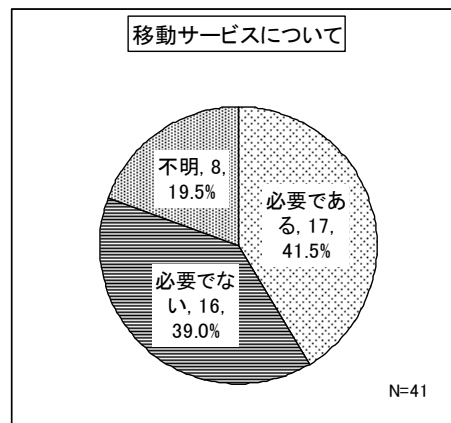
■外出するときの移動・交通手段

外出する時の移動・交通手段については、「路線バス」が52.0%で第1位となっています。第2位は「自分で運転する車」、「家族や親類が運転する車」でともに44.0%、第4位は「徒歩、車椅子」で28.0%、第5位は「タクシー」で16.1%と続いています。



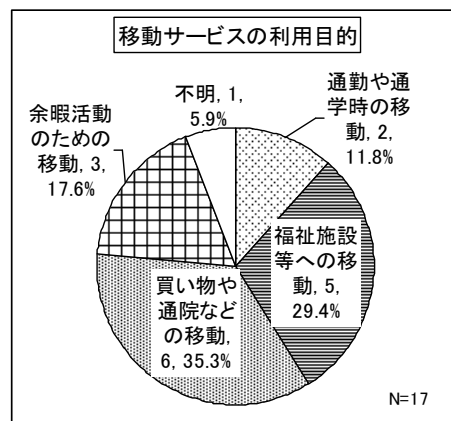
■移動サービスについて

日常生活を送るうえでの移動サービスについて、「必要である」が41.4%、「必要でない」が39.0%となっており、必要との意見が若干上回っています。



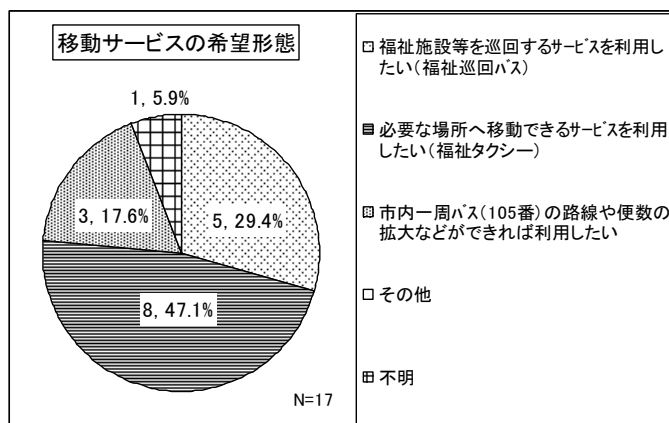
■どの様なときに移動サービスを利用したいか

移動サービスが必要と回答した方について、サービスを利用したいときは「買い物や通院などの移動」が最も多く35.3%となっています。次いで「福祉施設等への移動」が29.4%、「余暇活動のための移動」が17.6%、「通勤や通学時の移動」が11.8%となっています。



■移動サービスの形態

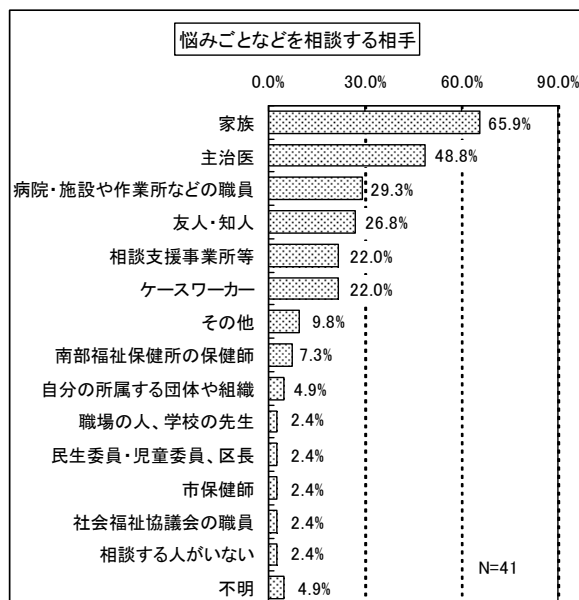
回答者の望む移動サービスは、「必要な場所へ移動できるサービスを利用したい（福祉タクシー）」が最も多く47.1%となっています。次いで「福祉施設等を巡回するサービスを利用したい（福祉巡回バス）」が29.4%、「市内一周バス（105番）の路線や便数の拡大などができれば利用したい」が17.6%となっています。



■悩みごとなどの相談相手

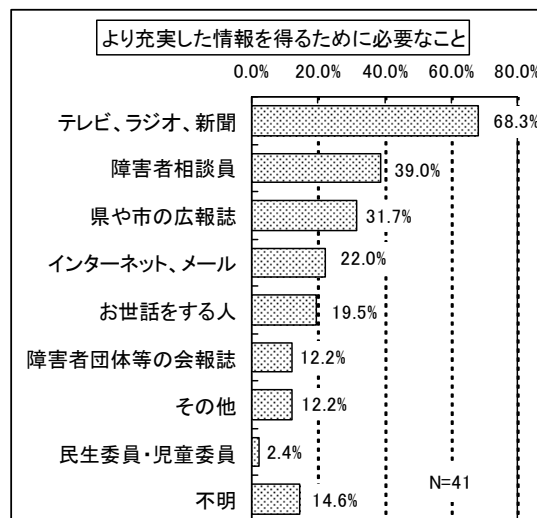
悩みごとのなどを相談する相手は、「家族」が65.9%で第1位となっています。第2位は「主治医」で48.8%、第3位は「病院・施設や作業所などの職員」で29.3%、第4位は「友人・知人」で26.8%、第5位は「相談支援事業所」、「ケースワーカー」でともに22.0%と続いています。

平成17年度の調査結果と比較しても上位4位までの項目に変化ありませんが、第5位が「相談支援事業所等」となっており、相談については、ある程度サービスの周知が進んできたことが伺えます。



■より充実した情報を得るために必要なこと

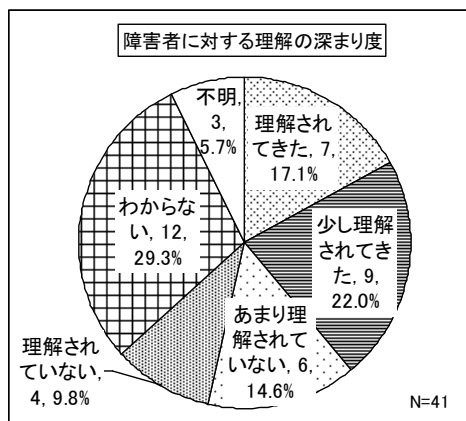
より充実した情報を得るために必要なことについては、「テレビ、ラジオ、新聞」が68.3%で第1位となっています。第2位は「障害者相談員」で39.0%、第3位は「県や市の広報誌」で31.7%、第4位は「インターネット、メール」で22.0%、第5位は「お世話をする人」で19.5%と続いています。



■障害者に対する理解

地域や住民の障害者に対する理解は深まってきたと思うかについては、「わからない」が 29.1%で最も多くなっています。次いで「少し理解されてきた」が 22.0%、「理解されてきた」が 17.1%、「あまり理解されていない」が 14.1%、「理解されていない」が 9.8%となっています。理解されてきたと感じているのは 39.1%となっています。

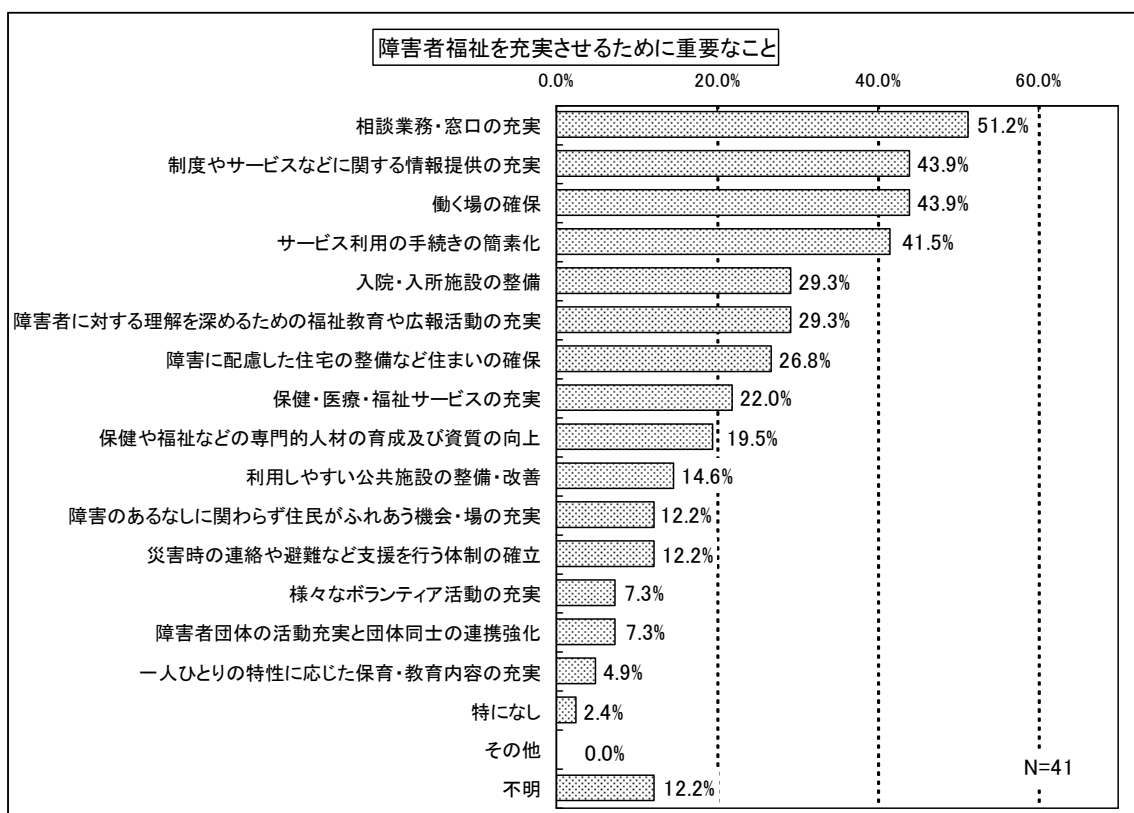
平成 17 年度調査において、理解されてきたとする割合は 32.1%となっており、7ポイント増加しています。



■障害福祉を充実させるために重要なこと

障害者福祉を充実させるためにどのようなことが重要になるかについては、第1位は「相談業務・窓口の充実」で 51.2%となっています。第2位は「制度やサービスなどに関する情報提供の充実」、「働く場の確保」でともに 43.9%、第4位は「サービス利用の手続きの簡素化」で 41.5%、第5位は「入院・入所施設の整備」、「障害者に対する理解を深めるための福祉教育や広報活動の充実」でともに 29.3%と続いています。

平成 17 年度調査においても上位 4 項目は変わらず、障害福祉を充実させるうえで重要性は高いと考えられます。



2. 豊見城市付属機関の設置に関する条例

○豊見城市付属機関の設置に関する条例

(平成 16 年 12 月 24 日条例第 18 号)

改正平成 17 年 3 月 31 日条例第 2 号 平成 17 年 7 月 1 日条例第 18 号

平成 17 年 9 月 14 日条例第 21 号平成 18 年 12 月 12 日条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、本市が設置する付属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第 2 条 別表左欄に掲げる執行機関に属する付属機関を同表中欄のとおり設置し、その担任する事務は、同表右欄に定めるとおりとする。

(その他)

第 3 条 付属機関の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項は、付属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に存する次の表の右欄に掲げる付属機関その他の機関は、当該表の左欄に掲げるこの条例に基づく付属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

豊見城市特別職報酬等審議会	豊見城市特別職報酬等審議会
豊見城市庁舎建設審議会	豊見城市庁舎建設審議会
豊見城市行政改革推進審議会	豊見城市行政改革推進審議会
豊見城市振興計画審議会	豊見城市振興計画審議会
豊見城市市有財産有効利用審議会	豊見城市市有財産有効利用審議会
豊見城市障害者施策推進協議会	豊見城市障害者等自立促進利用計画策定委員会
豊見城市養護老人ホーム入所判定委員会	豊見城市老人ホーム入所判定委員会
豊見城市障害児保育審査会	豊見城市障害児保育審査会
豊見城市予防接種健康被害調査委員会	豊見城市予防接種健康被害調査会
豊見城市健康づくり推進協議会	豊見城市健康づくり推進協議会

豊見城市構造政策推進会議	豊見城市構造政策推進会議
豊見城市公共事業評価監視委員会	豊見城市公共事業評価監視委員会
豊見城市心身障害児適正就学指導委員会	豊見城市心身障害児適正就学指導委員会
豊見城市立学校通学区域審議会	豊見城市立学校通学区域設定審議会
豊見城市市史編集委員会	豊見城市市史編集委員会

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 47 年豊見城村条例第 72 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 17 年 7 月 1 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 14 日条例第 21 号)

(施行期日)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 12 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める部分は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	豊見城市特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額に関すること。
	豊見城市庁舎建設審議会	庁舎建設についての調査審議に関すること。
	豊見城市男女共同参画会議	男女共同参画社会の実現に関すること。
	豊見城市行政改革推進審議会	行政改革の推進に関すること。
	豊見城市振興計画審議会	振興計画及び国土利用計画に関すること。
	豊見城市市有財産有効	市有財産の有効利用に係る調査審議に関する

	利用審議会	こと。
	豊見城市障害者施策推進協議会	障害者施策推進に関すること。
	豊見城市養護老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所措置に係る調査審議に関すること。
	豊見城市老人保健福祉計画策定委員会	老人保健福祉計画策定に関すること。
	豊見城市地域福祉計画審議会	地域福祉計画策定に関すること。
	豊見城市被保護者就労支援委員会	被保護者の就労支援に関すること。
	豊見城市障害児保育審査会	障害児保育に関すること。
	豊見城市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因する健康被害の調査、措置及びその対策に関すること。
	豊見城市健康づくり推進協議会	保健及び健康づくりに関すること。
	豊見城市構造政策推進会議	農林漁業の構造改善に関すること。
	豊見城市公共事業評価監視委員会	市の実施する公共事業の再評価に関すること。
教育委員会	豊見城市心身障害児適正就学指導委員会	心身に障害を持つ幼児、児童及び生徒の適正就学に関すること。
	豊見城市立学校通学区域審議会	学校の通学区域に関すること。
	豊見城市市史編集委員会	市史の編集に関すること。

3. 豊見城市障害者施策推進協議会規則

○豊見城市障害者施策推進協議会規則

(平成 16 年 12 月 28 日規則第 26 号)

改正平成 18 年 3 月 31 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成 16 年豊見城市条例第 18 号)第 3 条の規定に基づき、豊見城市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 協議会は、市の障害者施策推進に関し必要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第 7 条 委員長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、市民福祉部障害・長寿課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成 16 年豊見城市条例第 18 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

4. 障害者施策推進協議会名簿

豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿

構成	氏名	所属職名	備考
第1号委員	島袋清信 (シマブクロ セイシン)	元沖縄県福祉保健部参事官	委員長
第1号委員	糸数初枝 (イトカズ ハツエ)	沖縄県立西崎特別支援学校 校長	
第2号委員	安里京子 (アサト キョウコ)	沖縄県身体障害者相談員 及び豊見城市身体障害者福祉協会 会長	
第3号委員	山下政広 (ヤマシタ マサヒロ)	社会福祉法人まつみ福祉会 介護老人保健施設 桜山荘 事務局長	副委員長
第3号委員	外間美代子 (ホカマ ミヨコ)	沖縄県知的障害者相談員	
第3号委員	井上真由美 (イノウエ マユミ)	社会福祉法人とよみ福祉会 知的障害者通所授産施設 とみぐすく 施設長	
第3号委員	大城良和 (オオシロ ヨシカズ)	豊見城市社会福祉協議会 事務局長	
第4号委員	大城るみ子 (オオシロ ルミコ)	沖縄県南部福祉保健所 保健師	